

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2026年3月31日
- 【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 エグゼクティブ・ディレクター ファブリス・マス
(Fabrice Mas)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り
287-289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 白川 剛士
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
マルチ・ストラテジーズ・トラスト
- ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー
(Multi Strategies Trust - Nuveen US Equity Long & Short Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドル(年1回)クラス:
20億アメリカ合衆国ドル(約3,073億円)を上限とする。
円ヘッジ(年1回)クラス:
2,000億円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜
上、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値(1米ドル=153.66円)による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

マルチ・ストラテジーズ・トラスト

- ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

(Multi Strategies Trust - Nuveen US Equity Long & Short Fund)

(注)ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるマルチ・ストラテジーズ・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、1つのサブ・ファンド(すなわちファンド)のみにより構成されている。ファンドは1または複数のクラスで構成される。本書の日付現在のファンドのクラスは、米ドル(年1回)クラスおよび円ヘッジ(年1回)クラスである。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドル(年1回)クラス受益証券および円ヘッジ(年1回)クラス受益証券の2種類のクラスの受益証券(以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。)について、本書により募集が行われる。

ファンド証券は、記名式無額面受益証券である。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンドは、追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

米ドル(年1回)クラス:

20億アメリカ合衆国ドル(約3,073億円)を上限とする。

円ヘッジ(年1回)クラス:

2,000億円を上限とする。

(注1)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)による。以下、米ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

(注2)ファンドは、ケイマン諸島法に基づいて設定されているが、ファンド証券の米ドル(年1回)クラスについては米ドル建て、円ヘッジ(年1回)クラスについては円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りそれぞれ米ドル貨または円貨をもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

各取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格

なお、発行価格に関する照会先は、後記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(注1)「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、東京、ルクセンブルクおよびダブリンの銀行が営業を行っている日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引を行っている日(または受託会社が随時決定するその他の日)をいう。

(注2)「取引日」とは、毎ファンド営業日(または受託会社が随時決定するその他の日)をいう。

(5)【申込手数料】

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額に3.30%(税抜3.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が個別に定める額の申込手数料を課することができる。なお、申込手数料に関する照会先は、後記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(6) 【申込単位】

米ドル(年1回)クラス:

100米ドル以上0.01米ドル単位または10口以上0.001口単位(もしくは日本における販売会社が別途定める金額)

円ヘッジ(年1回)クラス:

10,000円以上1円単位または1口以上0.001口単位(もしくは日本における販売会社が別途定める金額)

(7) 【申込期間】

2026年4月1日(水曜日)から2027年3月31日(水曜日)まで

(注1)日本における販売会社および販売取扱会社が定める申込締切時間(原則としてファンド営業日の午後3時(東京時間))までに受領されたものを当日の申込みとする。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

(注2)申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注3)申込みは申込期間中のファンド営業日に取扱いが行われる。

(注4)設定日は2019年5月28日である。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については以下に照会のこと。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(代行協会員)

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ホームページ: <https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」

(以下、申込取扱場所となる各金融機関を「日本における販売会社」という。)

(注)日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、国内約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が購入注文の成立を確認した日。通常、申込日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに、申込金額と申込手数料を支払うものとする。

(注)国内営業日とは、東京において銀行が営業している日であり、かつ、東京証券取引所が取引を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、関連する取引日から4ファンド営業日以内または受託会社はその裁量で適宜定めるその他の期間内にファンドの各クラスの参照通貨でファンドの口座宛に払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「(12)その他(八)申込みの方法」を参照のこと。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ)申込証拠金はない。

(ロ)引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結している。

日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社(以下「販売取扱会社」という。日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、当該日本における販売会社も含むものとする。)を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻し請求の受託会社への取次ぎを行う。

(注)販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻し請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻し代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンド証券に関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

(八) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に従い、日本における販売会社または販売取扱会社に対し、国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込金額は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款に従い、円貨または当該クラス受益証券の参照通貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における受益証券の参照通貨への換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

また、日本における販売会社においては、口座毎に買付注文金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで買付口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除く)。一方、受託会社においては、日本における販売会社からの買付注文金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、買付口数の合計を算出する。

(注)「国内約定日」とは、申込みの成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、申込日の翌国内営業日)をいう。

(二) 日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、2018年11月19日付信託証書に従って設定されたアンブレラ・ファンドであるマルチ・ストラテジーズ・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。本書の日付現在、ファンドは、1つのサブ・ファンド(すなわちファンド)のみにより構成されている。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのファンドをいう。

ファンドの投資目的は、米国の金融商品取引所に上場されている企業の株式を主要投資対象とし、現物株式の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせたロング&ショート戦略による運用を行うことで、長期的に信託財産の成長を目指すことである。

ファンドにおける信託金の最高限度額の制限はない。ただし、米ドル(年1回)クラスにあっては20億米ドル、円ヘッジ(年1回)クラスにあっては2,000億円を、それぞれ上限とする。

管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により上記の金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合がある。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻された受益証券について支払われる買戻価格は、各取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格である。

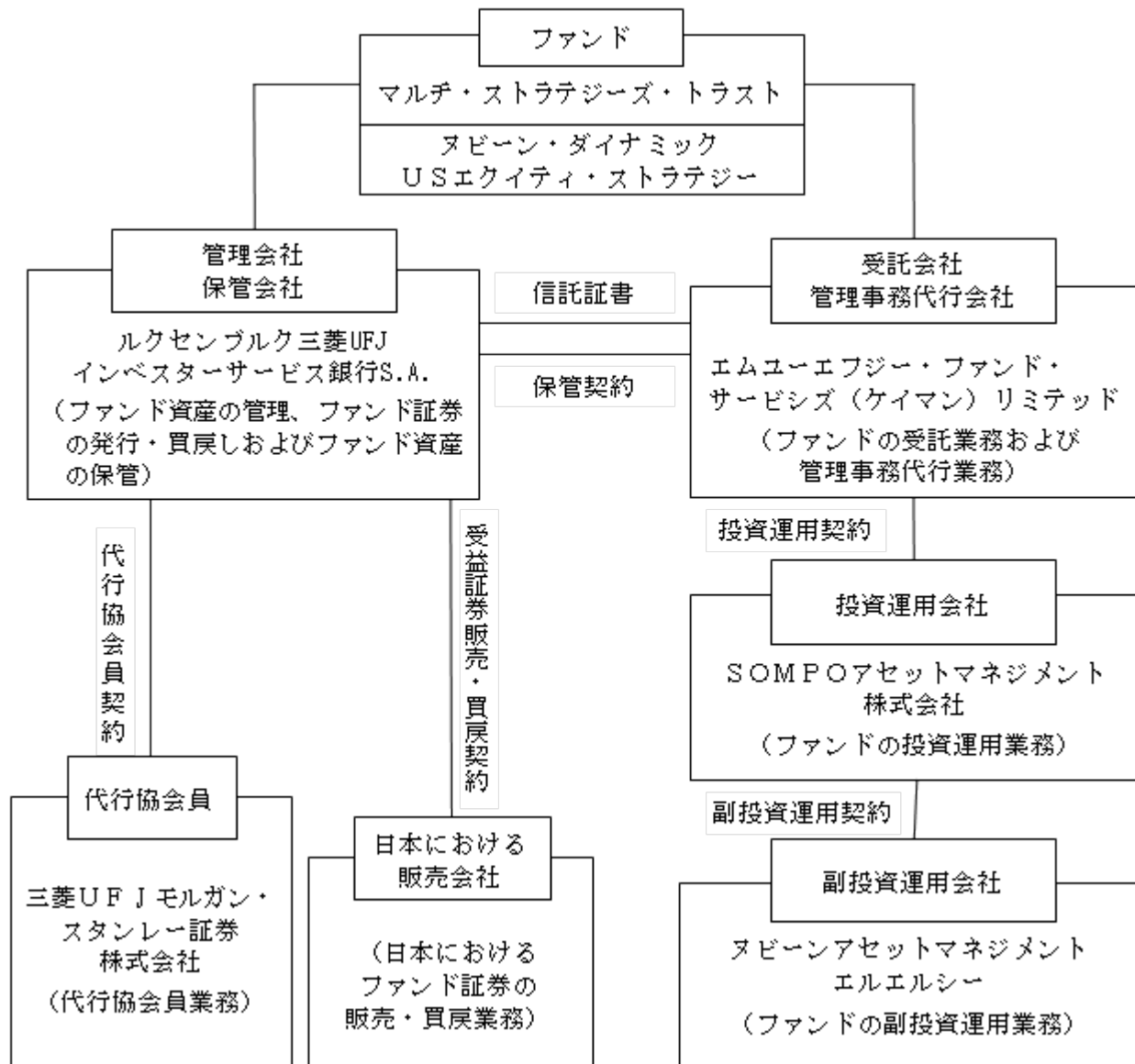
ファンドの信託期間は、信託証書の締結日である2018年11月19日の150年後に終了する。

(2)【ファンドの沿革】

1974年4月11日	管理会社設立
2018年11月19日	信託証書および補遺信託証書締結
2019年5月13日	ファンド証券の募集開始
2019年5月28日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJ インベスターサービス 銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社	2018年11月19日付で信託証書および補遺信託証書を受託会社と締結(以下「信託証書」と総称する。)。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。2019年4月23日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定している。
エムユーエフジー・ ファンド・サービスズ (ケイマン)リミテッド (MUFG Fund Services (Cayman) Ltd.)	受託会社 管理事務代行会社	2018年11月19日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
S O M P Oアセットマネジメン ト株式会社	投資運用会社	2019年5月28日付で効力発生の投資運用契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ヌビーン アセットマネジメント エルエルシー (Nuveen Asset Management LLC)	副投資運用会社	2019年5月28日付で効力発生の副投資運用契約(注3)を投資運用会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2019年4月24日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 また、2019年4月24日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 投資運用契約とは、受託会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

(注3) 副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

() 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

() 資本金の額(2026年1月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約288億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

1974年4月11日 設立

2006年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

2007年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

2016年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

() 大株主の状況

(2026年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号	5,051,655株	100.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(A) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(改訂済)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

(B) 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的に英国の信託法に従っている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されている。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、期限前に終了しない限り、信託証書の締結日である2018年11月19日の150年後に終了する。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

(A) ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAには目論見書の内容や形式を指示する特別な権限はないが、CIMAは、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに書面で通知する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法(改訂済)(以下「金融庁法」という。)およびマネーロンダリング防止規則(改訂済)(以下「マネーロンダリング防止規則」という。)または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ ケイマン諸島(PricewaterhouseCoopers Cayman Islands)である。トラストの会計監査は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

トラストは、会計年度末から6か月以内に監査済会計書類をCIMAに提出する。

トラストの管理事務代行業務を行う者(以下「管理事務代行会社」または「管理事務代行者」という。)は、(a)トラスト資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a)トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社を知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年9月30日である。会計書類は、米国において一般に公正受当と認められる会計原則に従って作成され、会計年度末から4か月以内に受益者に送付される。また、未監査の会計書類が作成され、毎年3月末日から2か月以内に受益者に送付される。

(B) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合

は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は、高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

CIMAは、() 規制されたミューチュアル・ファンドが支払期日の到来した債務を弁済できないか、もしくはできなくなる可能性が高いか、または投資者もしくは債権者の利益を害する方法で事業を継続するか、もしくは継続を試みようとしているか、またはその事業を任意に清算すると確信する場合、() トラストのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合に、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド認可条件を遵守せず、ミューチュアル・ファンド法またはマネーロンダリング防止規則に反して業務を行うかもしくは行おうとしていると確信する場合、() 規制されたミューチュアル・ファンドの指示および運用が、適切かつ確かな方法で遂行されていないと確信する場合、または() 規制されたミューチュアル・ファンドの管理会社の地位にある者がかかる地位を維持するにふさわしくかつ適切ではないと確信する場合、一定の措置を講じることができる。CIMAの権限には、特に、受託会社の交代を要求する権限、ファンド業務の適切な実施に関連して受託会社に助言を行う者を任命する権限、トラストの業務の管理を引き受ける者を任命する権限などを含む。その他にも、上記以外の措置の承認を求めてケイマン諸島の裁判所に申請を行うことができるなど、CIMAが利用できる救済が存在する。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、米国の金融商品取引所に上場されている企業の株式を主要投資対象とし、現物株式の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせたロング&ショート戦略による運用を行うことで、長期的に信託財産の成長を目指すことである。

株式市場の上昇を捉えつつ、株式市場の下落時にはマイナスを抑制することにより、長期的なリターンの獲得を目指す。

ポートフォリオの構築は、個別銘柄の財務の健全性や業績動向、事業の成長性、株価の割安度、流動性等に係る評価・分析に基づき行う。副投資運用会社は、株価の上昇が期待できる銘柄をロング・ポジション、株価の下落が予想される銘柄をショート・ポジションとし、クオンツ分析、ファンダメンタルズ分析およびリスク管理を組み合わせた、ボトムアップ・アプローチを用いて銘柄を選択する。銘柄は、原則として、マルチ・ファクターの定量的モデルにより提供される証券の順位および証券のファンダメンタル分析の双方に基づき、ロングまたはショート・ポジションとしてポートフォリオに追加される。また、副投資運用会社は、リスク管理手法を利用して、個々の銘柄およびセクターに投資される金額に制約を設定する。副投資運用会社は、そのモデルにおける順位の低下またはファンダメンタル・リサーチが企業のファンダメンタルズの悪化を把握した場合、当該銘柄を売却する場合がある。

ファンドは、資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によって、上記のような運用ができない場合がある。

ファンドの特色

- 1 米国の金融商品取引所に上場されている企業の株式を主要投資対象とし、現物株式の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせたロング&ショート戦略のファンドです。
- 2 ファンダメンタルズ分析とクオンツ分析の融合によるボトムアップ・アプローチにより銘柄選択を行い、買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)により銘柄を分散してポートフォリオを構築します。株式市場の上昇を捉えつつ、株式市場の下落時にはマイナスを抑制することにより、長期的なリターンの獲得を目指します。
- 3 米国株式の運用の指図にかかる権限をスビーニアセットマネジメント エルエルシーに委託します。
- 4 当ファンドは「米ドル(年1回)クラス」と「円ヘッジ(年1回)クラス」の2つの通貨クラスから構成されます。
 - <米ドル(年1回)クラス>
通貨は米ドルでお申込みいただけます。為替ヘッジは行いません。
 - <円ヘッジ(年1回)クラス>
通貨は円でお申込みいただけます。「円ヘッジ(年1回)クラス」に対し米ドル円の為替ヘッジを行います。
※一般的に、ヘッジ対象通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。
※為替ヘッジ取引は、外国為替予約取引などを活用します。

投資手法

- 個別銘柄の評価は、財務の健全性や業績動向、事業の成長性、株価の割安度、流動性等に係るファンダメンタルズ分析、クオンツ分析に基づき行います。
- 株価の上昇が期待できる銘柄をロング・ポジション、株価の下落が予想される銘柄をショート・ポジションとし、投資制約等を勘案し、ポートフォリオを構築します。
- ファンドは、資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によって、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 「米ドル(年1回)クラス」と「円ヘッジ(年1回)クラス」から構成されます。



(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

運用体制

サブ・ファンドの運用体制は以下の通りです。

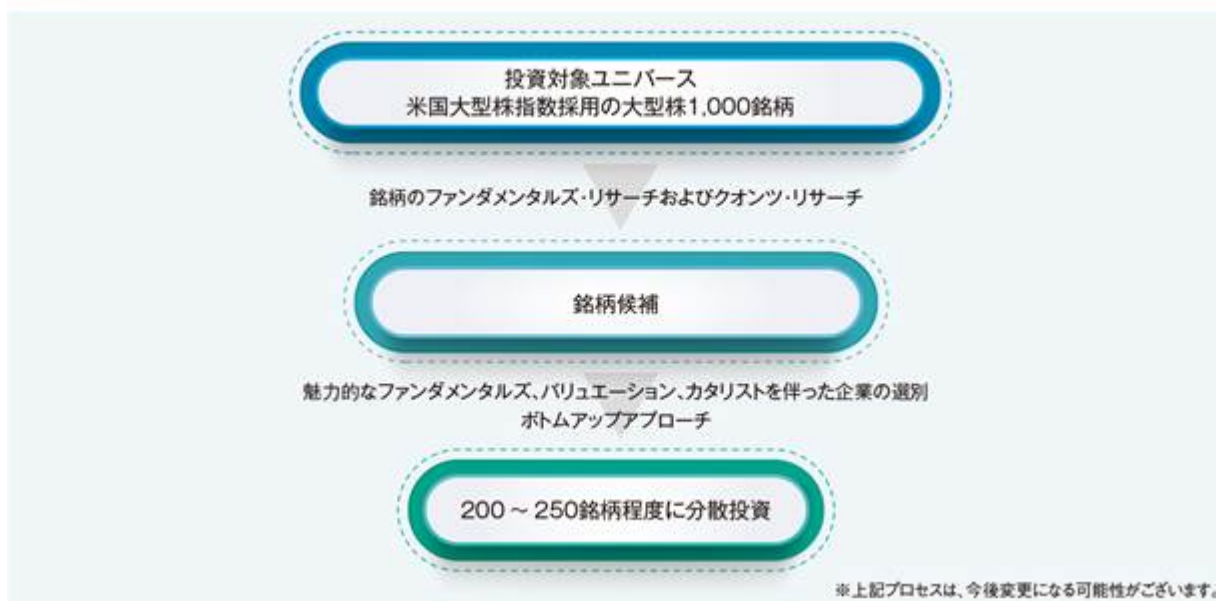
投資運用会社

受託会社は、SOMPOアセットマネジメント株式会社に対し、サブ・ファンドの信託財産の投資および再投資を管理する責任を委託しています。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の投資運用を日々監視します。

副投資運用会社

投資運用会社は、ヌビーンアセットマネジメント エルエルシーに対し、サブ・ファンドの信託財産の投資および再投資を管理する責任を委託しています。

運用プロセス



(4)【分配方針】

受託会社は、投資運用会社と協議の上、分配日において、年次の分配を行うことができる。

分配は、分配基準日に受益証券の保有者として登録されている者に対して支払われる。分配基準日が取引日に該当する場合、その取引日のすべての申込みと買戻しを考慮して、受益証券の保有者が決定される。

分配は、関連する受益証券のクラスに帰属する、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに元本から、行うものとする。

受益者(注：登録受益者である日本における販売会社)に対する分配の支払いは、分配支払日に行うものとする。

受益証券1口当たりの分配金は、米ドル(年1回)クラスについては小数第2位に四捨五入され、また、円ヘッジ(年1回)クラスについては円の単位に四捨五入される。

分配方針

原則として、インカム等収益および売買益等から、受託会社が受益証券1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 毎年10月20日を「分配日」(ファンド休日の場合は、翌ファンド営業日)とします。
- 分配日の前ファンド営業日が「分配基準日(ファンド休日の場合は、前ファンド営業日)」となります。
- 分配金は、分配日から起算して6ファンド営業日以降に海外で支払われます。

(注1) 「分配日」は毎年10月20日(当該日がファンド営業日でない場合には、翌ファンド営業日)または受託会社が決定するその他の日をいいます。

(注2) ファンド営業日とは、「ニューヨーク、東京、ルクセンブルクおよびダブリンの銀行が営業を行っている日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引を行っている日(または受託会社が随時決定するその他の日)」

(5) 【投資制限】

投資制限

1. 空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えることはできない。
2. ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行うことはできない。ただし、合併等の特別かつ緊急の状況において、一時的に10%を超える場合はこの限りではない。
3. ファンドおよび管理会社の運用するすべての投資信託による保有が、一発行会社の議決権の総数の50%を超えることとなるような場合において、当該発行会社の株式投資を行うことはできない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。
4. ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産価額の15%を超えて投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(臨時改訂または変更されることがある。)(外国証券の取引に関する規則)によって必要とされたとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。
5. () ファンドは、単一の発行体の株式または受益証券の価額(以下「株式エクスポージャー」という。) が純資産価額の10%を超える場合(かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有しないものとする。
() ファンドは、デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ・エクスポージャー」という。) が、純資産価額の10%を超える場合(かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有しないものとする。疑義を避けるために申し添えると、当該上限はファンドが有する評価益の額に適用され、また、120日以内に予約期日が到来する為替予約取引(店頭デリバティブ取引に該当するものは除く。) には適用されない。
() ファンドは、単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分(以下これらを「債券エクスポージャー」という。) の価額が純資産価額の10%を超える場合(かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、(a) 有価証券(上記() に記載される株式または受益証券を除く。)、(b) 金銭債権(上記() に記載されるデリバティブを除く。) および(c) 匿名組合出資持分を保有しないものとする。
(注) 担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。
() ファンドは、単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーが合計で純資産価額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとする。
6. ファンドは、管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害する取引を行わないものとする。
7. ファンドは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社および投資運用会社または副投資運用会社(該当する場合)が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産価額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行わないものとする。

上記の制限のいずれかについて超過または違反した場合、投資運用会社または副投資運用会社(該当する場合)は、逸脱を是正するために受益者の利益を考慮した上でファンドのポートフォリオに関して措置を講じるが、制限の超過に関してそれ以上の責任を負わない。上記にかかわらず、受託会社、投資運用会社または副投資運用会社(該当する場合)は、逸脱を是正するために常に投資対象を取得または処分する権限を有する。

投資制限からの逸脱

投資方針および投資制限(以下「投資ガイドライン」という。)に関して、ファンドのいずれかの投資対象の評価額の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻し等をはじめとする事象の結果として投資ガイドラインの逸脱が発生した場合について、副投資運用会社は当該投資対象の売却を直ちに要求されることはない。ただし、副投資運用会社は、投資ガイドライン違反が認識された後に合理的な期間内に、受益者の利益を考慮して当該投資ガイドラインを遵守するために合理的に実行可能な措置を講じるものとする。

副投資運用会社は、(i) 受益証券の購入申込みまたは買戻請求についてファンドの現金ポジションが変更したと単独の裁量により判断する場合、() ファンドが投資する市場もしくは投資対象について突然もしくは重要な変更または副投資運用会社の合理的なコントロールが及ばないその他の事象が生じると副投資運用会社が単独の裁量において予測する場合、および/または() 流動性の提供またはファンドの終了の準備のため、かかる逸脱が合理的に必要であると副投資運用会社が単独の裁量で判断する場合、投資ガイドラインから逸脱することができる。副投資運用会社はかかる逸脱を認識した場合は受託会社に対し直ちに通知し、受益者の利益を考慮して合理的に可能な限り速やかにかかる逸脱を是正することを目指す。

基準通貨

ファンドの基準通貨は米ドルであり、ファンドの資産は原則として米ドル建てである。受託会社は、為替相場の変動から生じる受益証券の価格の変動に対して円ヘッジ(年1回)クラスをヘッジすることを目的として、スポットもしくはフォワード契約の売買または為替変動リスクをヘッジするためのその他の金融商品を用いて、継続的な指示および関連する為替取引の執行のために必要な法的書類に基づき、為替取引執行エンティティとして保管会社を任命する。しかしながら、いかなるヘッジ取引についても、米ドル以外の通貨エクスポージャーに関連するあらゆるリスクをすべて取り除く保証はない。保管会社は為替取引の投資判断に関連するいかなる責任も明示的に拒絶する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れている有価証券等の価格変動や為替相場の変動等により大きく上下することがある。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する。受益証券への投資に伴う損失に対する保証、ファンドの投資目的が達成される保証、また利益が実現される保証はない。米国株式の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせたロング&ショート戦略が一定のリスクを伴うのと同様に受益証券への投資は以下に言及するリスク等を伴う。以下のリスクはすべてのリスクを網羅するものではなく、投資予定者は本書を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談すべきである。投資信託は、預貯金と異なる。

受益証券は、ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する、投資に精通した個人による投資のみに適している。ファンドは債務証券に集中的に投資するため、特定のポートフォリオには不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたトラストならびにファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的なリスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全な記載ではないが、ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討されるべきである。

ファンドは主に外国の証券に投資し、受益証券1口当たり純資産価格はファンドが投資する証券等の価格の値動きに応じて変動する。また、ファンドは外国の通貨建ての資産に投資するため、外国為替リスクも負担する。したがって、受益証券1口当たり純資産価格が低下するおそれがあり、元本は保証されていない。

ファンドの主なリスク要因

以下は、主なリスク要因および勘案事項であるが、すべてのリスク要因および勘案事項を完全に網羅するものではなく、また、リスク要因および勘案事項は以下に限定されるものでもない。

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券およびその他の商品または為替相場の変動ならびにその他の要因により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化および状況に対する第三者評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券1口当たり純資産価格の下落により投資元本を割り込むことがある。運用による一切の損益は投資者に帰属する。

ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴う。ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、また、受益者が自己の投資額のすべてまたは実質的にすべてを失うことはないという保証もない。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがある。したがって、ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合がある。

為替変動リスク

<米ドル(年1回)クラス>

ファンドの投資対象には米ドル以外の通貨建資産も含まれるので、当該外貨の米ドルに対する為替レートの変動の影響を受ける。

また、受益証券1口当たり純資産価格の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、投資時点より1口当たり純資産価格が上昇していても、外国為替相場の変動によって、換金時の円貨受取金額が円貨投資金額を下回る場合がある。

<円ヘッジ(年1回)クラス>

原則として米ドルを対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図るが、為替変動リスクを完全に排除できるものではない。また、米ドル以外の通貨に対する為替変動リスクは残る。

なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、金利差相当分のヘッジコストがかかる。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合がある。

米国の株式への投資のリスク

ファンドのロングのポートフォリオが保有するエクイティ証券の評価額が短期的にまたは長期間にわたり大幅に低下することがあり、このような低下は全般的な株式市場の値下がりにより、または特定の国、企業、業種もしくは市場のセクターのみの値下がりにより生じることがある。反対に、ファンドのショートポジションの評価額が、全般的な株式市場の値上がりにより、または特定の国、企業、業種もしくは市場のセクターのみの値上がりにより低下することがある。ファンドは、随時、その資産の大部分を一または複数の関連するセクターまたは業種の企業に投資することがあるため、ファンドは当該セクターまたは業種に影響を及ぼすマイナス方向への進展に対して一段と脆弱になることがある。

大型株リスク

副投資運用会社は、主に大型株に投資することができ、一般的にはネット・ロング・ポジションを維持することができるため、ファンドは、小型株が有利な時期に、主に小型株に投資するファンドのパフォーマンスを下回る可能性がある。

空売りリスク

空売りの日からファンドの勘定で副投資運用会社が借り入れた有価証券に代わる有価証券を購入する日までの間に、空売りした有価証券の価格が上昇した場合、ファンドは空売りの結果として損失を被る。さらに、貸し手は空売りした有価証券を短期間で貸し手に返却するよう要請することができ、または市場の状況がそのように要求することがあるが、その結果、ファンドは、空売りしたポジションをクローズするため、空売りした有価証券を不利な価格で購入しなければならなくなる可能性がある。これが発生した場合、ファンドの予想利益は減額もしくは消滅するか、または空売りによって損失を被る可能性がある。株価の上昇局面では、ファンドのショート・ポジションがファンドの全体的なパフォーマンスに重大な影響を与え、特に急激に上昇する市場においては、ファンドが伝統的なロングオンリーの株式ファンドを下回るか、損失を被る可能性がある。空売りを使用することにより、ファンドは他のファンドよりも費用が高くなる可能性もある。

空売りによる損失は空売りした有価証券の価値の上昇から生じるため、かかる損失は理論的には無制限である。対照的に、ロング・ポジションの損失は、有価証券の価値の減少から生じ、有価証券の価値がゼロを下回ることはないという事実によって限定される。パフォーマンスの改善またはポートフォリオ全体のリスクの低減を目的とした、副投資運用会社によるファンドのポートフォリオのロング・ポジションと空売りの組み合わせの使用は、成功しない可能性があり、ファンドがロング・ポジションのみを保有する場合と比較して、損失

が大きくなるかプラスのリターンが低くなる可能性がある。ファンドの有価証券のロング・ポジションの価値の減少は、ファンドのショート・ポジションの価値の上昇(すなわち、ファンドの潜在的損失の増大)と同時に発生する可能性がある。さらに、ファンドの空売り戦略は、株式市場の上昇から完全に恩恵を受ける能力を制限する可能性がある。

副投資運用会社が、有価証券の空売りによって得た収益を追加的なロング・ポジションに投資する限度で、ファンドはレバレッジの形態をとっている。レバレッジの使用は、ファンドのロング・ポジションに対するエクスポージャーを増加させ、レバレッジを使用しない場合よりも純資産価額に大きな変化をもたらす可能性がある。この結果、リターンのボラティリティが高まる可能性がある。

信用リスク

組入れられる株式は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがある。

運用戦略に関するリスク

ファンドは売建て(ショート・ポジション)取引を行うので、売建てた株式等が値上がりした場合、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となる。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性がある。

アクティブ運用のリスク

副投資運用会社は、ファンドの投資対象をアクティブに運用する。したがって、ファンドは、副投資運用会社が採用する投資手法およびリスク分析が望ましい結果を生じさせないことがあるとのリスクにさらされている。これにより、ファンドは、関連するベンチマークまたは同様の目的を持つ他のファンドに遅れを取ることで、価値を失ったり、投資成果を落としたりする可能性がある。

頻繁な取引のリスク

ファンドのポートフォリオの回転率は100%を超える可能性がある。ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、分配された場合には株主に課税されるキャピタル・ゲインを生み出す。頻繁な取引はまた、ファンドが証券を売買する際に支払うブローカー・ディーラーに対する手数料または利幅の額を増加させる可能性があり、これによりファンドのパフォーマンスを損なう可能性がある。

投資戦略リスク

自己のおよび第三者のデータおよびシステムが、ファンドの意思決定を支援するために使用される。データの不正確さ、ソフトウェアまたはその他の技術上の機能不良、プログラムの不正確さおよび類似の状況は、これらのシステムのパフォーマンスを損ない、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ファンドの運用に使用される定量的モデルが予想どおりに機能する、またはファンドがその目的を達成することを可能にするという保証はない。

為替リスク

米ドル(年1回)クラス受益証券は米ドル建てである。そのため、投資者の金融活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含む。)(以下「投資者の通貨」という。)により行われている場合には、為替換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替レートが大幅に変動するリスク(米ドルの評価減または投資者の通貨の再評価に起因する変動を含む。)、および、規制当局が米ドルまたは投資者の通貨(場合による。)に対する為替管理規制を課すかまたは当該規制を修正するリスクが含まれる。投資者の通貨の価値が米ドルに対して値上がりすると、(a)純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格に相当する投資者の通貨建ての価値、ならびに、(b)支払分配金(もしあれば)に相当する投資者の通貨建ての価値が値下がりする。日本円以外の通貨で円ヘッジ(年1回)クラス受益証券に投資する投資家についても同様のことが当てはまる。

金利リスク

ファンドの資産を投資することができる債務証券は、その存続期間中(即ち投資運用会社による取得時から投資運用会社による換金までの期間)、当該期間の金利の変動に応じて価格の変動にさらされることがある。このようなリスクを金利リスクと称する。一般的に、関連する国の金利が低下すると債券価格は上昇し、関連する国の金利が上昇すると債券価格は低下する。金利が変動すると、債務証券(債券を含む。)の残存期間がかかる債務証券の時価の変動の度合いを示すものとして利用されることがある。他の条件がすべて等しければ、残存期間が長ければ長いほど一定の金利の推移に対する債務証券(債券を含む。)の時価の変動が大きくなる。純資産総額は、ファンドの資産が異なる残存期間の債務証券から構成されることにより、上記の変動の結果として変動する可能性がある。

超低金利またはマイナス金利の期間において、ファンドはプラスのリターンを計上し続けることができない可能性がある。金利はアメリカ合衆国および一部の欧州諸国を含む世界の多くの地域で過去最低水準にある。一部の欧州諸国では最近、一部の確定利付証券の金利がマイナスになっている。超低金利またはマイナス金利により金利リスクが増大することがある。金利の変動(利率がゼロを割り込むことを含む。)が市場に予想外の影響を及ぼし、その結果として市場のボラティリティが高まり、ファンドの運用実績が低下する可能性がある。

信用リスク(不履行リスク)

投資運用会社はファンドの勘定で債務商品に投資することがある。ファンドの資産を投資する債務商品は、当該商品の元利金が支払われないリスクを負うことがある。信用リスクの増大がファンドの投資方針の達成を妨げることがある。発行体の財政状態もしくは全般的な経済状況やその双方の悪化、または金利の予想外の上昇により、発行体の元利金の支払能力が低下することがある。発行体が元利金を適時に支払うことができなければ、ファンドの勘定で保有される証券の価値に影響が及ぶことがある。一部の証券に流動性のある取引市場が存在しないと、当該証券の公正価値をファンドの評価理論に基づいて設定できないことがある。さらに、新興市場国でこのような投資を行う際の信用リスクが先進国への投資に比べて高い傾向がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券または他の金融商品を購入または売却しようとする際に、買い需要がないために有価証券もしくは他の金融商品を売却できないか、または売り供給がないために有価証券もしくは他の金融商品を購入できないリスクをいう。例えば、有価証券もしくは他の金融商品の市況動向、流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢価格よりも低い価格で売却しなければならないことがある。かかる場合には、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、ハイイールド債券等の低格付の債券に伴う取引の市場規模および売買高は高格付の債券に比べて小さく、投資環境次第では頻繁な取引を行えないことがある。

純資産価額の計算

純資産価額は、米国において一般に認められた会計原則、または受託会社が随時書面により合理的に指定するその他の一般に認められた会計原則もしくは会計基準に従って決定される。ファンドの特定の直接的または間接的投資対象について、正確な評価であると受託会社またはその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったことが判明した場合、受託会社またはその委託先のいずれも何らの責任を負わない。ファンドの一部の資産に関する独立した価格情報を常に入手できるとは限らない。評価が正確でない場合、1口当たり純資産価格ならびに結果的に申込価格および買戻価格が実際よりも高く表示されるか、または安く表示されるおそれがある。その結果、受益証券の買戻請求を行った受益者への支払額が実際に多くなるか、または少なくなり、新規の受益者の受益証券のための支払が多くなるか、または少なくなりかねない。また、ファンドに対する多数の業務提供者の報酬が純資産価格と連動しているため、評価の不一致の結果、当該業務提供者への支払が多くなるか、または少なくなることがある。受託会社は、純資産価格の計算において誠実に利用される価格または評価が不正確または誤りであったことが判明しても責任を負わない。管理事務代行会社は、追加の精査を行うことなくいずれかの情報源により自らに提供される価格および評価に依拠し、このように依拠することに関してファンドまたはいずれかの受益者に責任を負わないものとする。重大な過失がない場合、純資産総額の決定は最終的なものであり、純資産価格の再計算は行われぬ。

デリバティブ商品

デリバティブにはその評価額が一または複数の裏付証券、金融ベンチマーク、通貨または指数に連動している商品および契約が含まれる。投資者はデリバティブにより、裏付資産に投資するより低コストで特定の証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の価格変動をヘッジするか、またはそれらの投機的な投資を行えるようになる。デリバティブの評価は裏付資産の価格変動に大きく左右される。そのため、裏付資産の取引に該当するリスクの多くがデリバティブの取引にも該当する。しかしながら、デリバティブの取引には他にも多くのリスクがある。例えば、多くのデリバティブでは取引を締結する際に支払われるか預託される金銭に比べて市場のエクスポージャーがかなり大きいため、市場の悪化が比較的小さくても、結果として投資額のすべてを失うだけでなく、当初の投資額を上回る損失をファンドが被るおそれがある。投資運用会社および/またはその各々の委託先がファンドの勘定で取得することを希望するデリバティブがいずれか特定の時期において満足な条件で利用できないか、または一切利用できないことがある。

デリバティブ商品には、投資を予定している者がファンドに投資する前に理解しておくべきリスクがある。このようなリスクは以下を含むがこれらに限られない。

ボラティリティ・リスク

デリバティブ商品の価格(先物およびオプション価格を含む。)は非常に変動性が高い。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約は、特に、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融および為替管理のプログラム、政府の方針、ならびに国および国際的な政治および経済のイベントおよび政策の影響を受ける。また、政府は随時、直接的にまたは規制により、一定の市場、特に為替および金利と関連がある先物およびオプションの市場に介入する。このような介入は、価格に直接影響を及ぼすことを意図し、特に金利の変動により、当該市場すべてをその他の要因と一緒に同一方向へと急速に向かわせることがある。

取引相手方リスクのエクスポージャー

ファンドはいずれかの相手方当事者がファンドの勘定で購入される投資対象または契約に関する債務を履行できないリスクにさらされる。担保を相手方当事者に提供するかファンドの勘定で保有する場合を除き、ファ

ンドはこのような手続きにおいて無担保債権者となる可能性があり、このような状況で限定的な救済しか受けられないか、または一切救済を受けられないことがある。

法務リスク

取引の特性またはデリバティブ取引を締結する当事者の法人格により、デリバティブ契約を強制執行できない可能性があり、相手方当事者の支払不能または破産が、強制執行できたはずの契約上の権利を阻止することがある。

流動性リスク

デリバティブ取引、および特に店頭デリバティブ取引が流動性のある流通市場から利益を上げるとは限らない。そのため、ポジションをいつでも当該デリバティブ取引の直近の簿価に近い価格で締結または清算できるとの保証はない。

店頭取引

ファンドの勘定で購入または売却することができるデリバティブ商品は通常、取引所では取引されない。店頭商品の債務者による債務不履行のリスクは大きくなり、投資運用会社がこのような商品に関する清算取引または締結を取引所で取引される商品の場合ほど容易に行えないことがある。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品で「買呼値」と「売呼値」の差が大きく広がることがある。取引所で取引されないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制にも服さず、規制を受ける市場の参加者が利用できる保護の多くが当該商品に関して利用できないことがある。

技術および手法のリスク

技法および手法の利用には、一定の特定のリスク()ヘッジを行う投資対象の価格変動および金利の変動を予測する能力に依拠していること、()ヘッジを行う商品とヘッジを行う市場セクターの投資対象との間の相関関係が完全ではないこと、()このような手法を利用するために必要な技術が投資対象を選別するために必要な技術とは異なるという事実、ならびに()効率的なポートフォリオ運用または買戻請求を充足する能力が損なわれる可能性を含む。)を伴う。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しがあった場合、ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となることがある。

受託会社の限定的な役割

受託会社は、ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、受託会社のかかる活動を管理する能力は、限定的なものである。受託会社の役割は、ファンドの投資活動の監視であり、これに対する積極的な関与ではない。

法律、税務および規制に係るリスク

ファンドの存続期間中に法律、税務および規制の変更が生じる可能性があり、かかる変更がファンドに悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制または税務の変更が、ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびファンドが取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展して

おり、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制の変更が、ファンドがその取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

損失リスク

ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。

保証がないこと

ファンドの資産についての投資目的または投資戦略の実行が、受益者に損失を与える結果を招かないという保証はない。

取引相手方およびブローカー

ファンドまたはファンドのために行為する委託先が一緒に取引または行為する金融機関および取引相手方(銀行および証券会社を含む。)が、財務上の困難および該当するファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、投資運用会社ならびにそれらの委託先および/または関連会社の一部は、彼らに助言をする法律顧問(以下「顧問」と総称する。)を任命している。また、顧問は、他の当事者の法律顧問として行為することもある。受託会社または投資運用会社の代理との関連において、顧問は、受益者を代理するわけではない。いずれの独立の法律顧問も受益者を代理するためにファンドにより任命されているものではない。

補償リスク

受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

発行体リスク

証券の価値が、経営実績、財務レバレッジおよび発行体の商品またはサービスに対する需要の低下等、発行体に直接関連する多数の理由により値下がりすることがある。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続きはアメリカ合衆国、欧州連合および日本のものと大きく異なる。海外の決済および清算手続きならびに貿易規制にも、アメリカ合衆国の投資対象の決済に通常伴わない一定のリスク(証券の支払または交付の遅延等)が含まれることがある。時には、一部の外国の決済が多数の証券取引と同じペースで行われず、これらの問題によりファンドが取引を行うことが難しくなることがある。ファンドが証券の購入を決済できないか、または決済が遅れると、投資妙味のある機会を逃す可能性があり、一定期間にその資産の一部が投資されず、これに対するリターンを獲得できないことがある。ファンドが証券

の売却を決済できないか、または決済が遅れる場合、その時点で証券の価格が値下がりすれば金銭を失う可能性があり、また、別の当事者に証券を売却する契約を結んでいる場合、ファンドが発生する損失分の債務を負う可能性がある。

変動性が高い市場

デリバティブ市場は、一部の市場参加者の破産または政府救済に加えて各種の政府介入に関する不透明感に関連して大きく混乱している。このような混乱および不透明感により、特に支払が遅延するか全額が失われるかもしれない際の債務不履行から取引が早期に終了する場合に、大きな損失が発生するおそれがある。

資金の手配：信用供与の可能性

近時の信用危機により、銀行およびディーラーが財務活動を大幅に縮小し、担保要件を引き上げたため、多くのヘッジ・ファンドがポジションの清算を迫られている。ファンドが投資プログラムの追求およびその方針を達成するために十分な資金を得ることができるとの保証はない。

リスク開示の制限

上記のリスク要因の一覧はファンドへの投資に伴うリスクの完全な一覧および説明を示すことを意図するものではない。

投資を予定している者は、本書、信託証書および信託証書補遺を精読し、ファンドに投資するかを決定する前に自身の投資、法律、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談すべきである。また、ファンドの投資プログラムが時間の経過とともに進展および変化するため、ファンドへの投資が追加のおよび異なるリスク要因にさらされることがある。

投資を予定している者はファンドの受益証券を購入するかどうかを決定する際に以下のリスクを検討すべきである。

利益および損失の保証がないこと

ファンドが許容できるリターンを投資家に提供するとの保証はなく、大きな損失が発生しないとの保証もない。

近時の金融市場の混乱

米国金融市場および他のグローバル金融市場における2008年以降の混迷は、現在の環境がすべての市場参加者にとって異例のもので、場合によっては過去に例のないほど不透明かつ不安定なものであったことを示している。

米国および世界の他の金融市場ならびのその参加者(ファンドの取引の執行を取り次いでいるブローカーおよび他の金融機関、ならびにファンドがその投資対象に関して契約上の関係を有している他の金融機関を含む。)は、このような市場の混乱から悪影響を受けている。その結果として生じる、市場参加者にこの先影響を及ぼす法的な、規制上の、評判に関するおよびその他の不測のリスクの本質を予測することはできない。ファンドが業務を行う市場におけるこのようなリスクの影響を決定することはできないが、ファンドの事業に

悪影響を及ぼし、ファンドが有利なタイミングおよび/もしくは有利な価格で金融商品を取得、売却または清算する能力を制限し、ファンドの投資および取引活動を制限し、ファンドが自らの投資方針を効果的に達成する能力を妨げるおそれがある。

市場のボラティリティ

ファンドの投資対象は市場のボラティリティのリスクにさらされ、これが深刻になるおそれがある。このような市場のボラティリティは特に、予期せぬ国内および国際的な経済および政治イベントが、続いてファンドの投資対象の価値を突然かつ深刻に低下させることから発生する場合がある。

買戻請求を行う受益者がファンドの債権者となること

関連する取引日から買戻請求を行う受益者に買戻代金が支払われる日までの間、買戻請求を行う受益者はファンドの債権者となり、ファンドの他の債権者と同じリスク(受益証券が買い戻される取引日より後にファンドが損失を被った場合に、ファンドが買戻請求を行う受益者に支払うべき買戻代金のすべてまたは一部を支払うための十分な資産を保有していない可能性を含む。)にさらされる。

クラス間にまたがる債務負担

ファンド間にまたがる債務負担

受託会社があるファンドの受益証券の発行を通じて受領するすべての申込代金、かかる代金が投資されるすべての資産およびこれらに帰属するすべての収益または利益は、当該ファンドに関するものとして指定される。あるファンドに帰属するものとして即座に判別できない資産は、受託会社の裁量で受託会社により一または複数のファンド間に配分される。あるファンドの資産は当該ファンドの債務を負担し、原則として、あるファンドの資産を他のファンドの債務を弁済するために用いることはできない。受託会社は、潜在的な債権者との取引において、当該債権者が関連するファンドの資産のみに依拠すること、および各ファンドに関して受託会社の名義で締結されるすべての契約に、債権者の遡及権が関連するファンドの信託財産の範囲に限られる旨の文言を記載することを確保するよう努める。ただし、投資者は、いかなる状況においても、受託会社の上記行為にかかわらず、他のファンドの債務を弁済するために法律上ファンドの資産を利用できる範囲を数量化できないことに留意すべきである。

ファンド内の受益証券クラス間にまたがる債務負担

受託会社はファンドにおいて複数の受益証券クラスを発行することができる。ある受益証券クラスの資産を別の受益証券クラスの負債の返済のために利用することができる。あるファンドの特定の受益証券クラスの資産が当該ファンドの別の受益証券クラスの負債を弁済するために利用されないとの保証はない。一例を挙げると、ファンドが締結するデリバティブ取引の条項に基づき、当該取引の相手方当事者が、あるクラスに関して締結される取引から生じた債務を当該受益証券クラスのみで充足すべきものであると取り扱わない可能性がある。それどころか、当該相手方当事者が、当該取引の締結の対象であった当該クラスに帰属する資産が不十分である場合に、別の受益証券クラスに帰属する資産に対して遡及権を有する旨を主張する場合がある。

電子メールの免責事項

管理事務代行会社はファンドのために、電磁的な交付を通じて、機密性のある資金の情報(投資者および投資の情報を含むがこれに限られない。)を検証する機会を授權者(関係する業務提供者および投資者を含む。)に提供する。これは有益にはなりえるが、以下の点に留意することが重要である。

電磁的な通信は安全でないか、コンピューターウイルスもしくはその他の欠陥を有するか、別のシステム上で正確に復元できないか、または送信者もしくは受信指定者に知られることなく傍受、削除もしくは妨害されるおそれがある。

情報がケイマン諸島外に存在することがあり、第三者(情報維持に関係している者等)に開示されないことがあり、授權されていない者からアクセスされることがある。

そのため、情報の帰属先の者は、ファンドへの投資により、ファンドのために行為する管理事務代行会社が該当する通信手段を用いることに同意する。当該者はまた、資金の情報(投資者および投資者の情報を含むがこれらに限られない。)の通信または公表に伴う一切の債務または損失から管理事務代行会社、ファンドおよび受託会社を免責することを義務付けられる。管理事務代行会社はこれらの事柄に関連して何ら保証を行わず、代替的な通信手段の利用は情報の帰属先の者のみのリスク負担で行われる。管理事務代行会社は、そのシステム宛および当該システムからの通信を適用法の定めに従い傍受、監視および取得する権利を留保する。

管理事務代行会社のためのマネーロンダリング防止の仕組み

ファンドおよび管理事務代行会社は、マネーロンダリングの防止およびテロリストのための資金供与の防止(以下「AMLレジーム」という。)を目的とする適用法令および規制を遵守することを義務付けられている。管理事務代行会社およびファンドは、マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与を防止するための国際的および欧州のイニシアティブの最善の実務(これはAMLレジームの下で義務付けられるものよりも基準が高いことがある。)を利用しているグローバルな方針および手続き(以下「AMLポリシー」という。)も採用している。管理事務代行会社およびファンドは、AMLレジームおよびAMLポリシーに従い、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。ファンドおよび管理事務代行会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止手続(デューデリジェンス情報の取得を含む。)の遵守を法域内外の適切な者に委託することもできる。

AMLレジームの下で一定のデューデリジェンスの例外規定を利用することができるが、ファンドおよびファンドのために行為する管理事務代行会社はAMLポリシーに従い、投資を予定している者(購入申込者または譲受人等)の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。

投資者から入手するか、または投資者、ファンドもしくはその業務に関連する情報が、トラストまたは管理事務代行会社の業務遂行の過程で、ファンドまたは管理事務代行会社により法域の内外の第三者(特に関連会社、業務提供者、ならびに/または規制、法律、財務および管理当局を含む。)に開示されることがある。

購入申込者がAMLレジームまたはAMLポリシーに基づき求められる身元確認のために要求された情報の提供を遅延するか、または怠る場合、トラストまたはファンドのために行為する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶するか、または購入申込者のポジションを強制的に買い戻すことができ、かかる場合、受領された一切の申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金されるか、またはファンドまたは管理事務代行会社によりAMLレジームまたはAMLポリシーに従い取り扱われる。

ファンドおよびファンドのために行為する管理事務代行会社は、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いがAMLレジームもしくは別の適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、またはファンドもしくは管理事務代行会社によるAMLレジーム、AMLポリシーもしくは他の適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の

支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の者が、他者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していると了知するか疑うか、そのように了知するか疑う合理的な根拠を有し、かつ、当該居住者がそのように了知するか疑うに至る情報を規制を受けるセクターにおける事業もしくはその他取引、専門業務、事業もしくは雇用の過程で知るところとなる場合、当該者は、そのように了知するか疑う旨を、()開示が犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関する場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改訂済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)に従い、ケイマン諸島財務報告庁に対して、または()開示がテロもしくはテロリストの資金供与および財産への関与に関する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法(改訂済)に従い、巡査かそれ以上の階級にある警察官もしくは財務報告庁に対して報告することを義務付けられる。かかる報告は、法律その他により課された情報の開示制限の違反とはみなされないものとする。

マネーロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策

マネーロンダリングの防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、手続を設定および維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して、身元、実質的所有者/管理者(該当ある場合)の身元および申込代金の支払の資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、当該手続(デューディリジェンス情報の取得を含む。)の維持を委託するために適切な者に依拠すること、またはその他の方法で当該手続の維持を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益証券の購入申込者(すなわち、引受人または受益証券の持分の譲受人)に対して、身元、実質的所有者/管理者(該当ある場合)の身元および申込代金の支払の資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、状況が許す場合に、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、適用法に基づく免除規定が適用される場合に完全なデューディリジェンスが必要ではないという点に納得することがある。ただし、受益証券の持分からの代金の支払またはその譲渡の前に詳細な身元確認情報を求められることがある。

購入申込者または譲受人が身元確認のために要求された情報の提供を遅延するか、または怠る場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、もし申込みが既に行われている場合にはファンドの条件に従い持分を保留するか、または買い戻すことができ、かかる場合、受領された申込金は、購入申込者の費用およびリスク負担で利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社のために行為する管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、トラストが、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則(改訂済)の規定に違反した場合、これに伴い、トラストならびに受託会社および/または当該違反に同意したもしくはこれを黙認した受託会社の取締役または役員もしくは当該違反がその懈怠に起因することが証明された者に対して、高額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。トラストは、かかる行政上の罰金がトラストにより支払われるべき範囲で、当該罰金および関連する手続の費用を負担する。

ケイマン諸島の居住者が、他者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していると了知するか疑うか、そのように了知するか疑う合理的な根拠を有し、かつ、当該居住者がそのように了知するか疑うに至る情報を規制を受けるセクターにおける事業もしくはその他取引、専門業務、事業もしくは雇用の過程で知るところとなる場合、当該居住者は、そのように了知するか疑う旨を、() 開示が犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関する場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に従い、ケイマン諸島財務報告庁(「FRA」)に対して、または() 開示がテロもしくはテロリストの資金供与および財産への関与に関する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法(改訂済)に従い、巡査かそれ以上の階級にある警察官もしくはFRAに対して報告することを義務付けられる。かかる報告は、法律その他により課された情報の秘匿もしくは開示制限の違反とはみなされないものとする。

申込者は、申込みを行うことにより、自らのためならびに自らの実質的所有者および管理者のために、受託会社および受託会社のために行う管理事務代行会社が、ケイマン諸島およびその他の法域双方におけるマネーロンダリング、税務情報交換、規制および類似する事項に関連して、規制組織およびその他に宛てて要求を受けて申込者に関する情報を開示することに同意する。

マネーロンダリング防止コンプライアンス責任者

投資者は、MLR0@mfadmin.comによりエムユーエフジー・オルタナティブ・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドに連絡を取ることで、トラストのマネーロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネーロンダリング報告責任者およびマネーロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を取得することができる。

情報の請求

受託会社またはケイマン諸島に所在するその取締役もしくは代行者は、金融庁法に基づき、当該当局もしくは機関のためにまたは公認の海外規制当局のいずれかのために、適用法に基づく規制当局もしくは代行機関もしくは政府当局もしくは代行機関(例えばケイマン諸島財務報告庁)からの情報請求に従い、または税務情報庁法(改訂済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局からの情報請求に従い、情報(受益者に関する情報、ならびに、該当する場合はその実質的受益者および管理者に関する情報を含むが、これらに限られない。)の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合に、受託会社およびその取締役もしくは代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

制裁

受託会社は、適用される制裁制度の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律の適用を受ける。

各投資者および受益者は、それ自身が、また、その知りまたは信じる限りにおいて、その実質的な所有者、管理者または授權された者(以下「関係者」という。)(もしあれば)が、()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という。)によって維持されるか、または欧州連合(以下「EU」という。)、英国(以下「UK」という。)の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)および/もしくはケイマン諸島の法律に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、()国際連合、OFAC、EU、UKおよび/またはケイマン諸島により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに()その他国際連合、OFAC、EUま

たはUK(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)またはケイマン諸島により課される制裁の対象でないことを、受託会社および管理事務代行会社ならびに販売者または受託会社の他のサービス提供者に対して、継続的に表明するよう要求される(以下総称して「制裁対象」という。)

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社または管理事務代行会社は、投資者が制裁対象でなくなるまで、または申込者との追加の取引および/もしくはファンドにおける申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、申込者に通知を行うことなくかかる追加の取引を停止することを要求される場合がある(以下「制裁対象者事由」という。)。受託会社および管理事務代行会社または受託会社の他のサービス提供者は、制裁対象者事由に起因して投資者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含むがこれらに限られない。)につき、一切の責任を負わないものとする。

さらに、各投資者および受益者は、以下の表明を行うことが求められる。

- () 米国財務省外国資産管理局(OFA)、米国国務省、米国商務省、欧州連合または英国大蔵省により執行または強制された制裁の対象でないこと(以下「制裁」という。)
- () 制裁の対象となる国または地域に居住しておらず、その市民または政府ではなく、その法に基づき設立されておらず、そこにおいて事業を行っておらず、また、そこに位置していないこと
- () マネーロンダリングのための特別措置を保障する米国愛国者法の第311条に基づき、米国財務長官により指定された法域に居住しておらず、その法に基づき設立も認証もされていないこと
- () 申込金が、適用あるマネーロンダリング防止および汚職防止の法または規則を含むがこれらに限られない、適用法に違反する可能性があるマネーロンダリング、汚職またはその他の活動に直接または間接に由来するものでないこと

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換の促進のため、アメリカ合衆国との間で政府間協定に調印した(以下「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、100カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、その場合には登録要件のみがCRSに基づき適用される。トラストおよび各ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠する予定はないので、AEOI規則の要件をすべて遵守することを意図している。

AEOI規則により、トラストおよび各ファンドは、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために米国国内歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() CRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載した書面による方針および手続きを採用および実施すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するために自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情

報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、ならびに()CRS遵守様式をケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAは、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「US FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告の要件を満たしているものとして扱われ、したがって、US FATCAの要件について「みなし遵守」の状態となり、FATCAの源泉徴収税の対象とならず、かつ、非協力口座の閉鎖を義務付けられないと規定している。

ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、米国納税申告書において、そのUS FATCAの地位についての自己証明を米国の源泉徴収代理人に提供する必要がある場合がある。US IGAの規定上、トラストおよび/またはファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされない限り、トラスト/ファンドに行われる支払に対してUS FATCAの源泉徴収税は賦課されない。

US IGAを実施するAEOI規則は、ケイマン諸島の金融機関に対して、US FATCAその他を理由として、口座保有者によりまたはこれに対して行われた支払について税金の源泉徴収を行うことを義務付けていない。

トラスト/ファンドに対して課される可能性がある源泉徴収税についての情報については、米国税の開示の項を参照されたい。

トラスト/ファンドへの投資および/またはトラスト/ファンドへの投資の継続により、投資者は、トラスト/ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、トラスト/ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、ならびに投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める義務を負う場合があり、かつ/またはかかる権利を留保する。ケイマン諸島税務情報局により発行された手引書に従い、口座開設から90日以内に自己証明が入手できない場合、トラスト/ファンドは、投資者の口座を閉鎖することを義務付けられる。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島のデータ保護法(改訂済)(以下「データ保護法」という。)は、2019年9月30日に発効した。データ保護法は、国際的に受け入れられているデータ・プライバシーの原則に基づく法的要件を、ファンドに対し導入する。

受託会社は、MUF Gグループの一員として、MUF Gの個人情報保護方針を遵守する。個人情報保護方針の写しは、<https://www.mufg.jp/english/privacy/>において参照できる。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびにファンドおよびその関連会社および/またはその委託先との付随的行為(申込契約の記入、および場合により電磁的通信または通話の記録を含む。)により、または、投資者に關係する個人(取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人等)についての個人情報の受託会社への提供により、受託会社ならびにその関連会社および/または委託先(管理事

務代行会社を含むが、これに限られない。)に対し、データ保護法の意味の範囲内の個人データとなる一定の個人情報を、当該個人が提供することに留意する。受託会社は、当該個人情報に関するデータ管理者を務めるものとし、さらに、その関連会社および/または管理事務代行会社、投資運用会社ならびにその他の者等の委託先が、データ処理者(または、場合によっては、自己の権利に基づくデータ管理者)を務める場合がある。

ファンドへの投資および/またはファンドへの継続投資により、投資者は、上述の事項および個人情報保護方針を精読し、理解したものとみなされる。申込契約には、関連する表明保証が含まれる。

データ保護法の監視は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責務である。データ保護法のファンドによる違反は、是正命令、制裁金または刑事訴追のための告発を含む、オンブズマンによる強制措置に至る可能性がある。

上記のリスク要因は募集に伴うすべてのリスクを完全に説明することを意図していない。投資を予定している者は受益証券を購入するか否かを決定する前に本書を通して精読すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行う。

また、ファンドでは、効率的な運用に資するため、為替変動リスクを回避するため、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行うことがある。デリバティブ取引等のリスク管理は標準的方式(注)により行う。

(注) 金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理する方法をいう。

(3) リスクに関する参考情報

参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年2月～2026年1月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

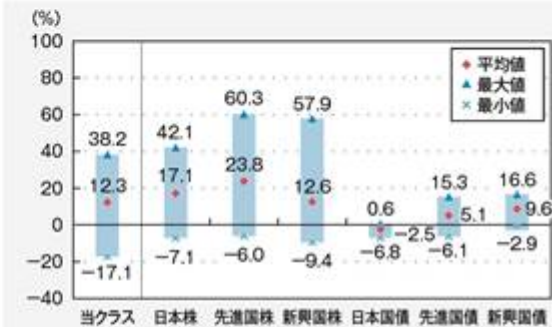
米ドル(年1回)クラス



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンド(表示通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。

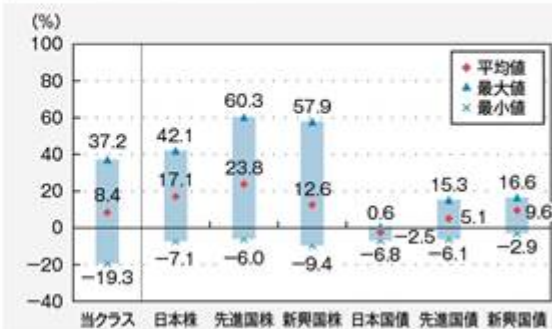
米ドル(年1回)クラス



円ヘッジ(年1回)クラス



円ヘッジ(年1回)クラス



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。設定から1年未満の時点では算出されません。
- ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格は、実際の1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル(年1回)クラスについては円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの各クラス受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3%の申込手数料(適用ある消費税を除く。)を課すことができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額に3.30%(税抜3.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が個別に定める額の申込手数料を課すことができる。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、購入時に日本における販売会社または販売取扱会社に対して支払う。

(注)上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、当該月の関連する評価日の直前のファンド営業日付のファンドの純資産価額に基づき各評価日に算出される、ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎に後払いされる。最低年次報酬は、10,000米ドルである。

受託会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として支払われる。

管理会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から、関連する評価日の直前のファンド営業日付のファンドの純資産価額に基づき各評価日に算出される、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎に後払いされる。

また、管理会社は、ファンドの設立に関して設定日から実務上可能な限り速やかに10,000米ドルの設立手数料を受領する。ファンドの償還時には、管理会社は、ファンドの資産から10,000米ドルの償還手数料を受領する。

管理会社報酬は、ファンドの資産の管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として支払われる。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、米ドル(年1回)クラス受益証券および円ヘッジ(年1回)クラス受益証券に帰属するファンドの資産のみから、直前の評価日付の米ドル(年1回)クラス受益証券および円ヘッジ(年1回)クラス受益証券の純資産価額に基づき各評価日に算出される、年率0.22%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎に後払いされる。ファンドは米ドル建てであるが、投資運用会社の報酬は円建てで支払われる。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として支払われる。

副投資運用会社の報酬

副投資運用会社は、米ドル(年1回)クラス受益証券および円ヘッジ(年1回)クラス受益証券に帰属するファンドの資産のみから、直前の評価日付の米ドル(年1回)クラス受益証券および円ヘッジ(年1回)クラ

ス受益証券の純資産価額に基づき各評価日に算出される、年率0.75%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎に後払いされる。

副投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務の対価として支払われる。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、以下に記載された報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。最低月次報酬は、初年度は1,500米ドルであり、初年度以降は3,000米ドルである。

ファンドの純資産価額	年次報酬
1億米ドルまでの部分に対して	0.07%
1億米ドル超5億米ドルまでの部分に対して	0.065%
5億米ドル超の部分に対して	0.06%

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、すべての合理的な立替費用および現金支払費用に対する払戻しを受ける権利も有している。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務の対価として支払われる。

保管会社の報酬

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドへの保管業務の提供に対する報酬を米ドルで受領するものとし、その詳細は、保管契約に添付される報酬明細に記載される。米国市場に関して、保管会社報酬は年率0.02%（最低年間18,000米ドル）である。ファンドは、取引毎に20米ドルのトランザクション報酬を支払う。かかる報酬明細の写しは、請求すれば閲覧することができる。また、保管会社は、保管契約に基づき提供される業務に通常付随する立替費用について払戻しを受ける権利を有する。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として支払われる。

販売会社の報酬

販売会社は、ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。

また、日本における販売会社は、日本における販売会社と受託会社との間の契約に基づく義務の履行において負担した一定の経費および費用について払戻しを受ける権利を有する。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、販売会社における受益者の口座内でのファンドの管理の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。

また、代行協会員は、代行協会員が提供する業務に関連して合理的に負担した自身の立替費用について支払いを受ける権利を有する。

代行協会員報酬は、ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価として支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

設立費用（ファンドのケイマン諸島の信託登記所への届出、日本および/またはその他いずれかの適切な法域の類似する届出を行うコストおよび費用、ならびにファンドの設立に関するその他の費用を含むがこれに限られない。）は、ファンドの業務開始から最初の36か月間にわたり定額方式で償却される。

継続的な経常費用および特別費用

投資運用会社は、投資運用契約に規定される業務を提供し、当該業務の提供に伴うすべての間接費（従業員の給与（ファンドが負担する下記の給与を除く。）、賃料およびすべての一般間接費を含む。）の支払につい

て責任を負う。ファンドは、(i) すべての投資および取引活動に関連して生じる取引費用および投資関連費用(取次手数料、為替関連費および清算費用を含む。)、(ii) ファンドの設立、ファンドの追加、受益証券の設定、発行、販売もしくは買戻し、または投資対象もしくは受益証券に関する購入、販売もしくは取得に関するか否かにかかわらず、すべての印紙税およびその他の税金、租税、政府により課される公租(外国通貨の取得、保有もしくは処分に関連する公課を含む。)、取次手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料ならびにその他の公租公課(ファンドの取引に関して、かかる取引の前にもしくはかかる取引の発生時に支払期限が到来するかもしくは支払うべきとされるものを含むが、受益証券の発行および買戻しの時点で代行業者に支払われる手数料(もしあれば)を除く。)、(iii) 弁護士報酬、会計、監査および税務準備費用、(iv) 受益証券の継続募集に関連する費用、(v) その他すべての営業費用(コピー、ファクシミリ、郵便、複製および電話の費用を含むがこれらに限られない。)、ならびに、(vi) 特別費用(例えば、訴訟費用および補償債務)(もしあれば)等の、直接的に発生する費用すべてを負担する。ファンドは、ファンドの純資産価額または受託会社が決定するその他の基準を参照することにより、比例按分ベースで、ファンドの費用(設定および継続コスト等)の一部も負担する。

上記「(3)管理報酬等」および「(4)その他の手数料等」に記載された手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)時手数料 申込金額に**3.30%(税抜3.00%)**の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が個別に定める額とします。
申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、購入時に日本における販売会社または販売取扱会社に対して支払います。詳しくは日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。

換金(買戻し)手数料 かかりません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。

純資産総額の最大年率1.87%程度。その他に、以下の「その他の費用・手数料」がかかります。

(注)受託会社報酬、管理事務代行報酬および保管会社報酬には最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては、上記管理報酬等の総報酬を上回ることがあります。

手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬率(年率は純資産総額に対する割合)
管理会社報酬	管理会社	ファンドの資産の管理、受益証券の発行・買戻し業務	年率0.05%
受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年率0.01% ^{※1}
投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.22%
副投資運用会社報酬	副投資運用会社	ファンドに関する資産運用業務	年率0.75%
保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.02%(米国市場) ^{※2}
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	・1億米ドルまでの部分に対して …年率0.07% ^{※3} ・1億米ドル超5億米ドルまでの部分に対して …年率0.065% ^{※3} ・5億米ドル超の部分に対して …年率0.06% ^{※3}
販売報酬	販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告等各種書類の送付、販売会社における受益者の口座内でのファンドの管理	年率0.70%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等	年率0.05%

※1 受託会社報酬の最低年額は10,000米ドルです。

※2 保有資産の評価額に対しての年率。保管会社報酬は最低年間18,000米ドルです。なお、トランザクション報酬として、20米ドルが必要です。

※3 管理事務代行報酬の最低年額は、当初1年間は18,000米ドル、2年目以降は36,000米ドルです。

その他の費用・手数料

上記の報酬のほか、設立費用(3会計年度にて償却)、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」で取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、日本における販売会社にご照会されたい。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島財務秘書に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2026年1月末日現在)

資産の種類		国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	ロング	米国	22,229,700.45	100.43
	ショート	米国	-6,558,059.77	-29.63
		小計	15,671,640.68	70.80
現金・その他の資産(負債控除後)			6,462,478.37	29.20
合計 (純資産総額)			22,134,119.05 (約3,401百万円)	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄(ロング)

(2026年1月末日現在)

	銘柄	国名	業種	株数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	APPLE INC	米国	テクノロジー	4,325	177.89	769,362	258.26	1,116,975	5.05
2	NVIDIA CORP	米国	テクノロジー	5,400	83.70	452,000	190.86	1,030,644	4.66
3	ALPHABET INC-CL A	米国	通信	2,925	176.13	515,192	337.27	986,515	4.46
4	MICROSOFT CORP	米国	テクノロジー	2,265	312.43	707,658	429.76	973,406	4.40
5	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	3,175	177.05	562,128	239.76	761,238	3.44
6	BROADCOM INC	米国	テクノロジー	1,800	126.94	228,489	331.20	596,160	2.69
7	META PLATFORMS INC-CLASS A	米国	通信	445	313.02	139,294	716.43	318,811	1.44
8	INTL BUSINESS MACHINES CORP	米国	テクノロジー	965	304.58	293,917	305.22	294,537	1.33
9	LINDE PLC	米国	素材	645	384.77	248,176	455.72	293,939	1.33
10	INTEL CORP	米国	テクノロジー	6,325	26.61	168,294	46.39	293,417	1.33
11	RTX CORP	米国	資本財・サービス	1,450	131.05	190,029	200.37	290,537	1.31
12	WELLS FARGO & CO	米国	金融	3,150	77.54	244,248	90.39	284,713	1.29
13	CITIGROUP INC	米国	金融	2,425	93.56	226,892	115.64	280,427	1.27
14	EXXON MOBIL CORP	米国	エネルギー	1,990	100.25	199,488	140.27	279,137	1.26
15	COCA-COLA CO/THE	米国	生活必需品	3,700	69.74	258,026	74.46	275,484	1.24
16	WALT DISNEY CO/THE	米国	通信	2,450	99.28	243,239	112.19	274,866	1.24
17	BOSTON SCIENTIFIC CORP	米国	ヘルスケア	2,900	75.44	218,772	93.77	271,933	1.23
18	AMERICAN EXPRESS CO	米国	金融	755	237.34	179,194	350.06	264,295	1.19
19	S&P GLOBAL INC	米国	テクノロジー	490	442.02	216,591	527.69	258,568	1.17
20	PARKER HANNIFIN CORP	米国	資本財・サービス	275	635.12	174,659	935.10	257,153	1.16
21	NORTHROP GRUMMAN CORP	米国	資本財・サービス	370	525.92	194,590	688.27	254,660	1.15

	銘柄	国名	業種	株数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
22	AMPHENOL CORP-CL A	米国	資本財・サービス	1,725	151.38	261,138	145.57	251,108	1.13
23	JOHNSON & JOHNSON	米国	生活必需品	1,100	221.30	243,433	227.28	250,008	1.13
24	WILLIAMS COS INC	米国	エネルギー	3,725	62.54	232,959	66.57	247,955	1.12
25	WALMART INC	米国	生活必需品	2,050	58.48	119,889	119.08	244,114	1.10
26	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	米国	一般消費財・サービス	2,450	78.69	192,802	98.16	240,492	1.09
27	LAM RESEARCH CORP	米国	テクノロジー	1,015	78.56	79,740	236.55	240,103	1.08
28	REGENERON PHARMACEUTICALS	米国	ヘルスケア	325	564.50	183,461	738.31	239,951	1.08
29	GILEAD SCIENCES INC	米国	生活必需品	1,700	125.15	212,755	141.10	239,870	1.08
30	FIFTH THIRD BANCORP	米国	金融	4,825	32.71	157,839	49.71	239,851	1.08

種類別投資比率(全銘柄)

(2026年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
株式	70.80
合計	70.80

業種別投資比率(全株式)

(2026年1月末日現在)

業種	投資比率(%)
テクノロジー	23.93
資本財・サービス	9.39
一般消費財・サービス	8.18
通信	7.80
金融	7.72
生活必需品	7.68
ヘルスケア	2.76
エネルギー	1.63
公益事業	1.13
素材	0.99
不動産	-0.40
合計	70.80

【投資不動産物件】

該当事項なし(2026年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2026年1月末日現在)。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度および2026年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル(年1回)クラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年9月末日)	31,564,827.17	4,850	10.27	1,578
第2会計年度末 (2020年9月末日)	23,713,474.17	3,644	10.00	1,537
第3会計年度末 (2021年9月末日)	31,937,562.88	4,908	12.57	1,932
第4会計年度末 (2022年9月末日)	19,491,295.39	2,995	11.04	1,696
第5会計年度末 (2023年9月末日)	13,130,316.73	2,018	12.66	1,945
第6会計年度末 (2024年9月末日)	17,627,149.31	2,709	15.51	2,383
第7会計年度末 (2025年9月末日)	18,417,125.71	2,830	17.57	2,700
2025年2月末日	17,624,211.89	2,708	16.21	2,491
3月末日	16,455,905.10	2,529	15.30	2,351
4月末日	16,623,146.35	2,554	15.22	2,339
5月末日	18,233,579.26	2,802	16.06	2,468
6月末日	18,983,626.20	2,917	16.81	2,583
7月末日	19,455,872.83	2,990	17.05	2,620
8月末日	19,053,208.74	2,928	17.10	2,628
9月末日	18,417,125.71	2,830	17.57	2,700
10月末日	17,851,331.00	2,743	17.99	2,764
11月末日	17,759,630.16	2,729	17.89	2,749
12月末日	19,025,223.43	2,923	17.88	2,747
2026年1月末日	18,712,118.09	2,875	18.01	2,767

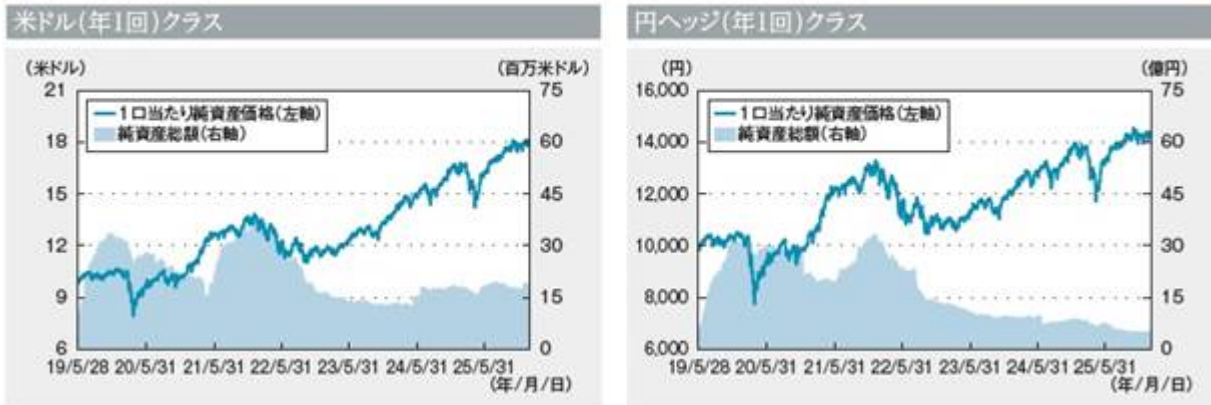
(注)各年度の会計年度末(9月末日)の純資産総額および1口当たり純資産価格は、評価日当日における取引分を計上していないため、計上の上算出した財務書類の値とは異なる場合がある。以下同じ。

<円ヘッジ(年1回)クラス>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2019年9月末日)	2,439,363,482	10,188
第2会計年度末 (2020年9月末日)	2,826,537,711	9,684
第3会計年度末 (2021年9月末日)	2,958,332,496	12,082
第4会計年度末 (2022年9月末日)	1,405,678,018	10,470
第5会計年度末 (2023年9月末日)	922,950,254	11,364
第6会計年度末 (2024年9月末日)	805,699,750	13,116
第7会計年度末 (2025年9月末日)	514,389,771	14,207
2025年2月末日	765,319,572	13,393
3月末日	701,834,553	12,605
4月末日	697,687,370	12,531
5月末日	762,558,521	13,175
6月末日	685,648,402	13,746
7月末日	571,233,573	13,857
8月末日	572,436,994	13,886
9月末日	514,389,771	14,207
10月末日	523,099,659	14,448
11月末日	518,107,740	14,310
12月末日	509,823,506	14,234
2026年1月末日	521,430,086	14,308

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2019年5月28日(運用開始日)~2026年1月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)	
	米ドル(年1回)クラス	円ヘッジ(年1回)クラス
第1会計年度	2.70%	1.88%
第2会計年度	-2.63%	-4.95%
第3会計年度	25.70%	24.76%
第4会計年度	-12.17%	-13.34%
第5会計年度	14.67%	8.54%
第6会計年度	22.51%	15.42%
第7会計年度	13.28%	8.32%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

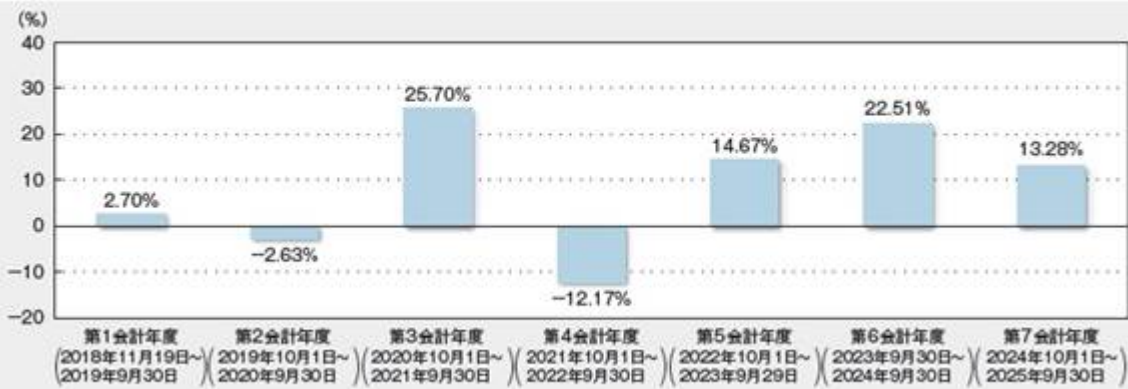
b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(10米ドル(米ドル(年1回)クラス)、10,000円(円ヘッジ(年1回)クラス))

< 参考情報 >

収益率の推移

米ドル(年1回)クラス



円ヘッジ(年1回)クラス

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配額の額)。ただし、第1会計年度については1口当たり当初発行価格(10米ドル(米ドル(年1回)クラス)、10,000円(円ヘッジ(年1回)クラス))

(注2) ベンチマークは設定していません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル(年1回)クラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	3,189,201.079 (3,189,201.079)	115,414.438 (115,414.438)	3,073,786.641 (3,073,786.641)
第2会計年度	504,475.715 (504,475.715)	1,207,306.999 (1,207,306.999)	2,370,955.357 (2,370,955.357)
第3会計年度	1,799,154.674 (1,799,154.674)	1,629,067.634 (1,629,067.634)	2,541,042.397 (2,541,042.397)
第4会計年度	1,035,084.011 (1,035,084.011)	1,810,684.759 (1,810,684.759)	1,765,441.649 (1,765,441.649)
第5会計年度	8,397.950 (8,397.950)	736,465.950 (736,465.950)	1,037,373.649 (1,037,373.649)
第6会計年度	376,471.610 (376,471.610)	277,331.061 (277,331.061)	1,136,514.198 (1,136,514.198)
第7会計年度	146,157.933 (146,157.933)	234,551.812 (234,551.812)	1,048,120.319 (1,048,120.319)

(注1) ()内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数を表す。以下同じ。

(注2) 各年度の会計年度末(9月末日)の発行済口数は、評価日当日における取引分を計上していないため、計上の上算出した財務書類の値とは異なる場合がある。以下同じ。

<円ヘッジ(年1回)クラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	239,435.893 (239,435.893)	0.000 (0.000)	239,435.893 (239,435.893)
第2会計年度	148,465.549 (148,465.549)	96,036.927 (96,036.927)	291,864.515 (291,864.515)
第3会計年度	143,243.745 (143,243.745)	190,261.581 (190,261.581)	244,846.679 (244,846.679)
第4会計年度	42,088.079 (42,088.079)	152,679.891 (152,679.891)	134,254.867 (134,254.867)
第5会計年度	3,403.062 (3,403.062)	56,443.960 (56,443.960)	81,213.969 (81,213.969)
第6会計年度	12,000.941 (12,000.941)	31,786.627 (31,786.627)	61,428.283 (61,428.283)
第7会計年度	8,244.586 (8,244.586)	33,465.976 (33,465.976)	36,206.893 (36,206.893)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における申込み(販売)手続等

受益証券購入の適格性

受益証券は適格投資家のみ申込みが可能である。疑義を避けるため、米国の市民もしくは居住者である者、またはケイマン諸島の居住者または住所を有する者(慈善信託もしくは権限の目的または免除もしくは通常の非居住者ケイマン諸島会社は含まれない。)は、適格投資家とは扱われない。

受益証券の申込み

受益証券は、各取引日に申し込むことができる。申込みに関する受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込みが管理事務代行会社により受領された取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

受益証券は、(通常の方法で端数処理することにより)小数第3位まで発行することができる。

取引日における申込注文は、遅くとも当該取引日の正午12時(アイルランド時間)(以下「カット・オフ・タイム」という。)までに管理事務代行会社により受領されなければならない。カット・オフ・タイムより前に管理事務代行会社が受領し、かつ受託会社が承認した、有効かつ完全な申込契約書は、当該取引日に処理される。カット・オフ・タイムを過ぎてから受領される申込契約書は、翌取引日付で処理される。受託会社の裁量により、取引日または上記のカット・オフ・タイムが変更される場合があり、受益者全般に関してまたは特定の場合に関してのいずれかの場合に、取引日およびカット・オフ・タイムを追加で設定することがある。

受託会社が、下記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価」の項の規定に従い、純資産価額の決定を停止または延期する場合、翌取引日に決定される純資産価額を利用する。

申込者は、申込契約書に記入しなければならない。

申込契約書は、電子メールまたはその他の電子的な手段により、管理事務代行会社の申込契約書に記載された申込番号宛に送付するか、受託会社と事前に合意したその他の簡易的な注文書の様式により送付しなければならない。ファンドまたは管理事務代行会社のいずれも、電子メールまたはその他の電子的な手段により送付された申込契約書の管理事務代行会社による不受領により生じた、いかなる損失についても責任を負わない。

申込みが行われる受益証券の支払は、関連する取引日から4ファンド営業日以内または受託会社はその裁量で適宜定めるその他の期間内に行われるものとする。ファンドの受益証券の申込みに関するすべての支払は、申込契約書に規定されるファンドの口座宛に支払うものとする。

米ドル(年1回)クラス受益証券および円ヘッジ(年1回)クラス受益証券に関して、日本における販売会社は、関連するクラスの受益証券の申込価格の最大3.0%の割合で申込手数料(適用ある消費税または類似の税金を除く。)を受領する権利を有するものとする。かかる申込手数料は、関連する申込価格に加えられて申込人により支払われる。

受益証券は各クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。すべての発行済受益証券が買い戻された場合において、管理会社が再びファンドの受益証券を発行したい場合、受益証券は管理会社の単独の裁量により当初発行価格で発行することができる。

最低申込単位

最低申込口数(金額)は、()米ドル(年1回)クラス受益証券の場合には100米ドル(以上、0.01米ドル単位)または10口(以上、0.001口単位)であり、()円ヘッジ(年1回)クラス受益証券の場合には10,000円(以上、1円単位)または1口(以上、0.001口単位)もしくは受託会社が別途定める金額または口数である。例外的な場合において、0.001口(以上、0.001口単位)が申込みの最低単位となることがある。適用法に従い、一般にまたは特定の場合において、これらの最低申込金額または口数は受託会社の裁量により変更されることがある。

確認書および証書

取引のすべての詳細が記載される確認書が、受益証券が発行されたファンド営業日に、投資家(注:登録受益者となる日本における販売会社)宛に送付される。すべての受益証券は、記名式で発行され、管理事務代行

会社が保管するファンドに関するファンドの受益者の登録簿が、所有権の証拠となる。受託会社(またはその代理としての管理事務代行会社)は、受益証券の登録所有者を、絶対的かつ利益を享受する受益証券の所有者として取り扱う。受益証券は、無券面式で発行される。

(2) 日本における申込み(販売)手続等

日本においては、ファンド営業日で、かつ、日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、各取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格である。

日本の投資者は、原則として取引日の午後3時(東京時間)までに取得の申込みをすることができる。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込みを受託会社に取り次ぐものとする。

申込単位は以下の通りである。

米ドル(年1回)クラス: 100米ドル以上 0.01米ドル単位または10口以上0.001口単位(もしくは日本における販売会社が別途定める金額)

円ヘッジ(年1回)クラス: 10,000円以上 1円単位または1口以上0.001口単位(もしくは日本における販売会社が別途定める金額)

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.30%(税抜3%)を上限として日本における販売会社または販売取扱会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。詳しくは日本における販売会社または販売取扱会社に問い合わせのこと。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

申込金額は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款に従い、円貨または当該クラス受益証券の参照通貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における受益証券の参照通貨への換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

また、日本における販売会社においては、口座毎に買付注文金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで買付口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除く。)。一方、受託会社においては、日本における販売会社からの買付注文金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、買付口数の合計を算出する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券の買戻し

受益者は、取引日のカット・オフ・タイムまでに、電子メールまたはその他の電子的な手段により管理事務代行会社に対して取消不能の通知(以下「買戻通知」という。)を行うことにより、取引日において受益証券の買戻しを行うことができる。カット・オフ・タイムを過ぎてから受領された買戻請求は、翌取引日に処理される。買戻通知には、ファンドの名称、買戻す受益証券のクラスおよびシリーズ(もしあれば)、買戻す受益証券の口数または買戻す受益証券の総額ならびにファンドの受益者名簿に登録されている受益者名を明確に記載しなければならない。買戻代金の支払は、米ドル(年1回)クラスについては米ドルで、円ヘッジ(年1回)クラスについては円で行われる。最低買戻口数は、0.001口である。

受益証券の買戻価格は、通常、受益証券の買戻請求が管理事務代行会社により処理される取引日に決定される、米ドル(年1回)クラスについては米ドル建ての、円ヘッジ(年1回)クラスについては円建ての、受益証券1口当たり純資産価格である。カット・オフ・タイムまでに受領される有効かつ完全な買戻通知は、通常、上記の買戻価格で、当該取引日に処理される。かかる注文のカット・オフ・タイムを過ぎてから受領される買戻通知は、翌取引日において、当該取引日に決定される適切な受益証券1口当たり純資産価格で処理される。受益証券の買戻価格は、ある取引日に関して算出される純資産価額に応じて、申込時に当該受益証券のために支払われる金額を上回ることもあれば、下回ることもある。買戻代金の全額の支払は、通常、関連する評価日から4ファンド営業日以内に、管理事務代行会社により、米ドル(年1回)クラスについては米ドルで、円ヘッジ(年1回)クラスについては円で行われる。

支払は、電信送金により、受益証券の登録所有者に対してのみ行われ、第三者宛に支払を行うことはできない。管理事務代行会社が受益者またはその財務アドバイザー(該当する場合)からすべての必要書類を受領していない場合、買戻代金の支払が遅れる可能性があることに、注意が必要である。送金の指示が、投資家の買戻通知書に含まれていなければならない。買戻通知は、電子メールまたはその他の電子的な手段により、管理事務代行会社に送付されなければならない。買戻代金は、本件引受契約に規定される送金指示を用いて送付される。

買戻代金は、あらゆる場合において、(ゲートはなく)その全額が、以下の方法により支払われる。

- ・現金のみで支払われる。
- ・現物での支払は行われない。
- ・償還中の信託により行われない。
- ・指定される投資資産(または「サイドポケット」)により行われない。

買戻し手数料は徴収されない。

ファンドまたは管理事務代行会社のいずれも、電子メールまたはその他の電子的な手段により送付された買戻通知の管理事務代行会社による不受領により生じた、いかなる損失についても責任を負わない。

強制買戻し

受託会社は、いつでも、受託会社が随時決定するところにより、すべてまたは影響を受ける受益者に対して通知を行うことにより、受益証券1口当たり純資産価格または受託会社が投資運用会社と協議の上で決定するその他の適切な金額で、すべてまたは当該受益者が保有する受益証券を取引日において買戻すことができる。当該強制買戻しは、以下の状況において有効となる。

- (i) 受益証券のクラスまたはシリーズを償還させるために当該クラスまたはシリーズの受益証券を買戻す場合
- (ii) 受益証券が以下の者により直接または実質的に保有されているという通知が受託会社に対してなされたか、または、受託会社においてそのように考える理由がある場合
 - (a) 国、行政、司法または金融当局の法律、規則または法的要請に違反する者
 - (b) 適格投資家ではない者または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者

- (c) 受託会社が、投資運用会社と協議の上で、ファンドの信託財産、受託会社または投資運用会社が、その者が保有しなければ受けるはずのなかった課税を受け、または、法的、経済的、規制上または重大な行政上の不利益を受ける状況における当該者
- (iii) 信託証書に違反して受益者が受益証券を譲渡した場合
- (iv) ファンドの資産が、受託会社が投資運用会社と協議の上で決定する、ファンドを経済的に継続することが可能な水準を下回った場合

上記に加え、管理会社および/または受託会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合、その後の実務上可能な限り直近の取引日において、全ての受益者への関連する最終買戻日の少なくとも60暦日前までに事前通知を行った上で、すべての受益証券を強制的に買い戻す。

- (i) 各評価日におけるファンドの米ドル(年1回)クラスおよび円ヘッジ(年1回)クラスに帰属する純資産総額が、10,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、管理会社が全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合
- () 受託会社および管理会社が、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきであることに同意した場合

買戻制限

クローズド期間はない。受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は、受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができる。買戻しの一時停止が行われる状況に関する詳細な情報は、下記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」を参照のこと。

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、受託会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各取引日の午後3時(東京時間)までとする。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。

買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、受託会社により、買戻請求が受け付けられた取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は0.001口以上0.001口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた買戻請求を受託会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または買い戻す受益証券の参照通貨により、原則として国内約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が買戻請求の成立を確認した日。通常、申込日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目を降に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

受益証券1口当たり純資産価格は米ドル(年1回)クラスについては米ドルで、円ヘッジ(年1回)クラスについては円で表示され、各評価日付で管理事務代行会社により決定される。実務上可能な限り、投資収益、支払利息、報酬およびその他の債務(投資運用報酬およびその他の報酬を含む。)は、日々、計上される。

すべての場合において、受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの総資産からファンドの負債を控除した金額を、各評価日現在の発行済受益証券の合計口数で除すことにより決定される。別個のクラスの受益証券が発行されている場合、受益証券1口当たり純資産価格は、関連するクラスの総資産から関連するクラスの負債を控除した金額を、各評価日現在の各クラスの発行済受益証券の合計口数で除すことにより決定される。受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル(年1回)クラスについては0.01米ドル単位、円ヘッジ(年1回)クラスについては1円単位に通常の方法で端数処理される。

ファンドは、市場相場に基づいて決定される現行の時価、または、市場相場が即座に入手できないか、もしくは信頼に値しない場合には、受託会社が定める手続きに従い、かつ受託会社の全般的な監督の下で決定される「公正価値」で評価される。ファンドが公正価値により値付けを行う場合、ファンドが適切であると判断する要因を考慮することができる。ファンドは、個別の証券または市場指数の現行の評価に関連する動向に基づき、公正価値を決定することができる。ファンドがその純資産価額の算出のために利用する証券の価格が、同一の証券に対する相場価格または公表価格と異なることがある。公正価値の価格設定には、主観的な判断が含まれるため、ある証券のために決定される公正価値が、当該証券の売却により実現されうる評価額と大幅に異なることがある。

「先入れ先出し」評価手法が、ファンドの評価を評価する際に適用される。

ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される価格は、承認された独立プライシング・サービスから取得した当該評価日の午後4時(ロンドン時間)の実勢為替レートにより米ドルに為替換算される。

受託会社は、想定外の状況によりかかる評価が実行不可能になるか、または適切でなくなる場合に、ファンドの資産の公正な評価を実現するために慎重かつ誠実にその他の規則を遵守することを認められている。重大な誤りがない限り、受益証券1口当たり純資産価格の計算は最終的であるものとする。

ファンドの資産の評価は、受託会社の裁量で別途適切とみなされる場合を除き、(設立費用の償却を除いて)米国において一般に公正妥当と認められる会計原則をガイドラインとして使用する発生ベースによる会計基準により決定される。

純資産価額・受益証券1口当たり純資産価格の決定および/または受益証券の発行・買戻しの停止

受託会社は、投資運用会社と協議の上で、以下の場合、期間の全部または一部において、純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/または買戻代金の支払を停止することができる。

- (a) ファンドの資産の相当部分が取引される証券取引所もしくは類似する電子システムが、通常の休日以外に閉鎖され(個別取引の停止を含むが、これに限られない。)、または当該取引所もしくは類似する電子システムでの取引が制限もしくは停止される期間
- (b) ファンドの資産の相当部分の処分が、合理的に実務上可能でない(流動性が著しく低下した場合を含むが、これに限られない。)期間
- (c) ファンドの資産の相当部分の価額を正確に決定することが合理的に実務上可能でない期間
- (d) ファンドが、それまでに行われた買戻請求のいずれにも、関連するクラスの参照通貨をもって合法的に応じることができない期間
- (e) ファンドの資産の相当部分の価格または純資産価額の決定に際し、通常用いる通信手段またはシステムに故障がある期間

- (f) 疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、市民争乱、暴動、ストライキもしくは天変地異により、またはこれに起因して、ファンドに関する受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社の事業運営が、実質的に中断または閉鎖される期間
- (g) 受益証券の申込みまたは買戻しの代金が、ファンドの口座宛に、またはファンドの口座から送金できない期間
- (h) 外国為替取引が停止される期間
- (i) ファンドの償還の決議が可決された後
- (j) 受託会社が、投資運用会社と協議の上、そうすることが受益者の最善の利益であると判断する場合受託会社は、すべての受益者に対して、30日以内に書面により停止を通知するものとし、また、停止の終了についてもすべての受益者に通知するものとする。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

ファンドは、信託証書の締結日である2018年11月19日の150年後に終了する。ただし、下記「(5) その他 ファンドの償還」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年9月30日である。

(5) 【その他】

ファンドの償還

ファンドは、以下のいずれか早い方の時点で償還される。

- (a) 受託会社および管理会社が共同で決議した場合
- (b) ファンドの継続もしくはトラストの他の法域への移転が違法となった、または管理会社もしくは受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくは受益者の利益に反する場合
- (c) 純資産価額合計の50%以上に相当する受益者が、議決権を有する受益者により可決された決議により、(i) 信託証書に従い書面により、または() 信託証書に従い開催される議決権を有する受益者集会において終了させる場合
- (d) 信託証書の締結日に開始し、当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (e) 受託会社が退任の意思を書面で通知した場合、または受託会社が強制清算もしくは任意清算に置かれ、かつ受託会社に代わり受託会社の地位を受諾する用意のある他の法人が、当該通知もしくは清算に置かれた時点から90日以内に任命されない場合
- (f) 管理会社が退任の意思を書面で通知した場合、または管理会社が強制清算もしくは任意清算に置かれ、かつ管理会社に代わり管理会社の地位を受諾する用意のある他の法人が、当該通知もしくは清算に置かれた時点から90日以内に任命されない場合

上記(c)に記載される状況を除き、ファンドの終了には、受益者の同意は要求されない。ただし、受益者は、終了について通知を受ける。

受託会社は、ファンドの終了に関連してまたは起因して受託会社が負担し、支払い、または認識したすべての租税等、経費、偶発債務、手数料、請求および要求の全額分の引当金をファンドの資産から留保する権利を有するものとする。

上記の受託会社が留保した金額から、かかるすべての租税等、経費、偶発債務、手数料、請求および要求を支払った後の残額は、受託会社がその絶対的な裁量により決定する一または複数の慈善団体に支払われるものとする。

適用法により要求されない限り、償還の効力発生の少なくとも30日前に、日本における販売会社に対して書面通知が行われる。ただし、管理会社は、受託会社および日本における販売会社と協議の上、受益者の最善の利益のために、30日前の事前通知なしでファンドを償還することができる。

信託証書の変更

受益者に対して書面による通知(かかる通知は、すべての受益者により放棄することができる。)を行うことにより、受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、受益者の最善の利益に適合すると受託会社が考える方法および範囲で、信託証書の規定を変更、改訂、修正または追加する権利を有するものとする。ただし、受託会社の意見によれば、かかる変更、改訂、修正または追加(以下「修正」という。)が、(i)その時点の既存のファンドの受益者の利益を著しく害するものではなく、受託会社がファンドの受益者に対する責任を免れるよう作用するものではなく、(ii)(法的拘束力の有無にかかわらず)財務要件、法定要件または公的要件の準拠を可能にするために必要であり、または、(iii)明白な過誤の是正に必要であることを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正は、受益者の通常決議による認可無く行われ不得い。修正によって、受益者が、その受益証券について追加支払いを行う義務または、受益証券について責任を負う義務を課されることはないものとする。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていないなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

() 分配請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、受託会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

受託会社または管理会社は、(a) 信託証書の条項により要求されている場合、(b) 管理会社または受託会社の書面による要請により、(c) (受益者集会の場合には) トラストのその時点で発行済の受益証券の価額の10分の1以上である受益証券を保有する登録済受益者の書面による請求により、または(d) (ファンド決議の場合には) 該当するファンドのその時点で発行済の受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録済受益者の書面による請求により、集会の招集通知に記載される時間および場所において、トラストの受益者または(必要に応じて) ファンドの受益者の集会を招集する。

トラストの受益者またはファンドの受益者には、受益者集会の30日前までに通知が送付される。当該通知には、集会の日時、場所および提案される決議事項が記載される。受益者に対する通知が事故によりなされなかった場合または受け取られなかった場合でも、これによって集会の議事は無効とならない。集会の定足数要件は、その時点で発行済のトラストまたはファンド(場合による。)の全受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人とする。集会の投票に付された決議は、投票による決議が要求されない限り挙手により決定される。挙手においては、(個人の場合は) 受益者本人またはその代理人が、(法人の場合は) 適法に授權された代表者またはその代理人が、1議決権を有するものとする。投票においては、(個人の場合は) 受益者本人またはその代理人が、(法人の場合は) 適法に授權された代表者またはその代理人、その保有する受益証券1口毎に1議決権を有するものとする。

ファンド決議とは、ファンドの発行済受益証券の純資産価額の4分の3の過半数の、決議に対して議決権を有する保有者による書面で行われた決議、または、(b) ファンドの受益者集会において、当該受益者集会の受益者基準日時点の保有者で当該集会に本人が出席もしくは代理人により出席し、議決権を有し、かつ、投票する、ファンドの発行済受益証券の純資産価額の4分の3の過半数の保有者により可決された決議をいう。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。したがって、合計数値が一致しない場合がある。

(1)【2025年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

貸借対照表

2025年9月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	2025年 千円
資産			
投資有価証券、公正価値 (取得価額: 16,031,965米ドル)	2,3	21,599,435	3,318,969
現金 - 基準通貨	2	312,725	48,053
ブローカーに対する債権	2	6,584,516	1,011,777
投資対象売却未収金	2	736,425	113,159
未収配当金		8,914	1,370
その他の資産		2,730	419
資産合計		<u>29,244,745</u>	<u>4,493,748</u>
負債			
投資有価証券(ショート)、公正価値 (手取額: 6,142,434米ドル)	2,3	6,271,297	963,647
為替予約取引に係る未実現評価損	3,4	22,177	3,408
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	9	21,397	3,288
未払代行協会員報酬	9	2,892	444
未払監査報酬		27,337	4,201
未払配当金		4,953	761
未払販売報酬	9	40,871	6,280
未払投資運用会社報酬	9	12,780	1,964
未払管理会社報酬	9	2,908	447
投資対象購入未払金	2	526,816	80,951
未払買戻し	2	313,499	48,172
未払副投資運用会社報酬	9	43,615	6,702
その他の負債		6,484	996
負債合計		<u>7,297,026</u>	<u>1,121,261</u>
純資産		<u>21,947,719</u>	<u>3,372,487</u>
発行済受益証券口数			
米ドル(年1回)クラス	5	1,048,120 □	
円ヘッジ(年1回)クラス	5	36,207 □	
受益証券1口当たり純資産価格*			
米ドル(年1回)クラス		17.59	2,703 円
円ヘッジ(年1回)クラス		97.05	14,913 円

* 小数第2位に四捨五入

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

運用計算書

2025年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	2025年	
		米ドル	千円
投資収益			
受取配当金(源泉徴収税控除:72,461米ドル)	2	189,211	29,074
受取利息	2	275,504	42,334
投資収益合計		<u>464,715</u>	<u>71,408</u>
費用			
管理事務代行報酬および受託報酬	9	52,394	8,051
代行協会員報酬	9	11,472	1,763
監査報酬		28,277	4,345
保管会社報酬	9	21,518	3,306
販売報酬	9	160,862	24,718
配当金費用		129,176	19,849
弁護士報酬		27,109	4,166
投資運用会社報酬	9	50,444	7,751
管理会社報酬	9	11,419	1,755
副投資運用会社報酬	9	172,077	26,441
その他の報酬		42,981	6,604
費用合計		<u>707,729</u>	<u>108,750</u>
投資純利益/(損失)		<u>(243,014)</u>	<u>(37,342)</u>
実現/未実現利益/(損失):			
以下の取引に係る実現純利益/(損失):			
投資有価証券		2,125,234	326,563
為替予約取引	4	(513,936)	(78,971)
外貨換算		(2,355)	(362)
未実現評価益/(評価損)の純変動:			
投資有価証券		1,075,652	165,285
為替予約取引	4	110,565	16,989
外貨換算		1,626	250
投資対象、デリバティブおよび外貨換算に係る純利益/(損失)		<u>2,796,786</u>	<u>429,754</u>
運用による純資産の純増加/(減少)		<u>2,553,772</u>	<u>392,413</u>

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

純資産変動計算書

2025年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	2025年	
	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)：		
投資純利益/(損失)	(243,014)	(37,342)
投資対象、デリバティブおよび外貨換算に係る 実現純利益/(損失)	1,608,943	247,230
投資対象、デリバティブおよび外貨換算に係る 未実現評価益/(評価損)の純変動	1,187,843	182,524
運用による純資産の純増加/(減少)	<u>2,553,772</u>	<u>392,413</u>
資本取引による純増加/(減少)：		
申込み		
米ドル(年1回)クラス	2,343,684	360,130
円ヘッジ(年1回)クラス	751,835	115,527
買戻し		
米ドル(年1回)クラス	(3,888,160)	(597,455)
円ヘッジ(年1回)クラス	(3,088,844)	(474,632)
資本取引による純資産の純増加/(減少)	<u>(3,881,485)</u>	<u>(596,429)</u>
純資産の純増加/(減少)	(1,327,713)	(204,016)
期首現在純資産	<u>23,275,432</u>	<u>3,576,503</u>
期末現在純資産	<u>21,947,719</u>	<u>3,372,487</u>

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

財務書類に対する注記

2025年9月30日に終了した年度

1. 組織

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー(マルチ・ストラテジーズ・トラストのサブ・ファンド)(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のケイマン諸島の免除ユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年)(以下「MFA」という。)によって規制されている。MFAでは、一定の基準を満たすオープン・エンド型のケイマン諸島のファンドがケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録し、CIMAが承認した法人により監査された会計書類をCIMAに提出する義務を規定している。ファンドは、ミューチュアル・ファンド法(2020年)に従い、CIMAに登録済みである。エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)はファンドの受託会社である。

ファンドの投資運用会社は、SOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

ファンドの管理会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)である。

ファンドの副投資運用会社は、ヌビーンアセットマネジメント エルエルシー(以下「副投資運用会社」という。)である。

ファンドの投資目的は、米国の金融商品取引所に上場されている企業の株式を主要投資対象とし、現物株式の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせたロング&ショート戦略による運用を行うことで、長期的に信託財産の成長を目指すことである。

2. 重要な会計方針

ファンドが従う重要な会計方針は以下のとおりである。

表示の基礎

財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「米国GAAP」という。)に準拠して作成される。ファンドは投資会社であり、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下「ASC」という。)Topic 946の会計および報告指針に従う。

外貨

ファンドの帳簿および記録は、ファンドの機能通貨および報告通貨である米ドルで維持される。機能通貨建て以外の通貨建て資産および負債は、期末の直物為替相場を使用して機能通貨相当額に換算される一方、収益および費用は、日々の直物為替相場で換算される。ファンドは、投資に対する外国為替レートの変動から生じる運用実績の部分を、保有する有価証券の市場価格の変動から生じる変動と分離していない。このような変動は、投資対象から生じる実現および未実現純損益に含まれる。

報告上の実現外貨換算純損益は、外貨の売却、証券取引の取引日と決済日の間の実現為替損益、ならびにファンドの帳簿に計上された利息および/または分配金の金額がある場合に、実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との差額から生じる。未実現外貨換算の評価益または評価損の純額は、期末現在の投資対象を除く、為替レートの変動による資産および負債の公正価値の変動から生じる。

見積りの使用

米国GAAPに準拠した本財務書類の作成において、経営陣は、財務書類および添付の注記の金額に影響のある見積りおよび仮定を行うことが要求される。経営陣は、財務書類の作成に当たって利用された見積りは合理的であると考えているが、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがある。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、金融機関からの要求払い預金および当初の満期が3か月未満の利付預金が含まれ、それらを通じてファンドは、信用リスクおよび取引相手方リスクに晒される。

証券の評価

すべての投資有価証券は、注記の「公正価値測定」に詳述されているとおり、その見積公正価値で計上される。

投資対象購入未払金/投資対象売却未収金

投資対象の購入未払金および投資対象の売却未収金がある場合は未決済の取引を含む。

ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権には、ファンドが支払う現金担保および/またはファンドの有価証券の空売りに関連する委託保証金を補填するためのブローカー残高が含まれる。ファンドによるこれらの残高の使用は制限されることがある。

投資取引

投資取引は、取引日ベースで計上される。投資取引による実現損益は、個別法に基づいて計算される。

空売り(ショート)投資有価証券、公正価値

空売りとは、ファンドが所有していない証券を売却する取引のことである。空売りについて受け取った手取金は負債に計上され、ファンドは受け取った手取金と未決済のショート・ポジションの価値との差額を限度として未実現損益を計上する。ファンドはショート・ポジションがクローズした時点で実現損益を計上する。ファンドは証券の空売りから生じる一定の固有のリスクにさらされている。これらの証券を取得するためのファンドの最終的な費用は、本財務書類に反映されている負債を上回る可能性がある。ファンドは、2025年9月30日現在、相殺するのに十分なロング・ポジションを保有している限り、このリスクにさらされない。

投資収益

受取配当金は、分配落ち日に認識される。受取利息は、発生主義で認識される。購入した証券の割引額およびプレミアム額は、それぞれの証券の存続期間にわたって実効金利法を用いて増加および償却される。外国投資収益に係る源泉徴収税がある場合には、発生主義に基づき計上され、関連する収益について純額ベースで計上される。源泉徴収税は、収益源の管轄域における規則および現行税率に対する経営陣の見解に従って認識される。

為替予約取引

ファンドは、為替リスクを相殺するために為替予約取引を締結する。為替予約取引を締結する場合、ファンドは合意した将来の期日に、合意した価格で一定量の外貨を受け取る、または引き渡すことに合意する。ファンドの当該契約の未実現評価益または評価損は、契約締結日の先渡為替レートと報告日の先渡為替レートとの差額で測定され、貸借対照表に含まれる。実現および未実現損益の変動は、運用計算書に含まれる。これらの商品は、貸借対照表上で認識された金額を超過する市場リスク、信用リスクまたは双方の種類リスクを伴う。リスクは、取引相手方が契約条件を履行できない可能性や、通貨および証券の価値や金利の変動から生じる。

資産および負債の相殺

ファンドは、相殺の権利に関する基準が満たされている場合であっても、同一の取引相手方と同一のマスター・ネットティング契約のもと、総額ベースで実行される店頭デリバティブを提示している。マスター・ネットティング契約に基づき受領され、支払われた現金担保に関して認識された金額の詳細については、「デリバティブ商品」の注記を参照のこと。

受益者への分配

ファンドの受益者への分配がある場合は、分配落ち日に計上される。

買戻未払金

ファンドの英文目論見書補遺に定められた、特定の取引日における所定のカット・オフ・タイムまでに請求された買戻し(該当する場合は)、取消不能買戻通知において受益者の請求した金額が確定した時点で、負債に認識される。所定のカット・オフ・タイムを過ぎてから請求された買戻しは、翌取引日に認識される。

法人税

現在、ケイマン諸島では、所得税、資本移転税またはキャピタル・ゲイン税は課されない。ファンドは各投資に関して、その投資が行われる税務法域において、その投資が所得税、法人税、またはその他の税金の対象となるか否かを検討する。経営陣は税法および規則ならびに期末現在のファンドへの適用を分析し、ファンドの財務書類に税金負債の認識を必要とする不確実な税務ポジションは存在しないと考えている。ファンドは、通常、過去の3会計年度について主要な税務当局による所得税の調査の対象である。2025年9月30日現在、ファンドに関して調査中のものはない。

3. 公正価値測定

公正価値インプットのヒエラルキー

ファンドの経営陣は、ファンドの投資対象の公正価値を経常的に測定するために様々な方法を採用している。米国GAAPは、公正価値を測定するのに用いられた評価技法についてのインプットに優先順位を付けるヒエラルキーを確立している。インプットの3つのレベルは次のとおりである。

- ・レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債の未調整の相場価格。
- ・レベル2： レベル1に含まれる、直接的または間接的に観察可能な資産または負債の相場価格以外の観察可能なインプット。これらのインプットには、活発でない市場における同一商品の相場価格、類似商品の価格、金利、期限前償還率、信用リスク、イールドカーブ、デフォルト率、および類似データが含まれる場合がある。
- ・レベル3： 観察可能なインプットが入手できない限りにおいて、資産または負債の観察不能なインプット。これは市場参加者が資産または負債を評価するのに使用するであろう仮定で、入手可能な最良の情報に基づく仮定についてのファンド自らの仮定を表す。

観察可能なインプットの入手可能性は、金融商品ごとに異なるもので、例えば、金融商品の種類で当該金融商品が新規であり、市場において未確立であるか否か、市場の流動性、および当該金融商品に特有のその他の特性を含む幅広い様々な要因の影響を受ける。評価が、市場において観察可能とはいえない、または観察不能なモデルやインプットに基づく限りにおいて、公正価値の決定にはより多くの判断を必要とする。したがって、公正価値の決定において行使される判断の度合いは、レベル3に分類された商品について最も大きくなる。

公正価値測定に使用されるインプットは、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに分類される。このような場合、開示目的上の公正価値測定が、その全体に該当する範囲の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき決定される。

公正価値測定

経常的に公正価値で測定されるファンドの主要な資産および負債のカテゴリーに適用される評価技法の説明は以下のとおりである。

普通株式

国内の証券取引所で取引される証券は、評価日の終値で表示される。これらの証券が活発に取引されており、評価調整が適用されていない限り、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される。活発でない市場で取引される証券または類似商品を参照して評価される証券は、通常、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

為替予約取引

為替予約取引は、当該日の原通貨の実勢先渡為替レートに基づき評価され、通常、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

以下の表は、2025年9月30日現在、公正価値ヒエラルキーレベルによるファンドの投資対象の評価額の概要である。

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
金融商品				
普通株式	21,599,435	-	-	21,599,435
合計	21,599,435	-	-	21,599,435
負債				
金融商品				
普通株式	(6,271,297)	-	-	(6,271,297)
合計	(6,271,297)	-	-	(6,271,297)
負債				
デリバティブ商品				
為替予約取引	-	(22,177)	-	(22,177)
合計	-	(22,177)	-	(22,177)

投資対象の詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

4. デリバティブ商品

以下の開示内容は、貸借対照表上のファンドのデリバティブ商品の計上箇所と公正価値、および運用計算書への影響について、デリバティブ契約の種類と関連リスク・エクスポージャーごとに分類し、特定したものである。

2025年9月30日現在、貸借対照表には以下の金融デリバティブ商品の公正価値が含まれる。

デリバティブの種類	リスクの分類	貸借対照表上の項目	資産の公正価値 米ドル	負債の公正価値 米ドル
為替予約取引	外貨	為替予約取引に係る 未実現評価益 / (評価損)	-	(22,177)

デリバティブ商品は、2025年9月30日に終了した年度の運用計算書において以下の影響を有した。

運用計算書上の項目				
デリバティブの種類	リスクの分類	実現純利益 / (損失) 米ドル	未実現評価益 / (評価損) の純変動 米ドル	
為替予約取引	外貨	(513,936)	110,565	

当期中の未決済のデリバティブ契約数の目安として、四半期ごとの平均想定元本を表示している。経営陣は、これにより当期中のファンドのデリバティブ取引量を正確に反映したものが財務書類の利用者に提供されると判断している。

デリバティブの種類	リスクの分類	四半期 平均想定元本 米ドル	
負債			
デリバティブ商品			
為替予約取引	外貨		5,019,860

マスター・ネットティング契約

ファンドは特定の取引相手方との強制力のあるマスター・ネットティング契約またはネットティング契約の対象である。これらの契約は、特定の取引の条件を規定するとともに、あらかじめ設定されたエクスポージャーレベルにおいて、相殺メカニズムや担保差し入れの取決めを規定することにより、関連する取引に付随する相手方リスクを軽減する。種類の異なる取引は、仕組みが異なり、時に特定の相手方組織の別の法人から取引されることもあるため、各種取引は異なるマスター・ネットティング契約によってカバーされ、その結果、単一の取引相手方と複数の契約が必要となる可能性がある。マスター・ネットティング契約は、異なる資産タイプごとに固有のものではない場合があり、そのような場合、契約によりファンドは、債務不履行時に、取引相手方との単一の契約に基づいて管理される一部もしくはすべての取引を完了させ、特定の取引相手方に対するエクスポージャーの合計を相殺することが認められている。担保または証拠金要件は、ブローカーまたは上場デリバティブの取引所の清算機関により設定されるが、店頭取引デリバティブの担保条件は個別契約である。担保または証拠金要件は、デリバティブまたは投資の種類によって異なるが、該当する場合、ファンドは、通常、担保として差し入れられた現金を受け取るか(再担保設定の権利)、または取引相手方の債務不履行時にファンドが当該担保を支配することができるように三者契約に基づく当該担保を第三者の保管会社に差し入れることに同意する。

ISDA契約は、ファンドが締結した店頭デリバティブ取引を規定し、取引相手方を選定するものである。ISDA契約は、一般的な義務、表明、合意、担保および債務不履行または終了に関する規定を維持する。ファンドの店頭デリバティブに関する別々に区別されたISDA契約に基づき、ファンドが取引相手方と正味負債ポジションにある場合、ファンドはデリバティブにかかる担保の差し入れを要求されることがある。さらに、ファンドがその契約のために十分な資産担保率を維持できない場合、取引相手方は直ちにデリバティブ契約を終了することがある。早期終了の選択は財務書類にとって重大となりうる。限定的な状況において、ISDA契約は、あらかじめ定めた水準よりも取引相手方の信用の質が低下した場合、既存の日々のエクスポージャーの補償範囲を超え、さらに取引相手方のプロテクションを追加する追加的な規定を含める場合がある。これらの金額(もしあれば)は、第三者の保管会社で分別することができる。

期末時点の店頭デリバティブ商品の公正価値総額、相殺可能な金額、受領または差し入れ担保、および商品別のエクスポージャー純額は、以下の表に開示される。

デリバティブ負債： 金融商品	認識済の 負債総額	貸借対照表上 の相殺総額	貸借対照表上 に表示される 純負債額	貸借対照表上で 相殺されない金額		純額
				金融商品	現金担保	
				D(i) 米ドル	D(ii) 米ドル	
	A 米ドル	B 米ドル	C=A-B 米ドル			E=C-D 米ドル
取引相手方 ルクセンブルク三菱UFJ インベスターサービス 銀行S.A. ¹	(22,177)	-	(22,177)	-	-	(22,177)
合計	(22,177)	-	(22,177)	-	-	(22,177)

¹ 受託会社、管理事務代行会社および保管会社の関連当事者

5. 受益証券

各受益証券は、ファンドの各クラスの不可分の受益権を表章しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に支払われる金額は、当該クラスに帰属する純資産価額の持分をその時に発行済のすべてのクラス受益証券で除したものに等しい。受益証券の申込みおよび買戻しは、通常、銀行が取引のために開いている各日に行うことができる。受託会社は、期間中の全部または一部において、純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/または買戻金の支払いを停止することができる。ファンドは以下のクラスを有する。米ドル(年1回)クラスおよび円ヘッジ(年1回)クラス。米ドル(年1回)クラスは米ドル建て、円ヘッジ(年1回)クラスは円建てで、米ドルに対してヘッジされる。

両方の受益証券クラスは、ヘッジがないクラスに関して為替ヘッジが採用されないことを除き同一である。為替ヘッジに帰属する損益は、円ヘッジのクラスにのみ適用される。

	米ドル(年1回)クラス 口数	円ヘッジ(年1回)クラス 口数
2024年10月1日現在の口数	1,136,514	61,428
申込み	146,158	8,245
買戻し	(234,552)	(33,466)
2025年9月30日現在の口数	1,048,120	36,207

6. 主要リスク

通常の業務過程においてファンドが行う投資には、市場の変動または取引相手方の契約不履行もしくは契約を履行できないことによる潜在的な損失のリスクが存在する。主要リスクの内容は以下のとおりである。

市場リスク

市場リスクは主として、保有する証券および金融商品の将来の価格に関する不確実性から生じる。価格変動に直面した際に、市場ポジションを保有することによってファンドが被る可能性のある潜在的な損失を表すものである。ファンドの投資運用者は、ファンドの投資目的に従いつつ、特定の国々または産業セクターに関連するリスクを最小限にするために、ポートフォリオの資産配分を検討する。市場リスクは、原証券および金融商品の価値に実質的に依拠しており、金利および外国為替レートのボラティリティや変動といった市場要因の影響を受ける。

外国通貨リスク

ファンドは、ファンドの機能通貨以外の通貨建て資産および負債を保有する。したがって、ファンドは、その他の通貨建て資産および負債の価値が為替レートの変動により上下することから、通貨リスクにさらされる。

金利リスク

一般的に、ファンドが間接的に保有する債券の通貨建ての金利水準が上昇(または下降)した場合、債券価格は下落(または上昇)し、その結果、1口当たりの純資産価格が変動する可能性がある。残存期間が長いほど金利の変動による債券価格の変動は大きくなる。また、ハイイールド債券は、市場環境、発行体の業績および他の要因など、投資環境が変化した場合に価格が大きく変動し、1口当たり純資産価格が変動する。残存期間は債券価格の潜在的な変動性を測るためによく使われる。残存期間の長い債券は金利変動の影響を受けやすく、残存期間の短い債券よりも変動しやすい。支払スケジュールが不透明な債券や期限前償還が可能な債券の

残存期間は、特定の金利環境下で変動したり長くなったりする可能性があり、市場価値はより変動しやすくなる。

株式リスク

株式リスクとは、一般的な市況、政治的またはマクロ経済的な要因などによって株式の市場価値が下落する可能性があるリスクをいう。さらに、関連産業や業種に影響を与える特定の要因によって、株式の価値が下落する可能性もある。持分証券および持分関連投資は、一般的に確定利付証券よりも市場価格の変動性が大きい。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが支払期限が到来した時点でその債務を全額決済するための十分な現金資金を調達することができない、または実質的に不利な条件でしか決済できないリスクをいう。非流動性証券は、同等のより流動性の高い投資対象から割り引かれて取引される可能性があり、時価の大幅な変動にさらされる可能性がある。ファンドは流動性の低い証券を正確に評価することが困難な場合がある。また、ファンドは、好ましい時点もしくは価格で、またはファンドが現在評価している価格に近い価格で、流動性の低い証券を容易に売却することができない場合がある。ファンドの証券の流動性が制限または低くされている場合、受益証券の発行および買戻しを制限する必要がある。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは取引相手方との取引に対する信用リスクにさらされており、決済不履行のリスクも負っている。ファンドは、債券の発行体もしくは保証人、またはデリバティブ商品契約の取引相手方が、期日内に元本および/または金利の支払いを行うことができない、または支払う意思がない場合、損失を被る、さもなければその債務を負う可能性がある。証券は、しばしば信用格付けに反映される様々な程度の信用リスクにさらされる。

買戻しリスク

ファンドに大量の買戻しが発生することがあり、折悪くまたは損失もしくは低迷している価値でファンドに資産を売却させることがある。買戻しリスクは、1名以上の受益者がファンドの受益証券の大部分の割合を支配している、投資期間が短い、または予測不可能なキャッシュ・フローの必要性がある場合に、より大きくなる。さらに、下落期間中または流動性の低い市場において買戻しリスクは高まる。大量の買戻しは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

集中リスク

ファンドには、ファンドの純資産の100.00%を所有する1名の受益者がいる。受益者はファンドの関連当事者である。

2025年9月30日現在、公正価値による投資有価証券は、ファンド純資産の68.81%を占め、それは米国に集中していた。

7. 為替レート

2025年9月30日現在、ファンドの機能通貨以外の通貨建て資産および負債の換算には、以下の為替レート(対ファンドの機能通貨)が使用された。

JPY	日本円	0.0068
-----	-----	--------

8. コミットメントおよび偶発事象

2025年9月30日現在、保証はなかった。2025年9月30日現在、ファンドは様々な補償を含む契約を有していた。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかしながら、ファンドはこれらの契約に基づく請求または損失を有しておらず、損失リスクはごく僅かであると予想している。ファンドの経営陣は、いかなる偶発債務も認識していない。

9. 報酬および費用

以下の報酬および費用は、関連当事者取引とみなされる。

管理事務代行報酬および受託報酬

管理事務代行会社は、以下に記載された報酬をファンドから受領する権利を有する。最低月次報酬は、受益証券2クラスまで3,000米ドルである。受益証券クラスの追加は、受益証券クラスごとに最低月次報酬が500米ドル増加する予定である。

純資産価額(米ドル)	年率
1億米ドルまでの部分に対して	0.070%
1億米ドル超5億米ドルまでの部分に対して	0.065%
5億米ドル超の部分に対して	0.060%

受託会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。ただし、最低年次報酬は、10,000米ドルである。

また、管理事務代行会社および受託会社は、合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しに加え、財務書類作成費用、FATCA費用ならびにその他の業務に対する対価を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の管理事務代行報酬および受託報酬ならびに貸借対照表の未払管理事務代行報酬および未払受託報酬として反映される。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.22%の報酬を受領する権利を有する。

また、投資運用会社は、ファンドの資産から合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の投資運用会社報酬および貸借対照表の未払投資運用会社報酬として反映される。

副投資運用会社報酬

副投資運用会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.75%の報酬を受領する権利を有する。

また、副投資運用会社は、ファンドの資産から合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の副投資運用会社報酬および貸借対照表の未払副投資運用会社報酬として反映される。

管理会社報酬

管理会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の管理会社報酬および貸借対照表の未払管理会社報酬として反映される。

販売報酬

販売会社は、年率0.70%の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。

また、販売会社は、販売会社と受託会社との間の契約に基づく義務の履行において負担した一定の経費および費用について払戻しを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の販売報酬ならびに貸借対照表の未払販売報酬として反映される。

代行協会員報酬

代行協会員は、年率0.05%の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。

また、代行協会員は、代行協会員が提供する業務に関連して合理的に負担した自身の立替費用について支払いを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の代行協会員報酬ならびに貸借対照表の未払代行協会員報酬として反映される。

保管会社報酬

保管会社は、受託会社と同一の親会社に属するため関連当事者とみなされる。保管会社は、ファンドから以下に記載される年間の資産保管報酬(最低月額1,500米ドル)を受領する権利を有する。

市場	年間資産保管報酬 (b p)	取引手数料 米ドル
米国	2.0	20

また、保管会社は、ファンドの資産から合理的な立替費用、副保管会社費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の保管会社報酬および貸借対照表の未払保管会社報酬として反映される。

10. 財務ハイライト

米ドル(年1回)クラス	2025年 米ドル
受益証券1口当たり運用実績	
期首現在純資産価格	15.51
投資運用による利益/(損失):	
投資純利益/(損失)	(0.17)
投資取引に係る実現および未実現純利益/(損失)	2.25
投資運用による合計	2.08
期末現在純資産価格	17.59
トータルリターン	13.41%
平均純資産比率	
費用	(3.00%)
投資純利益/(損失)	(1.00%)

円ヘッジ(年1回)クラス	2025年 米ドル
受益証券1口当たり運用実績	
期首現在純資産価格	91.96
投資運用による利益/(損失):	
投資純利益/(損失)	(0.94)
投資取引に係る実現および未実現純利益/(損失)	6.03
投資運用による合計	5.09
期末現在純資産価格	97.05
トータルリターン	5.54%
平均純資産比率	
費用	(3.07%)
投資純利益/(損失)	(1.04%)

受益証券1口当たり運用実績は、期中平均発行済受益証券口数を使用して算出される。受益証券1口当たりの実現および未実現利益/(損失)の純額の計算は、ファンドの投資対象の時価の変動に関連した資本取引のタイミングにより、運用計算書に表示されるファンドの実現および未実現純利益/(損失)に対応していない場合がある。個々の受益者の財務ハイライトは、資本取引のタイミングに基づく上記とは異なる場合がある。

トータルリターンは、分配金が再投資されたものとみなして、期中の純資産価格の変動額に基づき算出される。上記費用比率および収益率は、平均純資産を基に算出される。平均純資産に対する投資純利益/(損失)の比率は、ファンドの投資純利益/(損失)を含むが、投資対象、デリバティブおよび外貨換算の実現および未実現純利益/(損失)は含まれない。

11. 後発事象

経営陣は、財務書類が発行可能となった日である2026年1月27日までに発生した事象および取引を評価している。2025年9月30日以降、ファンドの米ドル(年1回)クラスの申込純額387,000米ドルおよび円ヘッジ(年1回)クラスの申込純額21,000米ドルがあった。

【投資有価証券明細表等】

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

投資有価証券明細表

2025年9月30日現在

(米ドルで表示)

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
資産				
投資有価証券、公正価値				
普通株式				
イギリス				
資本財・サービス				
NVENT ELECTRIC PLC	2,315	146,912	226,291	1.03%
資本財・サービス合計		146,912	226,291	1.03%
イギリス合計				
		146,912	226,291	1.03%
アメリカ合衆国				
通信				
ALPHABET INC-CL A	2,275	286,003	548,912	2.50%
META PLATFORMS INC-CLASS A	665	191,531	486,451	2.21%
NETFLIX INC	285	144,431	339,928	1.55%
WALT DISNEY CO/THE	1,900	181,006	216,809	0.99%
通信合計		802,971	1,592,100	7.25%
一般消費財・サービス				
AMAZON.COM INC	2,940	502,813	644,272	2.93%
BOYD GAMING CORP	1,425	83,307	122,265	0.56%
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	875	226,468	227,032	1.03%
HOME DEPOT INC	590	211,493	238,802	1.09%
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,275	172,990	246,018	1.12%
RALPH LAUREN CORP	700	201,667	219,527	1.00%
TESLA INC	565	145,722	249,719	1.14%
TJX COMPANIES INC	1,125	104,061	162,079	0.74%
一般消費財・サービス合計		1,648,521	2,109,714	9.61%
生活必需品				
CASEY'S GENERAL STORES INC	420	187,986	236,241	1.08%
COCA-COLA CO/THE	3,535	246,352	235,166	1.07%
COSTCO WHOLESALE CORP	240	141,133	222,996	1.02%
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,950	169,496	171,034	0.78%
KENVUE INC	8,575	193,705	139,344	0.63%
WALMART INC	3,225	188,606	332,917	1.52%
生活必需品合計		1,127,278	1,337,698	6.10%

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
資産(つづき)				
投資有価証券、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
エネルギー				
CHENIERE ENERGY INC	740	128,785	173,338	0.79%
EXXON MOBIL CORP	2,040	202,253	229,051	1.04%
WILLIAMS COS INC	3,350	212,563	212,223	0.97%
エネルギー合計		543,601	614,612	2.80%
金融				
AMERICAN EXPRESS CO	780	176,739	257,767	1.17%
AMERIPRISE FINANCIAL INC	300	116,303	147,381	0.67%
CITIGROUP INC	2,550	238,588	256,900	1.17%
CORPAY INC	585	216,018	168,714	0.77%
FIFTH THIRD BANCORP	5,000	160,370	221,125	1.01%
GLOBE LIFE INC	1,175	163,104	166,779	0.76%
JPMORGAN CHASE & CO	725	103,727	227,820	1.04%
KKR & CO INC	1,650	244,783	210,309	0.96%
M & T BANK CORP	1,125	182,350	220,714	1.01%
NASDAQ INC	2,415	141,336	213,341	0.97%
PROGRESSIVE CORP	740	199,526	182,292	0.83%
WELLS FARGO & CO	3,425	260,937	285,542	1.30%
金融合計		2,203,781	2,558,684	11.66%
ヘルスケア				
BOSTON SCIENTIFIC CORP	2,350	164,821	229,266	1.05%
ELI LILLY & CO	285	194,212	217,764	0.99%
EXELIXIS INC	3,000	87,120	123,915	0.56%
INTUITIVE SURGICAL INC	385	207,804	171,922	0.78%
REGENERON PHARMACEUTICALS	420	229,935	240,479	1.10%
STRYKER CORP	600	178,679	221,472	1.01%
THE CIGNA GROUP	390	129,387	112,459	0.51%
UNITED THERAPEUTICS CORP	565	162,817	241,707	1.10%
ヘルスケア合計		1,354,775	1,558,984	7.10%
資本財・サービス				
AECOM	1,825	167,031	238,108	1.09%
CINTAS CORP	805	151,534	164,856	0.75%
EATON CORP PLC	700	173,582	260,526	1.19%
EMERSON ELECTRIC CO	1,675	195,555	218,177	0.99%

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
資産(つづき)				
投資有価証券、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
資本財・サービス(つづき)				
FLOWSERVE CORP	4,125	162,683	218,419	1.00%
HOWMET AEROSPACE INC	1,260	146,975	246,488	1.12%
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	635	174,916	192,900	0.88%
NORTHROP GRUMMAN CORP	400	208,782	242,876	1.11%
PARKER HANNIFIN CORP	315	194,444	237,935	1.08%
REPUBLIC SERVICES INC	810	169,713	186,908	0.85%
RTX CORP	1,765	224,197	294,623	1.34%
TRANE TECHNOLOGIES PLC	550	162,294	231,819	1.06%
VERALTO CORP	2,174	192,531	230,998	1.05%
WABTEC CORP	1,160	151,292	232,052	1.06%
資本財・サービス合計		2,475,529	3,196,685	14.57%
材料				
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	565	146,572	153,640	0.70%
DUPONT DE NEMOURS INC	1,600	111,698	123,568	0.56%
FREEPORT-MCMORAN INC	2,650	121,685	102,225	0.47%
LINDE PLC	525	196,282	250,383	1.14%
SMURFIT WESTROCK PLC	4,975	225,497	210,418	0.96%
材料合計		801,734	840,234	3.83%
不動産				
AMERICAN TOWER CORP	875	197,101	167,943	0.76%
PROLOGIS INC	1,000	123,337	113,775	0.52%
不動産合計		320,438	281,718	1.28%
テクノロジー				
APPLE INC	3,615	563,361	918,944	4.18%
ARISTA NETWORKS INC	1,865	152,151	269,604	1.23%
BROADCOM INC	1,810	201,281	592,938	2.70%
CISCO SYSTEMS INC	3,550	201,499	243,015	1.11%
INTEL CORP	5,850	126,775	195,127	0.89%
INTUIT INC	225	154,305	153,655	0.70%
LAM RESEARCH CORP	2,175	170,870	289,079	1.32%
MASTERCARD INC - A	305	115,843	173,344	0.79%
MICROSOFT CORP	2,200	658,219	1,138,973	5.19%
NVIDIA CORP	6,725	515,548	1,250,816	5.70%

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
資産(つづき)				
投資有価証券、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
テクノロジー(つづき)				
ORACLE CORP	385	107,503	108,277	0.49%
PALO ALTO NETWORKS INC	1,345	189,737	273,042	1.24%
S&P GLOBAL INC	475	207,264	230,698	1.06%
SERVICENOW INC	215	168,784	195,654	0.89%
SYNOPSYS INC	400	183,425	195,652	0.89%
TOAST INC-CLASS A	4,100	175,939	148,727	0.68%
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	825	190,974	245,974	1.12%
テクノロジー合計		4,083,478	6,623,519	30.18%
公益事業				
ALLIANT ENERGY CORP	3,075	171,827	206,825	0.94%
AMERICAN ELECTRIC POWER	1,425	147,174	159,771	0.73%
DUKE ENERGY CORP	1,025	120,232	126,731	0.58%
VISTRA CORP	850	83,714	165,869	0.75%
公益事業合計		522,947	659,196	3.00%
アメリカ合衆国合計		15,885,053	21,373,144	97.38%
普通株式合計		16,031,965	21,599,435	98.41%
投資有価証券合計、公正価値		16,031,965	21,599,435	98.41%
負債				
投資有価証券(ショート)、公正価値				
普通株式				
アメリカ合衆国				
通信				
AIRBNB INC-CLASS A	(500)	(65,961)	(60,345)	(0.27%)
FOX CORP - CLASS A	(1,225)	(65,701)	(78,829)	(0.36%)
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	(2,800)	(83,033)	(78,876)	(0.36%)
MAPLEBEAR INC	(1,575)	(67,245)	(56,889)	(0.26%)

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
負債(つづき)				
投資有価証券(ショート)、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
通信(つづき)				
NEW YORK TIMES CO-A	(1,225)	(58,110)	(70,217)	(0.32%)
ZILLOW GROUP INC - C	(825)	(42,628)	(63,789)	(0.29%)
通信合計		(382,678)	(408,945)	(1.86%)
一般消費財・サービス				
ADVANCE AUTO PARTS INC	(1,175)	(55,279)	(72,110)	(0.33%)
BEST BUY CO INC	(1,000)	(76,901)	(75,180)	(0.34%)
BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	(615)	(74,830)	(66,525)	(0.30%)
CAVA GROUP INC	(1,150)	(98,638)	(68,937)	(0.31%)
DARDEN RESTAURANTS INC	(350)	(64,010)	(66,832)	(0.30%)
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	(1,275)	(85,795)	(67,358)	(0.31%)
GENUINE PARTS CO	(525)	(63,160)	(72,668)	(0.33%)
LAS VEGAS SANDS CORP	(1,300)	(50,188)	(69,485)	(0.32%)
LEGGETT & PLATT INC	(7,250)	(108,189)	(63,945)	(0.29%)
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	(210)	(44,116)	(54,632)	(0.25%)
POOL CORP	(220)	(77,117)	(67,698)	(0.31%)
SOMNIGROUP INTERNATIONAL INC	(775)	(33,695)	(64,844)	(0.30%)
THOR INDUSTRIES INC	(625)	(58,890)	(64,369)	(0.29%)
YUM! BRANDS INC	(410)	(54,897)	(62,611)	(0.29%)
一般消費財・サービス合計		(945,705)	(937,194)	(4.27%)
生活必需品				
COLGATE-PALMOLIVE CO	(675)	(65,025)	(54,196)	(0.24%)
PILGRIM'S PRIDE CORP	(1,650)	(73,061)	(67,427)	(0.31%)
SYSCO CORP	(775)	(62,986)	(63,775)	(0.29%)
生活必需品合計		(201,072)	(185,398)	(0.84%)
エネルギー				
COTERRA ENERGY INC	(2,850)	(72,518)	(67,018)	(0.31%)
ONEOK INC	(775)	(59,154)	(56,435)	(0.26%)
RANGE RESOURCES CORP	(1,800)	(58,181)	(67,239)	(0.30%)
エネルギー合計		(189,853)	(190,692)	(0.87%)

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
負債(つづき)				
投資有価証券(ショート)、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
金融				
AFLAC INC	(550)	(49,470)	(61,061)	(0.28%)
CHUBB LTD	(170)	(45,192)	(47,811)	(0.22%)
EVEREST GROUP LTD	(205)	(71,125)	(71,477)	(0.32%)
KEYCORP	(3,650)	(57,789)	(67,634)	(0.31%)
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	(190)	(54,283)	(63,090)	(0.29%)
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	(600)	(60,856)	(62,004)	(0.28%)
STATE STREET CORP	(535)	(37,765)	(61,760)	(0.28%)
SYNOVUS FINANCIAL CORP	(1,475)	(66,500)	(71,641)	(0.33%)
T ROWE PRICE GROUP INC	(650)	(77,925)	(66,424)	(0.30%)
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	(625)	(80,567)	(69,284)	(0.32%)
TRUIST FINANCIAL CORP	(1,325)	(59,362)	(60,016)	(0.27%)
金融合計		(660,834)	(702,202)	(3.20%)
ヘルスケア				
AGILENT TECHNOLOGIES INC	(525)	(67,519)	(67,085)	(0.31%)
DAVITA INC	(525)	(74,507)	(69,788)	(0.32%)
IDEXX LABORATORIES INC	(95)	(49,413)	(60,324)	(0.27%)
LABCORP HOLDINGS INC	(240)	(52,388)	(68,812)	(0.31%)
QIAGEN N.V.	(1,600)	(73,629)	(71,328)	(0.33%)
RESMED INC	(215)	(51,246)	(59,157)	(0.27%)
REVVITY INC	(835)	(99,525)	(72,916)	(0.33%)
SOLVENTUM CORP	(925)	(63,787)	(67,386)	(0.31%)
STERIS PLC	(275)	(57,679)	(67,959)	(0.31%)
ZOETIS INC	(390)	(62,499)	(57,084)	(0.26%)
ヘルスケア合計		(652,192)	(661,839)	(3.02%)
資本財・サービス				
AGCO CORP	(615)	(65,058)	(65,344)	(0.30%)
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	(510)	(51,930)	(67,022)	(0.31%)
DONALDSON CO INC	(925)	(67,970)	(75,383)	(0.34%)
EXPEDITORS INTL WASH INC	(550)	(59,335)	(67,006)	(0.31%)
FORTIVE CORP	(1,400)	(70,249)	(67,949)	(0.31%)
GRACO INC	(775)	(61,498)	(65,676)	(0.30%)
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	(250)	(55,952)	(71,583)	(0.33%)
LENNOX INTERNATIONAL INC	(125)	(74,962)	(66,036)	(0.30%)
NORFOLK SOUTHERN CORP	(210)	(48,938)	(62,815)	(0.29%)

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
負債(つづき)				
投資有価証券(ショート)、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
資本財・サービス(つづき)				
OTIS WORLDWIDE CORP	(725)	(64,420)	(66,164)	(0.30%)
PACCAR INC	(575)	(58,285)	(56,454)	(0.26%)
SCHNEIDER NATIONAL INC-CL B	(3,400)	(79,241)	(71,196)	(0.32%)
SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	(525)	(71,355)	(66,896)	(0.29%)
SMITH (A.O.) CORP	(975)	(74,965)	(71,419)	(0.33%)
SOUTHWEST AIRLINES CO	(2,150)	(64,529)	(67,693)	(0.31%)
TIMKEN CO	(925)	(74,469)	(69,060)	(0.31%)
TORO CO	(900)	(79,233)	(68,256)	(0.31%)
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	(1,325)	(75,355)	(67,184)	(0.31%)
WATSCO INC	(170)	(81,424)	(68,292)	(0.31%)
XPO INC	(550)	(70,578)	(70,224)	(0.32%)
資本財・サービス合計		(1,349,746)	(1,351,652)	(6.16%)
材料				
AMCOR PLC	(8,200)	(81,948)	(66,707)	(0.30%)
AVERY DENNISON CORP	(425)	(83,531)	(68,574)	(0.31%)
BALL CORP	(1,400)	(78,019)	(70,385)	(0.32%)
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	(790)	(63,220)	(70,744)	(0.32%)
ECOLAB INC	(205)	(46,421)	(56,170)	(0.26%)
INTERNATIONAL PAPER CO	(1,425)	(76,371)	(65,465)	(0.30%)
材料合計		(429,510)	(398,045)	(1.81%)
不動産				
CUBESMART	(1,750)	(73,410)	(70,945)	(0.32%)
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	(1,400)	(65,427)	(71,666)	(0.33%)
PUBLIC STORAGE	(205)	(58,733)	(58,925)	(0.27%)
SUN COMMUNITIES INC	(535)	(67,266)	(68,603)	(0.31%)
UDR INC	(1,750)	(74,586)	(65,205)	(0.30%)
不動産合計		(339,422)	(335,344)	(1.53%)
テクノロジー				
AUTODESK INC	(190)	(43,763)	(60,205)	(0.27%)
CDW CORP/DE	(400)	(66,267)	(63,404)	(0.29%)
CLOUDFLARE INC - CLASS A	(265)	(26,760)	(56,710)	(0.26%)
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	(950)	(65,494)	(63,536)	(0.29%)
ENTEGRIS INC	(825)	(80,805)	(75,504)	(0.34%)

	株数	取得価額 / (手取額) 米ドル	公正価値 米ドル	純資産 比率%
負債(つづき)				
投資有価証券(ショート)、公正価値(つづき)				
普通株式(つづき)				
アメリカ合衆国(つづき)				
テクノロジー(つづき)				
EQUIFAX INC	(250)	(56,954)	(63,691)	(0.29%)
FAIR ISAAC CORP	(40)	(66,212)	(60,350)	(0.27%)
GARTNER INC	(265)	(96,833)	(70,034)	(0.32%)
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	(450)	(75,946)	(67,021)	(0.31%)
MOODY'S CORP	(110)	(36,861)	(52,317)	(0.24%)
PAYCHEX INC	(465)	(61,038)	(58,683)	(0.27%)
TERADYNE INC	(500)	(48,284)	(67,774)	(0.31%)
TYLER TECHNOLOGIES INC	(125)	(54,348)	(65,310)	(0.30%)
テクノロジー合計		(779,565)	(824,539)	(3.76%)
公益事業				
ATMOS ENERGY CORP	(410)	(44,239)	(69,997)	(0.32%)
CONSOLIDATED EDISON INC	(660)	(63,088)	(66,234)	(0.30%)
FIRSTENERGY CORP	(1,500)	(59,754)	(69,008)	(0.31%)
NISOURCE INC	(1,625)	(44,776)	(70,208)	(0.32%)
公益事業合計		(211,857)	(275,447)	(1.25%)
アメリカ合衆国合計		(6,142,434)	(6,271,297)	(28.57%)
普通株式合計		(6,142,434)	(6,271,297)	(28.57%)
投資有価証券(ショート)合計、公正価値		(6,142,434)	(6,271,297)	(28.57%)

デリバティブ商品 - 負債

通貨売り	通貨買い	満期日	未実現 (評価損) 米ドル	純資産 比率%		
為替予約取引						
米ドル	3,625,091	日本円	530,240,635	2025年10月	(21,952)	(0.10%)
日本円	21,393,402	米ドル	145,276	2025年10月	(98)	0.00%
日本円	2,704,989	米ドル	18,254	2025年10月	(127)	0.00%
為替予約取引合計					(22,177)	(0.10%)
デリバティブ商品-負債合計					(22,177)	(0.10%)

[次へ](#)

Nuveen US Equity Long & Short Fund

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Note	2025 USD
Assets		
Investments in securities, at fair value (Cost: USD 16,031,965)	2,3	21,599,435
Cash – base currency	2	312,725
Due from broker	2	6,584,516
Receivable for investments sold	2	736,425
Dividends receivable		8,914
Other assets		2,730
Total assets		29,244,745
Liabilities		
Investments in securities sold short, at fair value (Proceeds: USD 6,142,434)	2,3	6,271,297
Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	3,4	22,177
Administrator and Trustee fees payable	9	21,397
Agent company fees payable	9	2,892
Audit fees payable		27,337
Dividends payable		4,953
Distributor fees payable	9	40,871
Management fees payable	9	12,780
Manager fees payable	9	2,908
Payable for investments purchased	2	526,816
Redemption payable	2	313,499
Sub Investment Management fees payable	9	43,615
Other liabilities		6,484
Total liabilities		7,297,026
Net assets		21,947,719
Number of units outstanding		
USD Annual Class Units	5	1,048,120
JPY Hedged Annual Class Units	5	36,207
Net asset value per unit*		
USD Annual Class Units		17.59
JPY Hedged Annual Class Units		97.05

* Rounded to two decimal places

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**STATEMENT OF OPERATIONS**

For the year ended September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Note	2025 USD
Investment income		
Dividend income <i>(net of withholding tax of USD 72,461)</i>	2	189,211
Interest income	2	275,504
Total investment income		<u>464,715</u>
Expenses		
Administrator and Trustee fees	9	52,394
Agent company fees	9	11,472
Audit fees		28,277
Custodian fees	9	21,518
Distributor fees	9	160,862
Dividend expense		129,176
Legal fees		27,109
Management fees	9	50,444
Manager fees	9	11,419
Sub Investment Management fees	9	172,077
Other fees		42,981
Total expenses		<u>707,729</u>
Net investment income/(loss)		<u>(243,014)</u>
Realized/Unrealized gains/(losses):		
Net realized gain/(loss) on transactions from:		
Investments in securities		2,125,234
Forward foreign currency exchange contracts	4	(513,936)
Foreign currency translation		(2,355)
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) of:		
Investments in securities		1,075,652
Forward foreign currency exchange contracts	4	110,565
Foreign currency translation		1,626
Net gain/(loss) on investments, derivatives and foreign currency translation		<u>2,796,786</u>
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations		<u>2,553,772</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS**

For the year ended September 30, 2025

(Expressed in USD)

	2025 USD
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations:	
Net investment income/(loss)	(243,014)
Net realized gain/(loss) on investments, derivatives and foreign currency translation	1,608,943
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments, derivatives and foreign currency translation	1,187,843
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations	<u>2,553,772</u>
Net increase/(decrease) from capital transactions:	
Subscriptions	
USD Annual Class Units	2,343,684
JPY Hedged Annual Class Units	751,835
Redemptions	
USD Annual Class Units	(3,888,160)
JPY Hedged Annual Class Units	(3,088,844)
Net increase/(decrease) in net assets from capital transactions	<u>(3,881,485)</u>
Net increase/(decrease) in net assets	(1,327,713)
Net assets at the start of the year	<u>23,275,432</u>
Net assets at the end of the year	<u>21,947,719</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the year ended September 30, 2025

1. ORGANIZATION

Nuveen US Equity Long & Short Fund (a "Sub-Fund" of Multi Strategies Trust) (the "Fund") is an open-ended Cayman Islands exempted unit trust established under the laws of the Cayman Islands and is regulated by the Cayman Islands' Mutual Funds Act, 2020 ("MFA"). The MFA stipulates that open-ended Cayman Islands funds meeting certain criteria are required to register with the Cayman Islands Monetary Authority ("CIMA") and to furnish CIMA with audited accounts opined on by a CIMA-approved firm. The Fund is registered with CIMA in accordance with the Mutual Funds Act, 2020. MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the "Trustee") is the trustee of the Fund.

The investment manager of the Fund is Sompo Asset Management Co., Ltd. (the "Investment Manager").

The manager of the Fund is Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

The sub investment manager of the Fund is Nuveen Asset Management LLC (the "Sub Investment Manager").

The investment objective of the Fund is to seek long-term capital appreciation by investing predominantly in a diversified portfolio of equities listed on US exchanges, through the management of a long and short strategy that combines both long and short positions in stocks.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies followed by the Fund are as follows:

Basis of presentation

The financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"). The Fund is an investment company and follows the accounting and reporting guidance in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standard Codification ("ASC") Topic 946.

Foreign currency

The books and records of the Fund are maintained in United States Dollar ("USD"), the Fund's functional and reporting currency. Assets and liabilities denominated in non-functional currencies are translated into functional currency equivalents using year-end spot foreign currency exchange rates, while revenues and expenses are translated as at the daily spot rates of exchange. The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included within the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Reported net realized foreign currency translation gains or losses arise from sales of foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions, and the difference between the amounts of interest and/or dividends, as applicable, recorded on the Fund's books and the functional currency equivalent of the amounts actually received or paid. Net unrealized foreign currency translation appreciation or depreciation arises from changes in the fair values of assets and liabilities, other than investments at year-end, resulting from changes in exchange rates.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Use of estimates***

The preparation of these financial statements in conformity with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its financial statements are reasonable; however, actual results could differ from these estimates.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include amounts due from financial institutions on demand and interest bearing deposits with original maturities of less than three months, through which the Fund is exposed to credit and counterparty risk.

Security valuation

All investments in securities are recorded at their estimated fair value as detailed in the "Fair Value Measurement" note.

Payable for investments purchased/Receivable for investments sold

Payable for investments purchased and receivable for investments sold, if any, include trades pending settlement.

Amounts due from/to brokers

Amounts due from brokers include cash collateral paid by the Fund and/or balances with brokers to cover margin requirements related to the Fund's securities sold short. The use of these balances by the Fund may be restricted.

Investment transactions

Investment transactions are recorded on a trade date basis. Realized gains and losses from investment transactions are computed on a specific identification basis.

Investments in securities sold short, at fair value

A short sale is a transaction in which the Fund sells a security it does not own. The proceeds received for short sales are recorded as liabilities and the Fund records an unrealized gain or loss to the extent of the difference between the proceeds received and the value of the open short position. The Fund records a realized gain or loss when the short position is closed out. The Fund is subject to certain inherent risks arising from selling securities short. The ultimate cost to the Fund to acquire these securities may exceed the liability reflected in these financial statements. The Fund is not exposed to this risk to the extent it holds sufficient offsetting long positions as at September 30, 2025.

Investment income

Dividends are recognized on the ex-dividend date. Interest income is recognized on an accrual basis. Discounts and premiums on securities purchased are accreted and amortized using the effective interest method over the lives of the respective securities. Withholding taxes on foreign investment income, if any, are recorded on an accrual basis and are recorded on a net basis with the associated income. Withholding taxes are recognized in accordance with management's understanding of the rules and rates prevalent within the jurisdiction in which income is sourced.

Forward foreign currency exchange contracts

The Fund enters into forward foreign currency exchange contracts to offset currency exchange risk. When entering into a forward foreign currency exchange contract, the Fund agrees to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date. The Fund's unrealized appreciation or depreciation on the contracts, as measured by the difference between the forward foreign currency exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date, is included in the Statement of Assets and Liabilities. Realized and change in unrealized gains and losses are included in the Statement of Operations. These instruments involve market risk, credit risk, or both kinds of risks in excess of the amount recognized in the Statement of Assets and Liabilities. Risks arise from the possible inability of counterparties to meet the terms of their contracts and movement in currency and securities values and interest rates.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Offsetting of assets and liabilities***

The Fund presents OTC derivatives that are executed with the same counterparty under the same master netting agreement on a gross basis, even though the criteria for the right of offset may be met. Refer to the "Derivative Instruments" note for details of any amounts recognized for cash collateral received and paid under master netting arrangements.

Distributions to unitholders

Distributions to the Fund's unitholders, if any, are recorded on the ex-dividend date.

Redemptions payable

Redemptions, if any, which are requested before the defined cut-off time on a given dealing day per the Fund's supplemental offering memorandum are recognized as liabilities when the amount requested by the unitholder in the irrevocable redemption notice becomes fixed. Redemptions which are requested after the defined cut-off time are recognized on the following dealing day.

Income taxes

At present, no income, capital transfers or capital gains taxes are levied in the Cayman Islands. The Fund considers in respect of each investment it makes whether that investment will be subject to income, corporation or other tax in the jurisdiction in which the investment is made. Management has analyzed tax laws and regulations and their application to the Fund as of year-end and does not believe that there are any uncertain tax positions that require recognition of a tax liability in the Fund's financial statements. Generally, the Fund is subject to income tax examinations by major taxing authorities for the past three fiscal years. There are no open exams for the Fund as of September 30, 2025.

3. FAIR VALUE MEASUREMENT***Hierarchy of fair value inputs***

Management of the Fund utilizes various methods to measure the fair value of the Fund's investments on a recurring basis. US GAAP establishes a hierarchy that prioritizes inputs to valuation techniques used to measure fair value. The three levels of inputs are as follows:

- Level 1: Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2: Observable inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability either directly or indirectly. These inputs may include quoted prices for the identical instrument on an inactive market, prices for similar instruments, interest rates, prepayment speeds, credit risk, yield curves, default rates, and similar data.
- Level 3: Unobservable inputs for the asset or liability to the extent that relevant observable inputs are not available, representing the Fund's own assumptions about the assumptions that a market participant would use in valuing the asset or liability, and that would be based on the best information available.

The availability of observable inputs can vary for each financial instrument and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of financial instrument, whether the financial instrument is new and not yet established in the marketplace, the liquidity of markets, and other characteristics particular to the financial instrument. To the extent that valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised in determining fair value is greatest for instruments categorized in Level 3.

The inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, for disclosure purposes, the level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement falls in its entirety is determined based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety.

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

For the year ended September 30, 2025

3. FAIR VALUE MEASUREMENT (continued)

Fair value measurement

A description of the valuation techniques applied to the Fund's major categories of assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis follows.

Common stock

Securities traded on a national securities exchange are stated at the closing price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded, and valuation adjustments are not applied, they are categorized in level 1 of the fair value hierarchy. Securities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued based on that day's prevailing forward exchange rate for the underlying currencies and are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

The following table summarizes the valuation of the Fund's investments by fair value hierarchy levels as at September 30, 2025:

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Assets				
Financial Instruments				
Common stock	21,599,435	-	-	21,599,435
Total	21,599,435	-	-	21,599,435
Liabilities				
Financial Instruments				
Common stock	(6,271,297)	-	-	(6,271,297)
Total	(6,271,297)	-	-	(6,271,297)
Liabilities				
Derivative Instruments				
Forward foreign currency exchange contracts	-	(22,177)	-	(22,177)
Total	-	(22,177)	-	(22,177)

For further disaggregation of investments see the Schedule of Investments.

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

For the year ended September 30, 2025

4. DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosure identifies the location and fair value amounts of the Fund's derivative instruments on the Statement of Assets and Liabilities and the effect on the Statement of Operations, each categorized by type of derivative contract and related risk exposure.

As of September 30, 2025, the Statement of Assets and Liabilities included the following financial derivative instrument fair values:

Derivative Type	Risk Category	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Fair Value
			Assets USD	Liabilities USD
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	Unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency exchange contracts	-	(22,177)

Derivative instruments had the following effect on the Statement of Operations for the year ended September 30, 2025:

Derivative Type	Risk Category	Statement of Operations Location	
		Net realized gain/(loss) USD	Net change in unrealized appreciation/(depreciation) USD
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	(513,936)	110,565

As an indication of the volume of open derivative contracts during the year, the average quarterly notional value is presented. Management is of the opinion that this provides the users of the financial statements with an accurate reflection of the volume of derivative activity during the year by the Fund.

Derivative Type	Risk Category	Average Quarterly Notional Value USD
Liabilities		
Derivative Instruments		
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	5,019,860

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

For the year ended September 30, 2025

4. DERIVATIVE INSTRUMENTS (continued)

Master netting agreements

The Fund is subject to enforceable master netting agreements, or netting arrangements, with certain counterparties. These agreements govern the terms of certain transactions, and reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying offsetting mechanisms and collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Since different types of transactions have different mechanics and are sometimes traded out of different legal entities of a particular counterparty organization, each type of transaction may be covered by a different master netting arrangement, possibly resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. Master netting agreements may not be specific to each different asset type; in such instances, they would allow the Fund to close out and net its total exposure to a specified counterparty in the event of a default with respect to any and all the transactions governed under a single agreement with the counterparty. Collateral or margin requirements are set by the broker or exchange clearing house for exchange traded derivatives while collateral terms are contract specific for OTC traded derivatives. Although collateral or margin requirements may differ by type of derivative or investment, as applicable, the Fund typically receives cash posted as collateral (with rights of rehypothecation) or agrees to have such collateral posted to a third party custodian under a tri-party arrangement that enables the Fund to take control of such collateral in the event of a counterparty default.

ISDA agreements govern OTC derivative transactions entered into by the Fund and select counterparties. ISDA agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Under the Fund's separate and distinct ISDA agreements for OTC derivatives, the Fund may be required to post collateral on derivatives if the Fund is in a net liability position with the counterparty. Additionally, counterparties may immediately terminate derivatives contracts if the Fund fails to maintain sufficient asset coverage for its contracts. An election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA agreement may contain additional provisions that add additional counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may be segregated with a third party custodian.

The gross fair value of OTC derivative instruments, amounts available for offset, collateral received or pledged and net exposure by instrument as of year-end is disclosed in the following table:

Derivative Liabilities: Financial Instrument	Gross Amounts of Recognized Liabilities	Gross Amounts Offset in Statement of Assets and Liabilities	Net Amounts of Liabilities presented in Statement of Assets and Liabilities	Amounts not Offset in the Statement of Assets and Liabilities		Net amount
				Financial Instruments	Cash collateral	
	A	B	C=A-B	D(i)	D(ii)	E=C-D
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
Counterparty						
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. ¹	(22,177)	-	(22,177)	-	-	(22,177)
Total	(22,177)	-	(22,177)	-	-	(22,177)

¹ Related party of the Trustee, Administrator and Custodian

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

5. UNITS

Each unit represents an undivided beneficial interest in the respective class of the Fund with the result that the amount payable to a unitholder upon termination of the Fund will equal its share of the net asset value attributable to the class divided by all units of the class then outstanding. Subscriptions and redemptions of units can generally be made on each day where banks are open for trading. The Trustee may suspend the determination of net asset value and/or the net asset value per unit, and/or the issue and/or redemption of units of the Fund and/or the payment of redemption proceeds for the whole or any part of a year. The Fund has the following classes: USD Annual Class Units and JPY Hedged Annual Class Units. USD Annual Class Units are denominated in USD and JPY Hedged Annual Class Units are denominated in Japanese Yen ("JPY") and hedged against USD.

Both share classes are identical, except that no currency hedging will be employed with respect to the non-hedged class. The gains or losses attributable to currency hedging are only applied to the JPY-hedged class.

	USD Annual Class Units	JPY Hedged Annual Class Units
Units as at October 1, 2024	1,136,514	61,428
Units subscribed	146,158	8,245
Units redeemed	<u>(234,552)</u>	<u>(33,466)</u>
Units as at September 30, 2025	<u>1,048,120</u>	<u>36,207</u>

6. PRINCIPAL RISKS

The Fund in the normal course of operations makes investments where the risk of potential loss exists due to changes in the market, or failure or inability of the counterparty to perform a transaction. See below for a description of select principal risks.

Market risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of securities and financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Fund's investment manager considers the asset allocation of the portfolio in order to minimize the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective. Market risk is substantially dependent upon the value of the underlying securities and financial instruments and is affected by market forces such as volatility and changes in interest and foreign exchange rates.

Foreign currency risk

The Fund holds assets and liabilities denominated in currencies other than the Fund's functional currency. Consequently, the Fund is exposed to currency risk since the value of the assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates.

Interest rate risk

Generally speaking, if the level of the interest rate of the currency in which the bonds indirectly held by the Fund are denominated increases (or declines), the bond price declines (or increases), which may result in a fluctuating net asset value per unit. The longer the duration, the greater the fluctuation in the bond price due to interest rate fluctuations. In addition, the price of high yield bonds significantly fluctuates in the case of changes in the investment environment, such as market conditions, performance of the issuer, and other factors, which will cause fluctuations in the net asset value per unit. Duration is often used to measure the potential volatility of a bond's price; bonds with longer durations are more sensitive to changes in interest rates, making them more volatile than bonds with shorter durations. Bonds with uncertain payment schedules or that can be prepaid have durations which may vary or lengthen in certain interest rate environments making their market values more volatile.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

6. PRINCIPAL RISKS (continued)***Equity risk***

Equity risk is the risk that the market values of equities may decline due to general market conditions, such as political or macroeconomic factors. Additionally, equities may decline in value due to specific factors affecting a related industry or industries. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous. Illiquid securities may trade at a discount from comparable, more liquid investments and may be subject to wide fluctuations in market value. It may be difficult for the Fund to value illiquid securities accurately. Also, the Fund may not be able to dispose of illiquid securities readily at a favorable time or price or at prices approximating those at which the Fund currently values them. In instances where the liquidity of the Fund's securities is restricted or compromised, it may be necessary to place restrictions on or limit the issue and redemption of units.

Credit and counterparty risks

The Fund is exposed to credit risk to counterparties with whom it transacts with and also bears the risk of settlement default. The Fund may lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative instrument contract is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Redemption risk

The Fund may experience periods of heavy redemptions that could cause the Fund to sell assets at inopportune times or at a loss or depressed value. Redemption risk is greater to the extent that one or more unitholders control a large percentage of units in the Fund, have short investment horizons, or have unpredictable cash flow needs. In addition, redemption risk is heightened during periods of declining or illiquid markets. Heavy redemptions could hurt the Fund's performance.

Concentration risk

There is one unitholder in the Fund who owns 100.00% of the Fund's net assets. The unitholder is a related party of the Fund.

As at September 30, 2025, investments in securities at fair value totaling 68.81% of the Fund's net assets were concentrated in the United States of America.

7. EXCHANGE RATES

The following exchange rate (against the Fund's functional currency) was used to convert the assets and liabilities denominated in currencies other than the Fund's functional currency at September 30, 2025:

JPY	Japanese Yen	0.0068
-----	--------------	--------

8. COMMITMENT AND CONTINGENCIES

There were no guarantees at September 30, 2025. As at September 30, 2025, the Fund had contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Fund has not had claims or losses pursuant to these contracts and expects the risks of loss to be remote. Management of the Fund is not aware of any contingent liabilities.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

9. FEES AND EXPENSES

The following fees and expenses are considered related party transactions:

Administrator and Trustee Fees

The Administrator is entitled to receive fees from the Fund, as set out below, subject to a minimum monthly fee of USD 3,000 for up to two share classes. Additional share classes will increase the minimum monthly fee by USD 500 per share class.

Net Asset Value (USD)	Annual Rate
Up to USD 100 Million	0.070%
Over USD 100 Million but less than USD 500 Million	0.065%
Over USD 500 Million	0.060%

The Trustee is entitled to receive fees from the Fund of 0.01% per annum of the net asset value of the Fund, subject to an annual minimum fee of USD 10,000.

The Administrator and Trustee are also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses, as well as fees for financial statement preparation, FATCA and other services.

These fees are reflected as "Administrator and Trustee fees" in the Statement of Operations and "Administrator and Trustee fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Management Fees

The Investment Manager is entitled to receive a fee from the Fund of 0.22% per annum of the Fund's net asset value.

The Investment Manager is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses out of the assets of the Fund.

These fees are reflected as "Management fees" in the Statement of Operations and "Management fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Sub Investment Management Fees

The Sub Investment Manager is entitled to receive a fee from the Fund of 0.75% per annum of the Fund's net asset value.

The Sub Investment Manager is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses out of the assets of the Fund.

These fees are reflected as "Sub Investment Management fees" in the Statement of Operations and "Sub Investment Management fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Manager Fees

The Manager is entitled to receive a fee from the Fund of 0.05% per annum of the Fund's net asset value.

These fees are reflected as "Manager fees" in the Statement of Operations and "Manager fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Distributor Fees

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.70% per annum, payable quarterly in arrears, with such fee to be calculated on each valuation day based on the net asset value of the Fund as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day.

The Distributor will also be entitled to be reimbursed for the certain costs and expenses it incurs in the performance of its obligations under the agreement between the Distributor and the Trustee.

These fees are reflected as "Distributor fees" in the Statement of Operations and "Distributor fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

9. FEES AND EXPENSES (continued)**Agent Company Fees**

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.05% per annum, payable quarterly in arrears, with such fee to be calculated on each valuation day based on the net asset value of the Fund as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day.

The Agent Company will also be entitled to be paid its out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by it.

These fees are reflected as "Agent company fees" in the Statement of Operations and "Agent company fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Custodian Fees

The Custodian is considered a related party as it is part of the same parent company as the Trustee. The Custodian is entitled to receive a fee from the Fund, as set out below, with the annual asset charges subject to a monthly minimum fee of USD 1,500.

Market	Annual Asset Charge (bp)	Transaction Charge (USD)
United States	2.0	20

The Custodian is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements, sub-custodian expenses, and out-of-pocket expenses out of the assets of the Fund.

These fees are reflected as "Custodian fees" in the Statement of Operations and "Custodian fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

10. FINANCIAL HIGHLIGHTS

USD Annual Class Units	2025
	USD
Per unit operating performance	
Net asset value, beginning of the year	15.51
Income/(loss) from investment operations:	
Net investment income/(loss)	(0.17)
Net realized and unrealized gain/(loss) on investment transactions	2.25
Total from investment operations	2.08
Net asset value, end of the year	17.59
Total return	13.41%
Ratios to average net assets	
Expenses	(3.00%)
Net investment income/(loss)	(1.00%)

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2025

10. FINANCIAL HIGHLIGHTS (continued)

JPY Hedged Annual Class Units	2025
	USD
Per unit operating performance	
Net asset value, beginning of the year	91.96
Income/(loss) from investment operations:	
Net investment income/(loss)	(0.94)
Net realized and unrealized gain/(loss) on investment transactions	6.03
Total from investment operations	5.09
Net asset value, end of the year	97.05
Total return	5.54%
Ratios to average net assets	
Expenses	(3.07%)
Net investment income/(loss)	(1.04%)

The per unit operating performance is calculated using average units outstanding during the year. The calculation of the net realized and unrealized gain/(loss) per unit may not correlate with the Fund's net realized and unrealized gains/(losses) presented in the Statement of Operations due to the timing of capital transactions in relation to the fluctuating market values of the Fund's investments. An individual unitholder's financial highlights may vary from the above based on the timing of capital transactions.

Total return is calculated based upon the change in net asset value during the year with any distributions assumed to be reinvested. The above expense and income ratios are calculated based on average net assets. The ratio of net investment income/(loss) to average net assets includes the net investment income/(loss) of the Fund, but excludes net realized and unrealized gains/(losses) on investments, derivatives and foreign currency translation.

11. SUBSEQUENT EVENTS

Management has evaluated the events and transactions that have occurred through January 27, 2026, the date the financial statements were available to be issued. Subsequent to September 30, 2025, the Fund's USD Annual Class Units had net subscriptions of USD 387,000 and the Fund's JPY Hedged Annual Class Units had net subscriptions of USD 21,000.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Assets				
Investments in securities, at fair value				
Common Stock				
UNITED KINGDOM				
INDUSTRIAL				
NVENT ELECTRIC PLC	2,315	146,912	226,291	1.03%
TOTAL INDUSTRIAL		146,912	226,291	1.03%
TOTAL UNITED KINGDOM		146,912	226,291	1.03%
UNITED STATES OF AMERICA				
COMMUNICATIONS				
ALPHABET INC-CL A	2,275	286,003	548,912	2.50%
META PLATFORMS INC-CLASS A	665	191,531	486,451	2.21%
NETFLIX INC	285	144,431	339,928	1.55%
WALT DISNEY CO/THE	1,900	181,006	216,809	0.99%
TOTAL COMMUNICATIONS		802,971	1,592,100	7.25%
CONSUMER DISCRETIONARY				
AMAZON COM INC	2,940	502,813	644,272	2.93%
BOYD GAMING CORP	1,425	83,307	122,265	0.56%
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	875	226,468	227,032	1.03%
HOME DEPOT INC	590	211,493	238,802	1.09%
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,275	172,990	246,018	1.12%
RALPH LAUREN CORP	700	201,667	219,527	1.00%
TESLA INC	565	145,722	249,719	1.14%
TJX COMPANIES INC	1,125	104,061	162,079	0.74%
TOTAL CONSUMER DISCRETIONARY		1,648,521	2,109,714	9.61%
CONSUMER STAPLES				
CASEY'S GENERAL STORES INC	420	187,986	236,241	1.08%
COCA-COLA CO/THE	3,535	246,352	235,166	1.07%
COSTCO WHOLESALE CORP	240	141,133	222,996	1.02%
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,950	169,496	171,034	0.78%
KENVUE INC	8,575	193,705	139,344	0.63%
WALMART INC	3,225	189,606	332,917	1.52%
TOTAL CONSUMER STAPLES		1,127,278	1,337,698	6.10%

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Assets (continued)				
Investments in securities, at fair value (continued)				
Common Stock (continued)				
UNITED STATES OF AMERICA (continued)				
ENERGY				
CHENIERE ENERGY INC	740	128,785	173,338	0.79%
EXXON MOBIL CORP	2,040	202,253	229,051	1.04%
WILLIAMS COS INC	3,350	212,563	212,223	0.97%
TOTAL ENERGY		543,601	614,612	2.80%
FINANCIAL				
AMERICAN EXPRESS CO	780	176,739	257,767	1.17%
AMERIPRISE FINANCIAL INC	300	116,303	147,381	0.67%
CITIGROUP INC	2,550	238,588	256,900	1.17%
CORPAY INC	585	216,018	168,714	0.77%
FIFTH THIRD BANCORP	5,000	160,370	221,125	1.01%
GLOBE LIFE INC	1,175	163,104	166,779	0.76%
JPMORGAN CHASE & CO	725	103,727	227,820	1.04%
KKR & CO INC	1,650	244,783	210,309	0.96%
M & T BANK CORP	1,125	182,350	220,714	1.01%
NASDAQ INC	2,415	141,336	213,341	0.97%
PROGRESSIVE CORP	740	199,526	182,292	0.83%
WELLS FARGO & CO	3,425	260,937	285,542	1.30%
TOTAL FINANCIAL		2,203,781	2,558,684	11.66%
HEALTH CARE				
BOSTON SCIENTIFIC CORP	2,350	164,821	229,266	1.05%
ELI LILLY & CO	285	194,212	217,764	0.99%
EXELIXIS INC	3,000	87,120	123,915	0.56%
INTUITIVE SURGICAL INC	385	207,804	171,922	0.78%
REGENERON PHARMACEUTICALS	420	229,935	240,479	1.10%
STRYKER CORP	600	178,679	221,472	1.01%
THE CIGNA GROUP	390	129,387	112,459	0.51%
UNITED THERAPEUTICS CORP	565	162,817	241,707	1.10%
TOTAL HEALTH CARE		1,354,775	1,558,984	7.10%
INDUSTRIAL				
AECOM	1,825	167,031	238,108	1.09%
CINTAS CORP	805	151,534	164,856	0.75%
EATON CORP PLC	700	173,582	260,526	1.19%
EMERSON ELECTRIC CO	1,675	195,555	218,177	0.99%

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Assets (continued)				
Investments in securities, at fair value (continued)				
Common Stock (continued)				
UNITED STATES OF AMERICA (continued)				
INDUSTRIAL (continued)				
FLOWERVE CORP	4,125	162,683	218,419	1.00%
HOWMET AEROSPACE INC	1,260	146,975	246,488	1.12%
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	635	174,916	192,900	0.88%
NORTHROP GRUMMAN CORP	400	208,782	242,876	1.11%
PARKER HANNIFIN CORP	315	194,444	237,935	1.08%
REPUBLIC SERVICES INC	810	169,713	186,908	0.85%
RTX CORP	1,785	224,197	294,623	1.34%
TRANE TECHNOLOGIES PLC	550	162,294	231,819	1.06%
VERALTO CORP	2,174	192,531	230,998	1.05%
WABTEC CORP	1,160	151,292	232,052	1.06%
TOTAL INDUSTRIAL		2,475,529	3,196,885	14.57%
MATERIALS				
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	565	146,572	153,640	0.70%
DUPONT DE NEMOURS INC	1,600	111,698	123,568	0.56%
FREEMPORT-MCMORAN INC	2,650	121,685	102,225	0.47%
LINDE PLC	525	196,282	250,383	1.14%
SMURFIT WESTROCK PLC	4,975	225,497	210,418	0.96%
TOTAL MATERIALS		801,734	840,234	3.83%
REAL ESTATE				
AMERICAN TOWER CORP	875	197,101	167,943	0.76%
PROLOGIS INC	1,000	123,337	113,775	0.52%
TOTAL REAL ESTATE		320,438	281,718	1.28%
TECHNOLOGY				
APPLE INC	3,615	563,361	918,944	4.18%
ARISTA NETWORKS INC	1,865	152,151	269,604	1.23%
BROADCOM INC	1,810	201,281	592,938	2.70%
CISCO SYSTEMS INC	3,550	201,499	243,015	1.11%
INTEL CORP	5,850	126,775	195,127	0.89%
INTUIT INC	225	154,305	153,655	0.70%
LAM RESEARCH CORP	2,175	170,870	289,079	1.32%
MASTERCARD INC - A	305	115,843	173,344	0.79%
MICROSOFT CORP	2,200	658,219	1,138,973	5.19%
NVIDIA CORP	6,725	515,548	1,250,816	5.70%

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Assets (continued)				
Investments in securities, at fair value (continued)				
Common Stock (continued)				
UNITED STATES OF AMERICA (continued)				
TECHNOLOGY (continued)				
ORACLE CORP	385	107,503	108,277	0.49%
PALO ALTO NETWORKS INC	1,345	189,737	273,042	1.24%
S&P GLOBAL INC	475	207,264	230,898	1.06%
SERVICENOW INC	215	168,784	195,654	0.89%
SYNOPSYS INC	400	183,425	195,652	0.89%
TOAST INC-CLASS A	4,100	175,939	148,727	0.68%
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	825	190,974	245,974	1.12%
TOTAL TECHNOLOGY		4,083,478	6,623,519	30.18%
UTILITIES				
ALLIANT ENERGY CORP	3,075	171,827	206,825	0.94%
AMERICAN ELECTRIC POWER	1,425	147,174	159,771	0.73%
DUKE ENERGY CORP	1,025	120,232	126,731	0.58%
VISTRA CORP	850	83,714	165,869	0.75%
TOTAL UTILITIES		522,947	659,196	3.00%
TOTAL UNITED STATES OF AMERICA		15,885,053	21,373,144	97.38%
Total Common Stock		16,031,965	21,599,435	98.41%
Total Investments in securities, at fair value		16,031,965	21,599,435	98.41%
Liabilities				
Investments in securities sold short, at fair value				
Common Stock				
UNITED STATES OF AMERICA				
COMMUNICATIONS				
AIRBNB INC-CLASS A	(500)	(65,961)	(60,345)	(0.27%)
FOX CORP - CLASS A	(1,225)	(65,701)	(78,829)	(0.36%)
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	(2,800)	(83,033)	(78,876)	(0.36%)
MAPLEBEAR INC	(1,575)	(67,245)	(56,889)	(0.26%)

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Liabilities (continued)				
Investments in securities sold short, at fair value (continued)				
Common Stock (continued)				
UNITED STATES OF AMERICA (continued)				
COMMUNICATIONS (continued)				
NEW YORK TIMES CO-A	(1,225)	(58,110)	(70,217)	(0.32%)
ZILLOW GROUP INC - C	(825)	(42,628)	(63,789)	(0.29%)
TOTAL COMMUNICATIONS		<u>(382,678)</u>	<u>(408,945)</u>	<u>(1.86%)</u>
CONSUMER DISCRETIONARY				
ADVANCE AUTO PARTS INC	(1,175)	(55,279)	(72,110)	(0.33%)
BEST BUY CO INC	(1,000)	(76,901)	(75,180)	(0.34%)
BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	(615)	(74,830)	(66,525)	(0.30%)
CAVA GROUP INC	(1,150)	(98,638)	(68,937)	(0.31%)
DARDEN RESTAURANTS INC	(350)	(64,010)	(66,832)	(0.30%)
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	(1,275)	(85,795)	(67,358)	(0.31%)
GENUINE PARTS CO	(525)	(63,160)	(72,688)	(0.33%)
LAS VEGAS SANDS CORP	(1,300)	(50,188)	(69,485)	(0.32%)
LEGGETT & PLATT INC	(7,250)	(108,189)	(63,945)	(0.29%)
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	(210)	(44,116)	(54,632)	(0.25%)
POOL CORP	(220)	(77,117)	(67,698)	(0.31%)
SOMNIGROUP INTERNATIONAL INC	(775)	(33,695)	(64,844)	(0.30%)
THOR INDUSTRIES INC	(625)	(58,890)	(64,369)	(0.29%)
YUMI BRANDS INC	(410)	(54,897)	(62,611)	(0.29%)
TOTAL CONSUMER DISCRETIONARY		<u>(945,705)</u>	<u>(937,194)</u>	<u>(4.27%)</u>
CONSUMER STAPLES				
COLGATE-PALMOLIVE CO	(675)	(65,025)	(54,196)	(0.24%)
PILGRIM'S PRIDE CORP	(1,650)	(73,061)	(67,427)	(0.31%)
SYSCO CORP	(775)	(62,986)	(63,775)	(0.29%)
TOTAL CONSUMER STAPLES		<u>(201,072)</u>	<u>(185,398)</u>	<u>(0.84%)</u>
ENERGY				
COTERRA ENERGY INC	(2,850)	(72,518)	(67,018)	(0.31%)
ONEOK INC	(775)	(59,154)	(56,435)	(0.26%)
RANGE RESOURCES CORP	(1,800)	(58,181)	(67,239)	(0.30%)
TOTAL ENERGY		<u>(189,853)</u>	<u>(190,692)</u>	<u>(0.87%)</u>

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Liabilities (continued)				
Investments in securities sold short, at fair value (continued)				
Common Stock (continued)				
UNITED STATES OF AMERICA (continued)				
FINANCIAL				
AFLAC INC	(550)	(49,470)	(61,061)	(0.28%)
CHUBB LTD	(170)	(45,192)	(47,811)	(0.22%)
EVEREST GROUP LTD	(205)	(71,125)	(71,477)	(0.32%)
KEYCORP	(3,650)	(57,789)	(67,634)	(0.31%)
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	(190)	(54,283)	(63,090)	(0.29%)
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	(600)	(60,856)	(62,004)	(0.28%)
STATE STREET CORP	(535)	(37,765)	(61,760)	(0.28%)
SYNOVUS FINANCIAL CORP	(1,475)	(66,500)	(71,641)	(0.33%)
T ROWE PRICE GROUP INC	(650)	(77,925)	(66,424)	(0.30%)
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	(625)	(80,567)	(69,284)	(0.32%)
TRUIST FINANCIAL CORP	(1,325)	(59,362)	(60,016)	(0.27%)
TOTAL FINANCIAL		(660,834)	(702,202)	(3.20%)
HEALTH CARE				
AGILENT TECHNOLOGIES INC	(525)	(67,519)	(67,085)	(0.31%)
DAVITA INC	(525)	(74,507)	(69,788)	(0.32%)
IDEXX LABORATORIES INC	(95)	(49,413)	(60,324)	(0.27%)
LABCORP HOLDINGS INC	(240)	(52,388)	(68,812)	(0.31%)
QIAGEN N.V.	(1,800)	(73,629)	(71,328)	(0.33%)
RESMED INC	(215)	(51,246)	(59,157)	(0.27%)
REVVITY INC	(835)	(99,525)	(72,916)	(0.33%)
SOLVENTUM CORP	(925)	(83,787)	(67,386)	(0.31%)
STERIS PLC	(275)	(57,679)	(67,959)	(0.31%)
ZOETIS INC	(390)	(62,499)	(57,084)	(0.26%)
TOTAL HEALTH CARE		(652,192)	(661,839)	(3.02%)
INDUSTRIAL				
AGCO CORP	(615)	(65,058)	(65,344)	(0.30%)
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	(510)	(51,930)	(67,022)	(0.31%)
DONALDSON CO INC	(925)	(67,970)	(75,383)	(0.34%)
EXPEDITORS INTL WASH INC	(550)	(59,335)	(67,006)	(0.31%)
FORTIVE CORP	(1,400)	(70,249)	(67,949)	(0.31%)
GRACO INC	(775)	(61,498)	(65,676)	(0.30%)
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	(250)	(55,952)	(71,583)	(0.33%)
LENNOX INTERNATIONAL INC	(125)	(74,962)	(66,036)	(0.30%)
NORFOLK SOUTHERN CORP	(210)	(48,938)	(62,815)	(0.29%)

Nuveen US Equity Long & Short Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)**

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets
Liabilities (continued)				
Investments in securities sold short, at fair value (continued)				
Common Stock (continued)				
UNITED STATES OF AMERICA (continued)				
INDUSTRIAL (continued)				
OTIS WORLDWIDE CORP	(725)	(64,420)	(66,164)	(0.30%)
PACCAR INC	(575)	(58,285)	(56,454)	(0.26%)
SCHNEIDER NATIONAL INC-CL B	(3,400)	(79,241)	(71,196)	(0.32%)
SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	(525)	(71,355)	(66,896)	(0.29%)
SMITH (A.O.) CORP	(975)	(74,965)	(71,419)	(0.33%)
SOUTHWEST AIRLINES CO	(2,150)	(64,529)	(67,693)	(0.31%)
TIMKEN CO	(925)	(74,469)	(69,060)	(0.31%)
TORO CO	(900)	(79,233)	(68,256)	(0.31%)
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	(1,325)	(75,355)	(67,184)	(0.31%)
WATSCO INC	(170)	(81,424)	(68,292)	(0.31%)
XPO INC	(550)	(70,578)	(70,224)	(0.32%)
TOTAL INDUSTRIAL		(1,349,746)	(1,351,652)	(6.16%)
MATERIALS				
AMCOR PLC	(8,200)	(81,948)	(66,707)	(0.30%)
AVERY DENNISON CORP	(425)	(83,531)	(68,574)	(0.31%)
BALL CORP	(1,400)	(78,019)	(70,385)	(0.32%)
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	(790)	(63,220)	(70,744)	(0.32%)
ECOLAB INC	(205)	(46,421)	(56,170)	(0.26%)
INTERNATIONAL PAPER CO	(1,425)	(76,371)	(65,465)	(0.30%)
TOTAL MATERIALS		(429,510)	(398,045)	(1.81%)
REAL ESTATE				
CUBESMART	(1,750)	(73,410)	(70,945)	(0.32%)
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	(1,400)	(65,427)	(71,666)	(0.33%)
PUBLIC STORAGE	(205)	(58,733)	(58,925)	(0.27%)
SUN COMMUNITIES INC	(535)	(67,266)	(68,603)	(0.31%)
UDR INC	(1,750)	(74,586)	(65,205)	(0.30%)
TOTAL REAL ESTATE		(339,422)	(335,344)	(1.53%)
TECHNOLOGY				
AUTODESK INC	(190)	(43,763)	(60,205)	(0.27%)
CDW CORP/DE	(400)	(66,267)	(63,404)	(0.29%)
CLOUDFLARE INC - CLASS A	(265)	(26,760)	(56,710)	(0.26%)
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	(950)	(85,494)	(63,536)	(0.29%)
ENTEGRIS INC	(825)	(80,805)	(75,504)	(0.34%)

Nuveen US Equity Long & Short Fund

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

As at September 30, 2025

(Expressed in USD)

	Number of shares	Cost/ (Proceeds) USD	Fair Value USD	% of Net Assets		
Liabilities (continued)						
Investments in securities sold short, at fair value (continued)						
Common Stock (continued)						
UNITED STATES OF AMERICA (continued)						
TECHNOLOGY (continued)						
EQUIFAX INC	(250)	(56,954)	(63,691)	(0.29%)		
FAIR ISAAC CORP	(40)	(66,212)	(60,350)	(0.27%)		
GARTNER INC	(265)	(96,833)	(70,034)	(0.32%)		
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	(450)	(75,946)	(67,021)	(0.31%)		
MOODY'S CORP	(110)	(36,861)	(52,317)	(0.24%)		
PAYCHEX INC	(465)	(61,038)	(58,683)	(0.27%)		
TERADYNE INC	(500)	(48,284)	(67,774)	(0.31%)		
TYLER TECHNOLOGIES INC	(125)	(54,348)	(65,310)	(0.30%)		
TOTAL TECHNOLOGY		(779,565)	(824,539)	(3.76%)		
UTILITIES						
ATMOS ENERGY CORP	(410)	(44,239)	(69,997)	(0.32%)		
CONSOLIDATED EDISON INC	(660)	(63,088)	(66,234)	(0.30%)		
FIRSTENERGY CORP	(1,500)	(59,754)	(69,008)	(0.31%)		
NISOURCE INC	(1,625)	(44,776)	(70,208)	(0.32%)		
TOTAL UTILITIES		(211,857)	(275,447)	(1.25%)		
TOTAL UNITED STATES OF AMERICA		(6,142,434)	(6,271,297)	(28.57%)		
Total Common Stock		(6,142,434)	(6,271,297)	(28.57%)		
Total investments in securities short sold, at fair value		(6,142,434)	(6,271,297)	(28.57%)		
Derivatives Instruments – Liabilities						
	Currency Sold	Currency Purchased	Maturity Date	Unrealized (Depreciation) USD	% of Net Assets	
Forward Foreign Currency Exchange Contracts						
	USD	JPY	530,240,635	October 2025	(21,952)	(0.10%)
	JPY	USD	145,276	October 2025	(98)	0.00%
	JPY	USD	18,254	October 2025	(127)	0.00%
Total Forward Foreign Currency Exchange Contracts					(22,177)	(0.10%)
Total Derivatives Instruments – Liabilities					(22,177)	(0.10%)

(2)【2024年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

貸借対照表

2024年9月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	2024年 千円
資産			
投資有価証券、公正価値 (取得価額: 18,457,123米ドル)	2,3	23,360,295	3,589,543
現金 - 基準通貨	2	4,837,785	743,374
ブローカーに対する債権	2	2,512,452	386,063
投資対象売却未収金	2	97,971	15,054
未収配当金		10,313	1,585
その他の資産		2,542	391
資産合計		<u>30,821,358</u>	<u>4,736,010</u>
負債			
投資有価証券(ショート)、公正価値 (手取額: 6,386,732米ドル)	2,3	6,928,320	1,064,606
為替予約取引に係る未実現評価損	3,4	132,742	20,397
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	9	21,244	3,264
未払代行協会員報酬	9	2,897	445
未払監査報酬		26,224	4,030
未払保管会社報酬	9	2,703	415
未払配当金		4,950	761
未払販売報酬	9	40,686	6,252
未払投資運用会社報酬	9	12,905	1,983
未払管理会社報酬	9	2,981	458
投資対象購入未払金	2	318,212	48,896
未払副投資運用会社報酬	9	43,928	6,750
その他の負債		8,134	1,250
負債合計		<u>7,545,926</u>	<u>1,159,507</u>
純資産		<u>23,275,432</u>	<u>3,576,503</u>
発行済受益証券口数			
米ドル(年1回)クラス	5	1,136,514 □	
円ヘッジ(年1回)クラス	5	61,428 □	
受益証券1口当たり純資産価格*			
米ドル(年1回)クラス		15.51	2,383 円
円ヘッジ(年1回)クラス		91.96	14,131 円

発行済受益証券口数

米ドル(年1回)クラス

5

1,136,514 □

円ヘッジ(年1回)クラス

5

61,428 □

受益証券1口当たり純資産価格*

米ドル(年1回)クラス

15.51

2,383 円

円ヘッジ(年1回)クラス

91.96

14,131 円

* 小数第2位に四捨五入。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

運用計算書

2024年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	2024年	
		米ドル	千円
投資収益			
受取配当金(源泉徴収税控除:73,895米ドル)	2	178,908	27,491
受取利息	2	285,763	43,910
その他の収益		3	0
投資収益合計		<u>464,674</u>	<u>71,402</u>
費用			
管理事務代行報酬および受託報酬	9	52,619	8,085
代行協会員報酬	9	10,308	1,584
監査報酬		27,963	4,297
保管会社報酬	9	20,563	3,160
販売報酬	9	144,306	22,174
配当金費用		112,706	17,318
弁護士報酬		26,851	4,126
投資運用会社報酬	9	45,344	6,968
管理会社報酬	9	10,308	1,584
副投資運用会社報酬	9	154,614	23,758
その他の報酬		29,064	4,466
費用合計		<u>634,646</u>	<u>97,520</u>
投資純利益/(損失)		<u>(169,972)</u>	<u>(26,118)</u>
実現/未実現利益/(損失):			
以下の取引に係る実現純利益/(損失):			
投資有価証券		1,958,997	301,019
為替予約取引	4	(123,126)	(18,920)
外貨換算		1,116	171
未実現評価益/(評価損)の純変動:			
投資有価証券		2,290,288	351,926
為替予約取引	4	(58,631)	(9,009)
外貨換算		(4,152)	(638)
投資対象、デリバティブおよび外貨換算 に係る純利益/(損失)		<u>4,064,492</u>	<u>624,550</u>
運用による純資産の純増加/(減少)		<u>3,894,520</u>	<u>598,432</u>

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

純資産変動計算書

2024年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	2024年	
	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)：		
投資純利益/(損失)	(169,972)	(26,118)
投資対象、デリバティブおよび外貨換算に係る 実現純利益/(損失)	1,836,987	282,271
投資対象、デリバティブおよび外貨換算に係る 未実現評価益/(評価損)の純変動	2,227,505	342,278
運用による純資産の純増加/(減少)	<u>3,894,520</u>	<u>598,432</u>
資本取引による純増加/(減少)：		
申込み		
米ドル(年1回)クラス	5,609,544	861,963
円ヘッジ(年1回)クラス	998,471	153,425
買戻し		
米ドル(年1回)クラス	(3,922,283)	(602,698)
円ヘッジ(年1回)クラス	(2,619,681)	(402,540)
資本取引による純資産の純増加/(減少)	<u>66,051</u>	<u>10,149</u>
純資産の純増加/(減少)	3,960,571	608,581
期首現在純資産	<u>19,314,861</u>	<u>2,967,922</u>
期末現在純資産	<u>23,275,432</u>	<u>3,576,503</u>

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー

財務書類に対する注記

2024年9月30日に終了した年度

1. 組織

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー(マルチ・ストラテジーズ・トラストのサブ・ファンド)(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のケイマン諸島の免除ユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年)(以下「MFA」という。)によって規制されている。MFAでは、一定の基準を満たすオープン・エンド型のケイマン諸島のファンドがケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録し、CIMAが承認した法人により監査された会計書類をCIMAに提出する義務を規定している。ファンドは、ミューチュアル・ファンド法(2020年)に従い、CIMAに登録済みである。エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)はファンドの受託会社である。

ファンドの投資運用会社は、SOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

ファンドの管理会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)である。

ファンドの副投資運用会社は、ヌビーンアセットマネジメント エルエルシー(以下「副投資運用会社」という。)である。

ファンドの投資目的は、米国の金融商品取引所に上場されている企業の株式を主要投資対象とし、現物株式の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせたロング&ショート戦略による運用を行うことで、長期的に信託財産の成長を目指すことである。

2. 重要な会計方針

ファンドが従う重要な会計方針は以下のとおりである。

表示の基礎

財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「米国GAAP」という。)に準拠して作成される。ファンドは投資会社であり、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の会計基準編纂書(以下「ASC」という。)Topic 946の会計および報告指針に従う。

外貨

ファンドの帳簿および記録は、ファンドの機能通貨および報告通貨である米ドルで維持される。機能通貨建て以外の通貨建て資産および負債は、期末の直物為替相場を使用して機能通貨相当額に換算される一方、収益および費用は、日々の直物為替相場で換算される。ファンドは、投資に対する外国為替レートの変動から生じる運用実績の部分を、保有する有価証券の市場価格の変動から生じる変動と分離していない。このような変動は、投資対象から生じる実現および未実現純損益に含まれる。

報告上の実現外貨換算純損益は、外貨の売却、証券取引の取引日と決済日の間の実現為替損益、ならびにファンドの帳簿に計上された利息および/または分配金の金額がある場合に、実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との差額から生じる。未実現外貨換算の評価益または評価損の純額は、期末現在の投資対象を除く、為替レートの変動による資産および負債の公正価値の変動から生じる。

見積りの使用

米国GAAPに準拠した本財務書類の作成において、経営陣は、財務書類および添付の注記の金額に影響のある見積りおよび仮定を行うことが要求される。経営陣は、財務書類の作成に当たって利用された見積りは合理的であると考えているが、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがある。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、金融機関からの要求払い預金および当初の満期が3か月未満の利付預金が含まれ、それらを通じてファンドは、信用リスクおよび取引相手方リスクに晒される。

証券の評価

すべての投資有価証券は、注記の「公正価値測定」に詳述されているとおり、その見積公正価値で計上される。

投資対象購入未払金/投資対象売却未収金

投資対象の購入未払金および投資対象の売却未収金がある場合は未決済の取引を含む。

ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権には、ファンドが支払う現金担保および/またはファンドの有価証券の空売りに関連する委託保証金を補填するためのブローカー残高が含まれる。ファンドによるこれらの残高の使用は制限されることがある。

投資取引

投資取引は、取引日ベースで計上される。投資取引による実現損益は、個別法に基づいて計算される。

空売り(ショート)投資有価証券、公正価値

空売りとは、ファンドが所有していない証券を売却する取引のことである。空売りについて受け取った手取金は負債に計上され、ファンドは受け取った手取金と未決済のショート・ポジションの価値との差額を限度として未実現損益を計上する。ファンドはショート・ポジションがクローズした時点で実現損益を計上する。ファンドは証券の空売りから生じる一定の固有のリスクにさらされている。これらの証券を取得するためのファンドの最終的な費用は、本財務書類に反映されている負債を上回る可能性がある。ファンドは、2024年9月30日現在、相殺するのに十分なロング・ポジションを保有している限り、このリスクにさらされない。

投資収益

受取配当金は、分配落ち日に認識される。受取利息は、発生主義で認識される。購入した証券の割引額およびプレミアム額は、それぞれの証券の存続期間にわたって実効金利法を用いて増加および償却される。外国投資収益に係る源泉徴収税がある場合には、発生主義に基づき計上され、関連する収益について純額ベースで計上される。源泉徴収税は、収益源の管轄域における規則および現行税率に対する経営陣の見解に従って認識される。

為替予約取引

ファンドは、為替リスクを相殺するために為替予約取引を締結する。為替予約取引を締結する場合、ファンドは合意した将来の期日に、合意した価格で一定量の外貨を受け取る、または引き渡すことに合意する。ファンドの当該契約の未実現評価益または評価損は、契約締結日の先渡為替レートと報告日の先渡為替レートとの差額で測定され、貸借対照表に含まれる。実現および未実現損益の変動は、運用計算書に含まれる。これらの商品は、貸借対照表上で認識された金額を超過する市場リスク、信用リスクまたは双方の種類のリスクを伴う。リスクは、取引相手方が契約条件を履行できない可能性や、通貨および証券の価値や金利の変動から生じる。

資産および負債の相殺

ファンドは、相殺の権利に関する基準が満たされている場合であっても、同一の取引相手方と同一のマスター・ネットティング契約のもと、総額ベースで実行される店頭デリバティブを提示している。マスター・ネットティング契約に基づき受領され、支払われた現金担保に関して認識された金額の詳細については、「デリバティブ商品」の注記を参照のこと。

受益者への分配

ファンドの受益者への分配がある場合は、分配落ち日に計上される。

買戻未払金

取消不能買戻通知において受益者の請求した金額が確定した時点で、買戻し(もしあれば)は負債に認識される。

法人税

現在、ケイマン諸島では、所得税、資本移転税またはキャピタル・ゲイン税は課されない。ファンドは各投資に関して、その投資が行われる税務法域において、その投資が所得税、法人税、またはその他の税金の対象となるか否かを検討する。経営陣は税法および規則ならびに期末現在のファンドへの適用を分析し、ファンドの財務書類に税金負債の認識を必要とする不確実な税務ポジションは存在しないと考えている。ファンドは、通常、過去の3会計年度について主要な税務当局による所得税の調査の対象である。2024年9月30日現在、ファンドに関して調査中のものはない。

3. 公正価値測定

公正価値インプットのヒエラルキー

ファンドの経営陣は、ファンドの投資対象の公正価値を定期的に測定するために様々な方法を採用している。米国GAAPは、公正価値を測定するのに用いられた評価技法についてのインプットに優先順位を付けるヒエラルキーを確立している。インプットの3つのレベルは次のとおりである。

- ・レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債の未調整の相場価格。
- ・レベル2： レベル1に含まれる、直接的または間接的に観察可能な資産または負債の相場価格以外の観察可能なインプット。これらのインプットには、活発でない市場における同一商品の相場価格、類似商品の価格、金利、期限前償還率、信用リスク、イールドカーブ、デフォルト率、および類似データが含まれる場合がある。
- ・レベル3： 観察可能なインプットが入手できない限りにおいて、資産または負債の観察不能なインプット。これは市場参加者が資産または負債を評価するのに使用するであろう仮定で、入手可能な最良の情報に基づく仮定についてのファンド自らの仮定を表す。

観察可能なインプットの入手可能性は、金融商品ごとに異なるもので、例えば、金融商品の種類で当該金融商品が新規であり、市場において未確立であるか否か、市場の流動性、および当該金融商品に特有のその他の特

性を含む幅広い様々な要因の影響を受ける。評価が、市場において観察可能とはいえない、または観察不能なモデルやインプットに基づく限りにおいて、公正価値の決定にはより多くの判断を必要とする。したがって、公正価値の決定において行使される判断の度合いは、レベル3に分類された商品について最も大きくなる。

公正価値測定に使用されるインプットは、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに分類される。このような場合、開示目的上の公正価値測定が、その全体に該当する範囲の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき決定される。

公正価値測定

経常的に公正価値で測定されるファンドの主要な資産および負債のカテゴリーに適用される評価技法の説明は以下のとおりである。

普通株式

国内の証券取引所で取引される証券は、評価日の終値で表示される。これらの証券が活発に取引されており、評価調整が適用されていない限り、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される。活発でない市場で取引される証券または類似商品を参照して評価される証券は、通常、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

為替予約取引

為替予約取引は、当該日の原通貨の実勢先渡為替レートに基づき評価され、通常、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

以下の表は、2024年9月30日現在、公正価値ヒエラルキーレベルによるファンドの投資対象の評価額の概要である。

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
金融商品				
普通株式	23,360,295	-	-	23,360,295
合計	23,360,295	-	-	23,360,295
負債				
金融商品				
普通株式	(6,928,320)	-	-	(6,928,320)
合計	(6,928,320)	-	-	(6,928,320)
負債				
デリバティブ商品				
為替予約取引	-	(132,742)	-	(132,742)
合計	-	(132,742)	-	(132,742)

投資対象の詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

4. デリバティブ商品

以下の開示内容は、貸借対照表上のファンドのデリバティブ商品の計上箇所と公正価値、および運用計算書への影響について、デリバティブ契約の種類と関連リスク・エクスポージャーごとに分類し、特定したものである。

2024年9月30日現在、貸借対照表には以下の金融デリバティブ商品の公正価値が含まれる。

デリバティブの種類	リスクの分類	貸借対照表上の項目	資産の公正価値 米ドル	負債の公正価値 米ドル
為替予約取引	外貨	為替予約取引に係る 未実現評価益 / (評価損)	-	(132,742)

デリバティブ商品は、2024年9月30日に終了した年度の運用計算書において以下の影響を有した。

デリバティブの種類	リスクの分類	運用計算書上の項目	
		実現純利益 / (損失) 米ドル	未実現評価益 / (評価損) の純変動 米ドル
為替予約取引	外貨	(123,126)	(58,631)

当期中の未決済のデリバティブ契約数の目安として、四半期ごとの平均想定元本を表示している。経営陣は、これにより当期中のファンドのデリバティブ取引量を正確に反映したものが財務書類の利用者に提供されると判断している。

デリバティブの種類	リスクの分類	四半期 平均想定元本 米ドル
資産		
デリバティブ商品		
為替予約取引	外貨	2,026,548
負債		
デリバティブ商品		
為替予約取引	外貨	4,571,283

マスター・ネットティング契約

ファンドは特定の取引相手方との強制力のあるマスター・ネットティング契約またはネットティング契約の対象である。これらの契約は、特定の取引の条件を規定するとともに、あらかじめ設定されたエクスポージャーレベルにおいて、相殺メカニズムや担保差し入れの取決めを規定することにより、関連する取引に付随する相手方リスクを軽減する。種類の異なる取引は、仕組みが異なり、時に特定の相手方組織の別の法人から取引されることもあるため、各種取引は異なるマスター・ネットティング契約によってカバーされ、その結果、単一の取引相手方と複数の契約が必要となる可能性がある。マスター・ネットティング契約は、異なる資産タイプごとに固有のものではない場合があり、そのような場合、契約によりファンドは、債務不履行時に、取引相手方との単一の契約に基づいて管理される一部もしくはすべての取引を完了させ、特定の取引相手方に対するエクスポージャーの合計を相殺することが認められている。担保または証拠金要件は、ブローカーまたは上場デリバティブの取引所の清算機関により設定されるが、店頭取引デリバティブの担保条件は個別契約である。担保または証拠金要件は、デリバティブまたは投資の種類によって異なるが、該当する場合、ファンドは、通常、担保として差し入れられた現金を受け取るか(再担保設定の権利)、または取引相手方の債務不履行時にファンドが

当該担保を支配することができるように三者契約に基づく当該担保を第三者の保管会社に差し入れることに同意する。

ISDA契約は、ファンドが締結した店頭デリバティブ取引を規定し、取引相手方を選定するものである。ISDA契約は、一般的な義務、表明、合意、担保および債務不履行または終了に関する規定を維持する。ファンドの店頭デリバティブに関する別々に区別されたISDA契約に基づき、ファンドが取引相手方と正味負債ポジションにある場合、ファンドはデリバティブにかかる担保の差し入れを要求されることがある。さらに、ファンドがその契約のために十分な資産担保率を維持できない場合、取引相手方は直ちにデリバティブ契約を終了することがある。早期終了の選択は財務書類にとって重大となりうる。限定的な状況において、ISDA契約は、あらかじめ定めた水準よりも取引相手方の信用の質が低下した場合、既存の日々のエクスポージャーの補償範囲を超え、さらに取引相手方のプロテクションを追加する追加的な規定を含める場合がある。これらの金額(もしあれば)は、第三者の保管会社で分別することができる。

期末時点の店頭デリバティブ商品の公正価値総額、相殺可能な金額、受領または差し入れ担保、および商品別のエクスポージャー純額は、以下の表に開示される。

デリバティブ負債： 金融商品	認識済の 負債総額	貸借対照表上 の相殺総額	貸借対照表上 に表示される 純負債額	貸借対照表上で 相殺されない金額		純額
				金融商品	現金担保	
	A 米ドル	B 米ドル	C=A-B 米ドル	D(i) 米ドル	D(ii) 米ドル	E=C-D 米ドル
取引相手方 ルクセンブルク三菱UFJ インベスターサービス 銀行S.A. ¹	(132,742)	-	(132,742)	-	-	(132,742)
合計	(132,742)	-	(132,742)	-	-	(132,742)

¹ 受託会社、管理事務代行会社および保管会社の関連当事者

5. 受益証券

各受益証券は、ファンドの各クラスの不可分の受益権を表章しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に支払われる金額は、当該クラスに帰属する純資産価額の持分をその時に発行済のすべてのクラス受益証券で除したものに等しい。受益証券の申込みおよび買戻しは、通常、銀行が取引のために開いている各日に行うことができる。受託会社は、期間中の全部または一部において、純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/または買戻金の支払いを停止することができる。ファンドは以下のクラスを有する。米ドル(年1回)クラスおよび円ヘッジ(年1回)クラス。米ドル(年1回)クラスは米ドル建て、円ヘッジ(年1回)クラスは円建てで、米ドルに対してヘッジされる。

両方の受益証券クラスは、ヘッジがないクラスに関して為替ヘッジが採用されないことを除き同一である。為替ヘッジに帰属する損益は、円ヘッジのクラスにのみ適用される。

	米ドル(年1回)クラス 口数	円ヘッジ(年1回)クラス 口数
2023年9月30日現在の口数	1,037,374	81,214
申込み	376,472	12,001
買戻し	(277,332)	(31,787)

2024年9月30日現在の口数

1,136,514

61,428

6. 主要リスク

通常の業務過程においてファンドが行う投資には、市場の変動または取引相手方の契約不履行もしくは契約を履行できないことによる潜在的な損失のリスクが存在する。主要リスクの内容は以下のとおりである。

市場リスク

市場リスクは主として、保有する証券および金融商品の将来の価格に関する不確実性から生じる。価格変動に直面した際に、市場ポジションを保有することによってファンドが被る可能性のある潜在的な損失を表すものである。ファンドの投資運用者は、ファンドの投資目的に従いつつ、特定の国々または産業セクターに関連するリスクを最小限にするために、ポートフォリオの資産配分を検討する。市場リスクは、原証券および金融商品の価値に実質的に依拠しており、金利および外国為替レートのボラティリティや変動といった市場要因の影響を受ける。

外国通貨リスク

ファンドは、ファンドの機能通貨以外の通貨建て資産および負債を保有する。したがって、ファンドは、その他の通貨建て資産および負債の価値が為替レートの変動により上下することから、通貨リスクにさらされる。

金利リスク

一般的に、ファンドが間接的に保有する債券の通貨建ての金利水準が上昇（または下降）した場合、債券価格は下落（または上昇）し、その結果、1口当たりの純資産価格が変動する可能性がある。残存期間が長いほど金利の変動による債券価格の変動は大きくなる。また、ハイイールド債券は、市場環境、発行体の業績および他の要因など、投資環境が変化した場合に価格が大きく変動し、1口当たり純資産価格が変動する。残存期間は債券価格の潜在的な変動性を測るためによく使われる。残存期間の長い債券は金利変動の影響を受けやすく、残存期間の短い債券よりも変動しやすい。支払スケジュールが不透明な債券や期限前償還が可能な債券の残存期間は、特定の金利環境下で変動したり長くなったりする可能性があり、市場価値はより変動しやすくなる。

株式リスク

株式リスクとは、一般的な市況、政治的またはマクロ経済的な要因などによって株式の市場価値が下落する可能性があるリスクをいう。さらに、関連産業や業種に影響を与える特定の要因によって、株式の価値が下落する可能性もある。持分証券および持分関連投資は、一般的に確定利付証券よりも市場価格の変動性が大きい。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが支払期限が到来した時点でその債務を全額決済するための十分な現金資金を調達することができない、または実質的に不利な条件でしか決済できないリスクをいう。非流動性証券は、同等のより流動性の高い投資対象から割り引かれて取引される可能性があり、時価の大幅な変動にさらされる可能性がある。ファンドは流動性の低い証券を正確に評価することが困難な場合がある。また、ファンドは、好ましい時点もしくは価格で、またはファンドが現在評価している価格に近い価格で、流動性の低い証券を容易に売却することができない場合がある。ファンドの証券の流動性が制限または低くされている場合、受益証券の発行および買戻しを制限する必要がある。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは取引相手方との取引に対する信用リスクにさらされており、決済不履行のリスクも負っている。

ファンドは、債券の発行体もしくは保証人、またはデリバティブ商品契約の取引相手方が、期日内に元本および/または金利の支払いを行うことができない、または支払う意思がない場合、損失を被る、さもないとすればその債務を負う可能性がある。証券は、しばしば信用格付けに反映される様々な程度の信用リスクにさらされる。

買戻しリスク

ファンドに大量の買戻しが発生することがあり、折悪くまたは損失もしくは低迷している価値でファンドに資産を売却させることがある。買戻しリスクは、1名以上の受益者がファンドの受益証券の大部分の割合を支配している、投資期間が短い、または予測不可能なキャッシュ・フローの必要性がある場合に、より大きくなる。さらに、下落期間中または流動性の低い市場において買戻しリスクは高まる。大量の買戻しは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

集中リスク

ファンドには、ファンドの純資産の100.00%を所有する1名の受益者がいる。受益者はファンドの関連当事者である。

2024年9月30日現在、すべての投資有価証券は米国に集中していた。

7. 為替レート

2024年9月30日現在、ファンドの機能通貨以外の通貨建て資産および負債の換算には、以下の為替レート(対ファンドの機能通貨)が使用された。

JPY	日本円	0.0070
-----	-----	--------

8. コミットメントおよび偶発事象

2024年9月30日現在、保証はなかった。2024年9月30日現在、ファンドは様々な補償を含む契約を有していた。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかしながら、ファンドはこれらの契約に基づく請求または損失を有しておらず、損失リスクはごく僅かであると予想している。ファンドの経営陣は、いかなる偶発債務も認識していない。

9. 報酬および費用

以下の報酬および費用は、関連当事者取引とみなされる。

管理事務代行報酬および受託報酬

管理事務代行会社は、以下に記載された報酬をファンドから受領する権利を有する。最低月次報酬は、受益証券2クラスまで3,000米ドルである。受益証券クラスの追加は、受益証券クラスごとに最低月次報酬が500米ドル増加する予定である。

純資産価額(米ドル)	年率
1億米ドルまでの部分に対して	0.070%
1億米ドル超5億米ドルまでの部分に対して	0.065%
5億米ドル超の部分に対して	0.060%

受託会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。ただし、最低年次報酬は、10,000米ドルである。

また、管理事務代行会社および受託会社は、立替費用および財務書類作成費用、FATCA費用ならびにその他の業務に対する対価を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の管理事務代行報酬および受託報酬ならびに貸借対照表の未払管理事務代行報酬および未払受託報酬として反映される。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.22%の報酬を受領する権利を有する。

また、投資運用会社は、ファンドの資産から合理的な立替費用および現金支払費用の対価を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の投資運用会社報酬および貸借対照表の未払投資運用会社報酬として反映される。

副投資運用会社報酬

副投資運用会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.75%の報酬を受領する権利を有する。

また、副投資運用会社は、ファンドの資産から合理的な立替費用および現金支払費用の対価を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の副投資運用会社報酬および貸借対照表の未払副投資運用会社報酬として反映される。

管理会社報酬

管理会社は、ファンドからファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の管理会社報酬および貸借対照表の未払管理会社報酬として反映される。

販売報酬

販売会社は、年率0.70%の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。

また、販売会社は、販売会社と受託会社との間の契約に基づく義務の履行において負担した一定の経費および費用について払戻しを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の販売報酬ならびに貸借対照表の未払販売報酬として反映される。

代行協会員報酬

代行協会員は、年率0.05%の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、関連する評価日の直前のファンド営業日付の純資産価額に基づき各評価日に算出され、四半期毎に後払いされる。

また、代行協会員は、代行協会員が提供する業務に関連して合理的に負担した自身の立替費用について支払いを受ける権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の代行協会員報酬ならびに貸借対照表の未払代行協会員報酬として反映される。

保管会社報酬

保管会社は、受託会社と同一の親会社に属するため関連当事者とみなされる。保管会社は、ファンドから以下に記載される年間の資産保管報酬(最低月額1,500米ドル)を受領する権利を有する。

市場	年間資産保管報酬 (bp)	取引手数料 米ドル
米国	2.0	20

また、保管会社は、ファンドの資産から合理的な立替費用、副保管会社費用および現金支払費用の対価を受領する権利を有する。

これらの報酬は、運用計算書の保管会社報酬および貸借対照表の未払保管会社報酬として反映される。

10. 財務ハイライト

米ドル(年1回)クラス	2024年 米ドル
受益証券1口当たり運用実績	
期首現在純資産価格	12.66
投資運用による利益/(損失):	
投資純利益/(損失)	(0.12)
投資取引に係る実現および未実現純利益/(損失)	2.97
投資運用による合計	2.85
期末現在純資産価格	15.51
トータルリターン	22.51%
平均純資産比率	
費用	(3.08%)
投資純利益/(損失)	(0.85%)

円ヘッジ(年1回)クラス	2024年 米ドル
受益証券1口当たり運用実績	
期首現在純資産価格	76.15
投資運用による利益/(損失):	
投資純利益/(損失)	(0.64)
投資取引に係る実現および未実現純利益/(損失)	16.45
投資運用による合計	15.81
期末現在純資産価格	91.96
トータルリターン	20.76%
平均純資産比率	
費用	(3.09%)
投資純利益/(損失)	(0.78%)

受益証券1口当たり運用実績は、期中平均発行済受益証券口数を使用して算出される。受益証券1口当たりの実現および未実現利益/(損失)の純額の計算は、ファンドの投資対象の時価の変動に関連した資本取引のタイミングにより、運用計算書に表示されるファンドの実現および未実現純利益/(損失)に対応していない場合がある。個々の受益者の財務ハイライトは、資本取引のタイミングに基づく上記とは異なる場合がある。

トータルリターンは、分配金が再投資されたものとみなして、期中の純資産価格の変動額に基づき算出される。上記費用比率および収益率は、平均純資産を基に算出される。平均純資産に対する投資純利益/(損失)の比率は、ファンドの投資純利益/(損失)を含むが、投資対象、デリバティブおよび外貨換算の実現および未実現純利益/(損失)は含まれない。

11. 後発事象

経営陣は、財務書類が発行可能となった日である2025年1月28日までに発生した事象および取引を評価している。2024年9月30日以降、ファンドの米ドル(年1回)クラスには、743,918米ドルの申込みおよび1,377,536米ドルの買戻しがあった。経営陣は、財務書類に調整または追加的な開示を必要とするその他の事項はないとの認識である。

[次へ](#)

Nuveen US Equity Long & Short Fund**STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES**

As at September 30, 2024

(Expressed in USD)

	Note	2024 USD
Assets		
Investments in securities, at fair value (Cost: USD 18,457,123)	2,3	23,360,295
Cash – base currency	2	4,837,785
Due from broker	2	2,512,452
Receivable for investments sold	2	97,971
Dividends receivable		10,313
Other assets		2,542
Total assets		<u>30,821,358</u>
Liabilities		
Investments in securities sold short, at fair value (Proceeds: USD 6,386,732)	2,3	6,928,320
Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	3,4	132,742
Administrator and Trustee fees payable	9	21,244
Agent company fees payable	9	2,897
Audit fees payable		26,224
Custodian fees payable	9	2,703
Dividends payable		4,950
Distributor fees payable	9	40,686
Management fees payable	9	12,905
Manager fees payable	9	2,981
Payable for investments purchased	2	318,212
Sub Investment Management fees payable	9	43,928
Other liabilities		8,134
Total liabilities		<u>7,545,926</u>
Net assets		<u>23,275,432</u>
Number of units outstanding		
USD Annual Class Units	5	1,136,514
JPY Hedged Annual Class Units	5	61,428
Net asset value per unit*		
USD Annual Class Units		15.51
JPY Hedged Annual Class Units		91.96

* Rounded to two decimal places

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**STATEMENT OF OPERATIONS**

For the year ended September 30, 2024

(Expressed in USD)

	Note	2024 USD
Investment income		
Dividend income <i>(net of withholding tax of USD 73,895)</i>	2	178,908
Interest income	2	285,763
Other income		3
Total investment income		<u>464,674</u>
Expenses		
Administrator and Trustee fees	9	52,619
Agent company fees	9	10,308
Audit fees		27,963
Custodian fees	9	20,563
Distributor fees	9	144,306
Dividend expense		112,706
Legal fees		26,851
Management fees	9	45,344
Manager fees	9	10,308
Sub Investment Management fees	9	154,614
Other fees		29,064
Total expenses		<u>634,646</u>
Net investment income/(loss)		<u>(169,972)</u>
Realized/Unrealized gains/(losses):		
Net realized gain/(loss) on transactions from:		
Investments in securities		1,958,997
Forward foreign currency exchange contracts	4	(123,126)
Foreign currency translation		1,116
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) of:		
Investments in securities		2,290,288
Forward foreign currency exchange contracts	4	(58,631)
Foreign currency translation		(4,152)
Net gain/(loss) on investments, derivatives and foreign currency translation		<u>4,064,492</u>
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations		<u>3,894,520</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS**

For the year ended September 30, 2024

(Expressed in USD)

	2024 USD
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations:	
Net investment income/(loss)	(169,972)
Net realized gain/(loss) on investments, derivatives and foreign currency translation	1,836,987
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments, derivatives and foreign currency translation	<u>2,227,505</u>
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations	<u><u>3,894,520</u></u>
Net increase/(decrease) from capital transactions:	
Subscriptions	
USD Annual Class Units	5,609,544
JPY Hedged Annual Class Units	998,471
Redemptions	
USD Annual Class Units	(3,922,283)
JPY Hedged Annual Class Units	<u>(2,619,681)</u>
Net increase/(decrease) in net assets from capital transactions	<u><u>66,051</u></u>
Net increase/(decrease) in net assets	3,960,571
Net assets at the start of the year	<u>19,314,861</u>
Net assets at the end of the year	<u><u>23,275,432</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the year ended September 30, 2024

1. ORGANIZATION

Nuveen US Equity Long & Short Fund (a "Sub-Fund" of Multi Strategies Trust) (the "Fund") is an open-ended Cayman Islands exempted unit trust established under the laws of the Cayman Islands and is regulated by the Cayman Islands' Mutual Funds Act, 2020 ("MFA"). The MFA stipulates that open-ended Cayman Islands funds meeting certain criteria are required to register with the Cayman Islands Monetary Authority ("CIMA") and to furnish CIMA with audited accounts opined on by a CIMA-approved firm. The Fund is registered with CIMA in accordance with the Mutual Funds Act, 2020. MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the "Trustee") is the trustee of the Fund.

The investment manager of the Fund is Sampo Asset Management Co., Ltd. (the "Investment Manager").

The manager of the Fund is Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

The sub investment manager of the Fund is Nuveen Asset Management LLC (the "Sub Investment Manager").

The investment objective of the Fund is to seek long-term capital appreciation by investing predominantly in a diversified portfolio of equities listed on US exchanges, through the management of a long and short strategy that combines both long and short positions in stocks.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies followed by the Fund are as follows:

Basis of presentation

The financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"). The Fund is an investment company and follows the accounting and reporting guidance in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standard Codification ("ASC") Topic 946.

Foreign currency

The books and records of the Fund are maintained in United States Dollar ("USD"), the Fund's functional and reporting currency. Assets and liabilities denominated in non-functional currencies are translated into functional currency equivalents using year-end spot foreign currency exchange rates, while revenues and expenses are translated as at the daily spot rates of exchange. The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included within the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Reported net realized foreign currency translation gains or losses arise from sales of foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions, and the difference between the amounts of interest and/or dividends, as applicable, recorded on the Fund's books and the functional currency equivalent of the amounts actually received or paid. Net unrealized foreign currency translation appreciation or depreciation arises from changes in the fair values of assets and liabilities, other than investments at year-end, resulting from changes in exchange rates.

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

For the year ended September 30, 2024

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Use of estimates***

The preparation of these financial statements in conformity with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its financial statements are reasonable; however, actual results could differ from these estimates.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include amounts due from financial institutions on demand and interest bearing deposits with original maturities of less than three months, through which the Fund is exposed to credit and counterparty risk.

Security valuation

All investments in securities are recorded at their estimated fair value as detailed in the "Fair Value Measurement" note.

Payable for investments purchased/Receivable for investments sold

Payable for investments purchased and receivable for investments sold, if any, include trades pending settlement.

Amounts due from/to brokers

Amounts due from brokers include cash collateral paid by the Fund and/or balances with brokers to cover margin requirements related to the Fund's securities sold short. The use of these balances by the Fund may be restricted.

Investment transactions

Investment transactions are recorded on a trade date basis. Realized gains and losses from investment transactions are computed on a specific identification basis.

Investments in securities sold short, at fair value

A short sale is a transaction in which the Fund sells a security it does not own. The proceeds received for short sales are recorded as liabilities and the Fund records an unrealized gain or loss to the extent of the difference between the proceeds received and the value of the open short position. The Fund records a realized gain or loss when the short position is closed out. The Fund is subject to certain inherent risks arising from selling securities short. The ultimate cost to the Fund to acquire these securities may exceed the liability reflected in these financial statements. The Fund is not exposed to this risk to the extent it holds sufficient offsetting long positions as at September 30, 2024.

Investment income

Dividends are recognized on the ex-dividend date. Interest income is recognized on an accrual basis. Discounts and premiums on securities purchased are accreted and amortized using the effective interest method over the lives of the respective securities. Withholding taxes on foreign investment income, if any, are recorded on an accrual basis and are recorded on a net basis with the associated income. Withholding taxes are recognized in accordance with management's understanding of the rules and rates prevalent within the jurisdiction in which income is sourced.

Forward foreign currency exchange contracts

The Fund enters into forward foreign currency exchange contracts to offset currency exchange risk. When entering into a forward foreign currency exchange contract, the Fund agrees to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date. The Fund's unrealized appreciation or depreciation on the contracts, as measured by the difference between the forward foreign currency exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date, is included in the Statement of Assets and Liabilities. Realized and change in unrealized gains and losses are included in the Statement of Operations. These instruments involve market risk, credit risk, or both kinds of risks in excess of the amount recognized in the Statement of Assets and Liabilities. Risks arise from the possible inability of counterparties to meet the terms of their contracts and movement in currency and securities values and interest rates.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Offsetting of assets and liabilities***

The Fund presents OTC derivatives that are executed with the same counterparty under the same master netting agreement on a gross basis, even though the criteria for the right of offset may be met. Refer to the "Derivative Instruments" note for details of any amounts recognized for cash collateral received and paid under master netting arrangements.

Distributions to unitholders

Distributions to the Fund's unitholders, if any, are recorded on the ex-dividend date.

Redemptions payable

Redemptions, if any, are recognized as liabilities when the amount requested by the unitholder in the irrevocable redemption notice becomes fixed.

Income taxes

At present, no income, capital transfers or capital gains taxes are levied in the Cayman Islands. The Fund considers in respect of each investment it makes whether that investment will be subject to income, corporation or other tax in the jurisdiction in which the investment is made. Management has analyzed tax laws and regulations and their application to the Fund as of year-end and does not believe that there are any uncertain tax positions that require recognition of a tax liability in the Fund's financial statements. Generally, the Fund is subject to income tax examinations by major taxing authorities for the past three fiscal years. There are no open exams for the Fund as of September 30, 2024.

3. FAIR VALUE MEASUREMENT***Hierarchy of fair value inputs***

Management of the Fund utilizes various methods to measure the fair value of the Fund's investments on a recurring basis. US GAAP establishes a hierarchy that prioritizes inputs to valuation techniques used to measure fair value. The three levels of inputs are as follows:

- Level 1: Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2: Observable inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability either directly or indirectly. These inputs may include quoted prices for the identical instrument on an inactive market, prices for similar instruments, interest rates, prepayment speeds, credit risk, yield curves, default rates, and similar data.
- Level 3: Unobservable inputs for the asset or liability to the extent that relevant observable inputs are not available, representing the Fund's own assumptions about the assumptions that a market participant would use in valuing the asset or liability, and that would be based on the best information available.

The availability of observable inputs can vary for each financial instrument and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of financial instrument, whether the financial instrument is new and not yet established in the marketplace, the liquidity of markets, and other characteristics particular to the financial instrument. To the extent that valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised in determining fair value is greatest for instruments categorized in Level 3.

The inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, for disclosure purposes, the level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement falls in its entirety is determined based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

3. FAIR VALUE MEASUREMENT (continued)***Fair value measurement***

A description of the valuation techniques applied to the Fund's major categories of assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis follows.

Common stock

Securities traded on a national securities exchange are stated at the closing price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded, and valuation adjustments are not applied, they are categorized in Level 1 of the fair value hierarchy. Securities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued based on that day's prevailing forward exchange rate for the underlying currencies and are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

The following table summarizes the valuation of the Fund's investments by fair value hierarchy levels as at September 30, 2024:

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Assets				
Financial Instruments				
Common stock	23,360,295	-	-	23,360,295
Total	23,360,295	-	-	23,360,295
Liabilities				
Financial Instruments				
Common stock	(6,928,320)	-	-	(6,928,320)
Total	(6,928,320)	-	-	(6,928,320)
Liabilities				
Derivative Instruments				
Forward foreign currency exchange contracts	-	(132,742)	-	(132,742)
Total	-	(132,742)	-	(132,742)

For further disaggregation of investments see the Schedule of Investments.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

4. DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosure identifies the location and fair value amounts of the Fund's derivative instruments on the Statement of Assets and Liabilities and the effect on the Statement of Operations, each categorized by type of derivative contract and related risk exposure.

As of September 30, 2024, the Statement of Assets and Liabilities included the following financial derivative instrument fair values:

Derivative Type	Risk Category	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value Assets USD	Fair Value Liabilities USD
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	Unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency exchange contracts	-	(132,742)

Derivative instruments had the following effect on the Statement of Operations for the year ended September 30, 2024:

Derivative Type	Risk Category	Statement of Operations Location	
		Net realized gain/(loss) USD	Net change in unrealized appreciation/(depreciation) USD
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	(123,126)	(58,631)

As an indication of the volume of open derivative contracts during the year, the average quarterly notional value is presented. Management is of the opinion that this provides the users of the financial statements with an accurate reflection of the volume of derivative activity during the year by the Fund.

Derivative Type	Risk Category	Average Quarterly Notional Value USD
Assets		
Derivative Instruments		
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	2,026,548
Liabilities		
Derivative Instruments		
Forward foreign currency exchange contracts	Foreign currency	4,571,283

Nuveen US Equity Long & Short Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

For the year ended September 30, 2024

4. DERIVATIVE INSTRUMENTS (continued)

Master netting agreements

The Fund is subject to enforceable master netting agreements, or netting arrangements, with certain counterparties. These agreements govern the terms of certain transactions, and reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying offsetting mechanisms and collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Since different types of transactions have different mechanics and are sometimes traded out of different legal entities of a particular counterparty organization, each type of transaction may be covered by a different master netting arrangement, possibly resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. Master netting agreements may not be specific to each different asset type; in such instances, they would allow the Fund to close out and net its total exposure to a specified counterparty in the event of a default with respect to any and all the transactions governed under a single agreement with the counterparty. Collateral or margin requirements are set by the broker or exchange clearing house for exchange traded derivatives while collateral terms are contract specific for OTC traded derivatives. Although collateral or margin requirements may differ by type of derivative or investment, as applicable, the Fund typically receives cash posted as collateral (with rights of rehypothecation) or agrees to have such collateral posted to a third party custodian under a tri-party arrangement that enables the Fund to take control of such collateral in the event of a counterparty default.

ISDA agreements govern OTC derivative transactions entered into by the Fund and select counterparties. ISDA agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Under the Fund's separate and distinct ISDA agreements for OTC derivatives, the Fund may be required to post collateral on derivatives if the Fund is in a net liability position with the counterparty. Additionally, counterparties may immediately terminate derivatives contracts if the Fund fails to maintain sufficient asset coverage for its contracts. An election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA agreement may contain additional provisions that add additional counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may be segregated with a third party custodian.

The gross fair value of OTC derivative instruments, amounts available for offset, collateral received or pledged and net exposure by instrument as of year-end is disclosed in the following table:

Derivative Liabilities: Financial Instrument	Gross Amounts of Recognized Liabilities	Gross Amounts Offset in Statement of Assets and Liabilities	Net Amounts of Liabilities presented in Statement of Assets and Liabilities	Amounts not Offset in the Statement of Assets and Liabilities		Net amount
				Financial Instruments	Cash collateral	
	A	B	C=A-B	D(i)	D(ii)	E=C-D
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
Counterparty						
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. ¹	(132,742)	-	(132,742)	-	-	(132,742)
Total	(132,742)	-	(132,742)	-	-	(132,742)

¹ Related party of the Trustee, Administrator and Custodian

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

5. UNITS

Each unit represents an undivided beneficial interest in the respective class of the Fund with the result that the amount payable to a unitholder upon termination of the Fund will equal its share of the net asset value attributable to the class divided by all units of the class then outstanding. Subscriptions and redemptions of units can generally be made on each day where banks are open for trading. The Trustee may suspend the determination of net asset value and/or the net asset value per unit, and/or the issue and/or redemption of units of the Fund and/or the payment of redemption proceeds for the whole or any part of a year. The Fund has the following classes: USD Annual Class Units and JPY Hedged Annual Class Units. USD Annual Class Units are denominated in USD and JPY Hedged Annual Class Units are denominated in Japanese Yen ("JPY") and hedged against USD.

Both share classes are identical, except that no currency hedging will be employed with respect to the non-hedged class. The gains or losses attributable to currency hedging are only applied to the JPY-hedged class.

	USD Annual Class Units	JPY Hedged Annual Class Units
Units as at September 30, 2023	1,037,374	81,214
Units subscribed	376,472	12,001
Units redeemed	<u>(277,332)</u>	<u>(31,787)</u>
Units as at September 30, 2024	<u>1,136,514</u>	<u>61,428</u>

6. PRINCIPAL RISKS

The Fund in the normal course of operations makes investments where the risk of potential loss exists due to changes in the market, or failure or inability of the counterparty to perform a transaction. See below for a description of select principal risks.

Market risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of securities and financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Fund's investment manager considers the asset allocation of the portfolio in order to minimize the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective. Market risk is substantially dependent upon the value of the underlying securities and financial instruments and is affected by market forces such as volatility and changes in interest and foreign exchange rates.

Foreign currency risk

The Fund holds assets and liabilities denominated in currencies other than the Fund's functional currency. Consequently, the Fund is exposed to currency risk since the value of the assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates.

Interest rate risk

Generally speaking, if the level of the interest rate of the currency in which the bonds indirectly held by the Fund are denominated increases (or declines), the bond price declines (or increases), which may result in a fluctuating net asset value per unit. The longer the duration, the greater the fluctuation in the bond price due to interest rate fluctuations. In addition, the price of high yield bonds significantly fluctuates in the case of changes in the investment environment, such as market conditions, performance of the issuer, and other factors, which will cause fluctuations in the net asset value per unit. Duration is often used to measure the potential volatility of a bond's price; bonds with longer durations are more sensitive to changes in interest rates, making them more volatile than bonds with shorter durations. Bonds with uncertain payment schedules or that can be prepaid have durations which may vary or lengthen in certain interest rate environments making their market values more volatile.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

6. PRINCIPAL RISKS (continued)**Equity risk**

Equity risk is the risk that the market values of equities may decline due to general market conditions, such as political or macroeconomic factors. Additionally, equities may decline in value due to specific factors affecting a related industry or industries. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous. Illiquid securities may trade at a discount from comparable, more liquid investments and may be subject to wide fluctuations in market value. It may be difficult for the Fund to value illiquid securities accurately. Also, the Fund may not be able to dispose of illiquid securities readily at a favorable time or price or at prices approximating those at which the Fund currently values them. In instances where the liquidity of the Fund's securities is restricted or compromised, it may be necessary to place restrictions on or limit the issue and redemption of units.

Credit and counterparty risks

The Fund is exposed to credit risk to counterparties with whom it transacts with and also bears the risk of settlement default. The Fund may lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative instrument contract is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Redemption risk

The Fund may experience periods of heavy redemptions that could cause the Fund to sell assets at inopportune times or at a loss or depressed value. Redemption risk is greater to the extent that one or more unitholders control a large percentage of units in the Fund, have short investment horizons, or have unpredictable cash flow needs. In addition, redemption risk is heightened during periods of declining or illiquid markets. Heavy redemptions could hurt the Fund's performance.

Concentration risk

There is one unitholder in the Fund who owns 100.00% of the Fund's net assets. The unitholder is a related party of the Fund.

As at September 30, 2024, all investments in securities were concentrated in the United States of America.

7. EXCHANGE RATES

The following exchange rate (against the Fund's functional currency) was used to convert the assets and liabilities denominated in currencies other than the Fund's functional currency at September 30, 2024:

JPY	Japanese Yen	0.0070
-----	--------------	--------

8. COMMITMENT AND CONTINGENCIES

There were no guarantees at September 30, 2024. As at September 30, 2024, the Fund had contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Fund has not had claims or losses pursuant to these contracts and expects the risks of loss to be remote. Management of the Fund is not aware of any contingent liabilities.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

9. FEES AND EXPENSES

The following fees and expenses are considered related party transactions:

Administrator and Trustee Fees

The Administrator is entitled to receive fees from the Fund, as set out below, subject to a minimum monthly fee of USD 3,000 for up to two share classes. Additional share classes will increase the minimum monthly fee by USD 500 per share class.

Net Asset Value (USD)	Annual Rate
Up to USD 100 Million	0.070%
Over USD 100 Million but less than USD 500 Million	0.065%
Over USD 500 Million	0.060%

The Trustee is entitled to receive fees from the Fund of 0.01% per annum of the net asset value of the Fund, subject to an annual minimum fee of USD 10,000.

The Administrator and Trustee are also entitled to receive compensation for out-of-pocket expenses, as well as fees for financial statement preparation, FATCA and other services.

These fees are reflected as "Administrator and Trustee fees" in the Statement of Operations and "Administrator and Trustee fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Management Fees

The Investment Manager is entitled to receive a fee from the Fund of 0.22% per annum of the Fund's net asset value.

The Investment Manager is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses out of the assets of the Fund.

These fees are reflected as "Management fees" in the Statement of Operations and "Management fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Sub Investment Management Fees

The Sub Investment Manager is entitled to receive a fee from the Fund of 0.75% per annum of the Fund's net asset value.

The Sub Investment Manager is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses out of the assets of the Fund.

These fees are reflected as "Sub Investment Management fees" in the Statement of Operations and "Sub Investment Management fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Manager Fees

The Manager is entitled to receive a fee from the Fund of 0.05% per annum of the Fund's net asset value.

These fees are reflected as "Manager fees" in the Statement of Operations and "Manager fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Distributor Fees

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.70% per annum, payable quarterly in arrears, with such fee to be calculated on each valuation day based on the net asset value of the Fund as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day.

The Distributor will also be entitled to be reimbursed for the certain costs and expenses it incurs in the performance of its obligations under the agreement between the Distributor and the Trustee.

These fees are reflected as "Distributor fees" in the Statement of Operations and "Distributor fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

9. FEES AND EXPENSES (continued)**Agent Company Fees**

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.05% per annum, payable quarterly in arrears, with such fee to be calculated on each valuation day based on the net asset value of the Fund as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day.

The Agent Company will also be entitled to be paid its out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by it.

These fees are reflected as "Agent company fees" in the Statement of Operations and "Agent company fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

Custodian Fees

The Custodian is considered a related party as it is part of the same parent company as the Trustee. The Custodian is entitled to receive a fee from the Fund, as set out below, with the annual asset charges subject to a monthly minimum fee of USD 1,500.

Market	Annual Asset Charge (bp)	Transaction Charge (USD)
United States	2.0	20

The Custodian is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements, sub-custodian expenses, and out-of-pocket expenses out of the assets of the Fund.

These fees are reflected as "Custodian fees" in the Statement of Operations and "Custodian fees payable" in the Statement of Assets and Liabilities.

10. FINANCIAL HIGHLIGHTS

USD Annual Class Units	2024 USD
Per unit operating performance	
Net asset value, beginning of the year	12.66
Income/(loss) from investment operations:	
Net investment income/(loss)	(0.12)
Net realized and unrealized gain/(loss) on investment transactions	2.97
Total from investment operations	2.85
Net asset value, end of the year	15.51
Total return	22.51%
Ratios to average net assets	
Expenses	(3.08%)
Net investment income/(loss)	(0.85%)

Nuveen US Equity Long & Short Fund**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

For the year ended September 30, 2024

10. FINANCIAL HIGHLIGHTS (continued)

JPY Hedged Annual Class Units	2024 USD
Per unit operating performance	
Net asset value, beginning of the year	76.15
Income/(loss) from investment operations:	
Net investment income/(loss)	(0.64)
Net realized and unrealized gain/(loss) on investment transactions	16.45
Total from investment operations	15.81
Net asset value, end of the year	91.96
Total return	20.76%
Ratios to average net assets	
Expenses	(3.09%)
Net investment income/(loss)	(0.78%)

The per unit operating performance is calculated using average units outstanding during the year. The calculation of the net realized and unrealized gain/(loss) per unit may not correlate with the Fund's net realized and unrealized gains/(losses) presented in the Statement of Operations due to the timing of capital transactions in relation to the fluctuating market values of the Fund's investments. An individual unitholder's financial highlights may vary from the above based on the timing of capital transactions.

Total return is calculated based upon the change in net asset value during the year with any distributions assumed to be reinvested. The above expense and income ratios are calculated based on average net assets. The ratio of net investment income/(loss) to average net assets includes the net investment income/(loss) of the Fund, but excludes net realized and unrealized gains/(losses) on investments, derivatives and foreign currency translation.

11. SUBSEQUENT EVENTS

Management has evaluated the events and transactions that have occurred through January 28, 2025, the date the financial statements were available to be issued. Subsequent to September 30, 2024, the Fund's USD Annual Class had subscriptions of USD 743,918 and redemptions of USD 1,377,536. Management noted no other items requiring adjustment or additional disclosure of the financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年1月末日現在)

	米ドル(およびVを除く)	千円 (およびVを除く)
資産総額	32,429,004.02	4,983,041
負債総額	10,294,884.97	1,581,912
純資産総額 (-)	22,134,119.05	3,401,129
発行済口数	米ドル(年1回)クラス: 1,039,033.574口 円ヘッジ(年1回)クラス: 36,444.500口	
1口当たり 純資産価格	米ドル(年1回)クラス: 18.01米ドル 円ヘッジ(年1回)クラス: 14,308円	2,767円 -

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り 287-289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、(a) 信託証書の条項により要求されている場合、(b) 管理会社または受託会社の書面による要請により、(c) (受益者集会の場合には) トラストのその時点で発行済の受益証券の価額の10分の1以上である受益証券を保有する登録済受益者の書面による請求により、または(d) (ファンド決議の場合には) 該当するファンドのその時点で発行済の受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録済受益者の書面による請求により、集会の招集通知に記載される時間および場所において、トラストの受益者または(必要に応じて) ファンドの受益者の集会を招集する。

トラストの受益者またはファンドの受益者には、受益者集会の30日前までに通知が送付される。当該通知には、集会の日時、場所および提案される決議事項が記載される。受益者に対する通知が事故によりなされなかった場合または受け取られなかった場合でも、これによって集会の議事は無効とならない。集会の定足数要件は、その時点で発行済のトラストまたはファンド(場合による。)の全受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人とする。集会の投票に付された決議は、投票による決議が要求されない限り挙手により決定される。挙手においては、(個人の場合は) 受益者本人またはその代理人が、(法人の場合は) 適法に授權された代表者またはその代理人が、1議決権を有するものとする。投票においては、(個人の場合は) 受益者本人またはその代理人が、(法人の場合は) 適法に授權された代表者またはその代理人が、その保有する受益証券1口毎に1議決権を有するものとする。

ファンド決議とは、ファンドの発行済受益証券の純資産価額の4分の3の過半数の、決議に対して議決権を有する保有者による書面で行われた決議、または、(b) ファンドの受益者集会において、当該受益者集会の受益者基準日時点の保有者で当該集会に本人が出席もしくは代理人により出席し、議決権を有し、かつ、投票する、ファンドの発行済受益証券の純資産価額の4分の3の過半数の保有者により可決された決議をいう。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2026年1月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約288億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名(取締役である必要はない。)を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a)管理会社が清算される場合、(b)管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c)受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d)決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e)発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失または詐欺を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2025年12月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計(通貨別)
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	14	3,343,541,922.82米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるビーディーオー オーディット ソシエテ アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=153.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位:米ドル)

資産

	注記	2024年		2023年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	32.1,32.3	3,286,867,465	505,060,055	2,935,193,869	451,021,890
財務省証券および類似証券	32.1,32.3	199,832,228	30,706,220	0	0
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,16,32.1,32.3	4,294,491,534	659,891,569	3,616,724,062	555,745,819
a) 要求払い		2,066,200,527	317,492,373	1,603,412,205	246,380,319
b) その他のローンおよび貸付金		2,228,291,007	342,399,196	2,013,311,857	309,365,500
顧客に対するローンおよび貸付金	32.1,32.3	4,714,184	724,382	7,905,238	1,214,719
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,32.1,32.3	0	0	2,738	421
固定資産	5	3,903,373	599,792	2,742,761	421,453
その他の資産	6	828	127	690	106
前払金および未収収益	7,16	101,694,508	15,626,378	75,461,935	11,595,481
資産合計	8	7,891,504,120	1,212,608,523	6,638,031,293	1,019,999,888

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)

2024年12月31日現在

(単位:米ドル)

負債

	注記	2024年		2023年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	16,32.1	2,506,417,471	385,136,109	2,072,466,179	318,455,153
a) 要求払い		2,506,417,471	385,136,109	2,072,466,179	318,455,153
b) 合意済み満期日付		0	0	0	0
顧客に対する未払金	9,16,32.1	4,535,446,327	696,916,683	3,815,550,822	586,297,539
a) 要求払い		4,535,446,327	696,916,683	3,815,550,822	586,297,539
b) 合意済み満期日付		0	0	0	0
その他の負債	10	1,192,954	183,309	1,229,105	188,864
未払金および繰延利益	11,16	37,659,075	5,786,693	58,526,361	8,993,161
引当金		45,239,623	6,951,520	39,457,074	6,062,974
a) 納税引当金	12	42,603,767	6,546,495	37,241,146	5,722,474
b) その他の引当金	13	2,635,856	405,026	2,215,928	340,499
発行済資本	14	187,117,966	28,752,547	187,117,966	28,752,547
準備金	15	463,212,940	71,177,300	364,038,890	55,938,216
繰越損益	15	470,846	72,350	1,762,158	270,773
当期利益		114,746,918	17,632,011	97,882,738	15,040,662
負債合計	17	7,891,504,120	1,212,608,523	6,638,031,293	1,019,999,888

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2024年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2024年		2023年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	18,32.1	89,985	13,827	88,703	13,630
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		89,985	13,827	88,703	13,630
信託運用	21	46,487,696,372	7,143,299,425	52,561,295,560	8,076,568,676

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2)【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2024年		2023年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		334,798,656	51,445,161	305,406,272	46,928,728
内訳：					
- 金融機関および顧客に対する未払金について受領された負の利息		170,130	26,142	419,480	64,457
- 固定利付証券から		839,678	129,025		
- 為替スワップからの金利差益		42,495,059	6,529,791	54,460,452	8,368,393
未払利息および類似費用		(217,563,057)	(33,430,739)	(207,634,601)	(31,905,133)
内訳：					
- ローンおよび貸付金ならびに金融機関における残高について支払われた負の利息		(226,173)	(34,754)	(505,331)	(77,649)
- 為替スワップからの金利差損		(2,772,774)	(426,064)	(4,270,379)	(656,186)
有価証券からの収益		0	0	0	0
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		0	0	0	0
未収手数料	22	121,307,445	18,640,102	120,905,992	18,578,415
未払手数料		(31,659,133)	(4,864,742)	(33,509,033)	(5,148,998)
金融業務の純利益		5,462,993	839,444	4,397,406	675,705
その他の事業収益	23	6,648,265	1,021,572	7,382,356	1,134,373
一般管理費用		(58,406,260)	(8,974,706)	(60,136,136)	(9,240,519)
a) スタッフ費用	25,26	(27,010,900)	(4,150,495)	(25,051,516)	(3,849,416)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(21,603,840)	(3,319,646)	(20,355,899)	(3,127,887)
- 社会保障費		(2,394,518)	(367,942)	(2,584,124)	(397,076)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,584,280)	(243,440)	(1,545,058)	(237,414)
b) その他の一般管理費用	27,31	(31,395,360)	(4,824,211)	(35,084,620)	(5,391,103)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,338,269)	(205,638)	(1,275,260)	(195,956)
その他の事業費用	24	(4,860,403)	(746,850)	(2,519,709)	(387,178)
経常収益にかかる税金	12,28.1	(37,869,782)	(5,819,071)	(33,421,187)	(5,135,500)
税引後経常収益		<u>116,520,455</u>	<u>17,904,533</u>	<u>99,596,100</u>	<u>15,303,937</u>
前勘定科目に表示されていないその他の税金	28.2	(1,773,537)	(272,522)	(1,713,362)	(263,275)
当期利益		<u><u>114,746,918</u></u>	<u><u>17,632,011</u></u>	<u><u>97,882,738</u></u>	<u><u>15,040,662</u></u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2024年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFJ」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFJ)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

当行の取締役会は、当行が継続企業として存続できるかどうかについて評価を行い、当行が、当面の間、業務を継続する資源を有していることに満足している。さらに、取締役会は、当行の継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせるような重大な不確実性を認識していない。そのため、財務書類は、引き続き継続企業ベースで作成されている。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2024年12月31日現在使用された主な外国為替レートは以下の通りである。

1 米ドル	=	1.25240000	英ポンド
1 米ドル	=	0.00636294	日本円
1 米ドル	=	1.03550000	ユーロ

2.3. 金融商品

2.3.1 債務証券 - 財務省証券

債務証券への投資は、取引費用を含む取得原価で計上される。債務証券を満期まで保有する意図があり、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的として保有されている場合、すなわち元本支払および利息の受け取りのみを目的として保有されている場合、償却原価で分類される。これらの金融資産からの受取利息は、実効金利法を使用して未収利息および類似収益に含まれる。

貸借対照表日の債務証券の時価が取得原価を下回り、この下落が恒久的であるとみなされる場合、価値調整が計上される。価格の下落が恒久的でないとはみなされる場合、調整は行われない。時価が取得原価を上回る場合、減損調整は計上されない。

債務証券は、契約上のキャッシュ・フローに対する権利が失効した時点で認識が中止される。

2.3.2 デリバティブ

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2024年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2023年：0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2024年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2023年：0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器：4年
- ・ソフトウェア：4年および5年
- ・その他の無形資産：5年
- ・その他の有形資産：10年
- ・のれん：5年

2.9. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.10. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.11. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.12. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.13. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、額面価格で表示され、残存期間別に以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
3か月以下	2,655,900,236	2,202,093,277
3か月超1年以下	1,638,591,298	1,414,630,785
	<u>4,294,491,534</u>	<u>3,616,724,062</u>

注4 株式およびその他の変動利回り有価証券

すべて未上場有価証券で構成されていた「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は、2024年の当会計年度中に0米ドルで処分された(2023年:2,738米ドル)。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産:

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 有形資産	3,545,334	467,834	(2,069,399)	(221,934)	1,727,221	1,120,541	606,679
a) ハードウェア	1,033,568	25,677	(385,532)	(64,700)	608,987	538,934	70,053
b) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,511,766	442,157	(1,683,867)	(157,234)	1,118,234	581,607	536,626
2. 無形資産	24,247,135	2,151,402	(4,383,335)	(1,396,064)	20,617,076	17,320,381	3,296,694
a) ソフトウェア	22,301,696	2,151,402	(4,383,335)	(1,396,064)	18,671,637	15,374,942	3,296,694
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	27,792,469	2,619,236	(6,452,734)	(1,617,998)	22,344,297	18,440,922	3,903,373

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 その他の資産

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
その他の資産	828	690
	<u>828</u>	<u>690</u>

注7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
未収利息	51,215,873	30,925,318
スワップに係る未収利息	1,016,193	17,079,967
管理会社手数料	746,915	691,916
信託業務手数料	1,141,795	4,411,547
全体保管手数料	8,924,903	6,317,669
投資ファンド手数料	9,463,198	10,617,073
その他の未収収益	2,037,276	1,574,684
その他の手数料	1,333,062	881,536
その他の前払金	0	0
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2)	24,854,537	0
前払一般経費	985,936	567,781
前払法人税	114,246	0
未収還付付加価値税(VAT)	(139,426)	2,394,444
	<u>101,694,508</u>	<u>75,461,935</u>

注8 外貨建て資産

2024年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、4,981,621,281米ドル(2023年:4,585,122,868米ドル)である。

注9 顧客未払金

2024年12月31日現在、顧客に対する要求払いのものを除く債務はない(2023年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は0米ドルであった)。

注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
優先債務	951,876	971,611
諸債務	241,078	257,494
	1,192,954	1,229,105

注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
未払手数料	7,675,294	8,561,263
未払一般経費	9,047,023	7,790,425
未払利息	19,335,272	15,081,748
その他の繰延収益	12,081	15,411
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2)	0	26,800,870
その他の未払費用	1,589,405	276,644
	37,659,075	58,526,361

注12 税金 - 為替差損失：繰延税金

当行は、法定資本の通貨である米ドルで財務書類を作成する。2018年9月、税務当局は、2016年6月21日付通達L.G.-A 60に基づき税金の機能通貨として米ドルを使用ことを当行に許可した。

その結果、財務および商業用の貸借対照表は、同じ通貨である米ドルで作成されている。

2024年12月31日現在、繰延税金はない。

注13 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
従業員報酬引当金	2,635,856	2,215,928
	2,635,856	2,215,928

注14 発行済資本

2024年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注15 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2024年1月1日現在の残高	15,676,130	348,362,760	1,762,158
2023年12月31日終了年度の利益	0	0	97,882,738
利益の増加			
- 株主への配当金支払	0	0	0
- 2023年純資産税準備金への振替	0	14,060,000	(14,060,000)
- 2018年純資産税準備金からの振替	0	(9,981,000)	9,981,000
- 自由準備金への割り当て	0	92,000,000	(92,000,000)
- 法定準備金への割り当て	3,095,050	0	(3,095,050)
2024年12月31日現在の残高	<u>18,771,180</u>	<u>444,441,760</u>	<u>470,846</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2024年12月31日現在、総額62,490,675米ドル(2023年:58,411,675米ドル)の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2024年3月28日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、14,060,000米ドルを2024年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2019年の純資産税特別準備金9,981,000米ドルを取り崩した。

2024年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2024年 純資産税準備金 米ドル
2020年	10,911,000
2021年	11,874,000
2022年	12,265,675
2023年	13,380,000
2024年	14,060,000
2024年12月31日現在の残高	<u>62,490,675</u>

注16 関連会社残高

2024年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,530,745,328	2,982,750,453
前払金および未収収益	51,409,241	18,601,641
	<u>3,582,154,569</u>	<u>3,001,352,094</u>

負債

2024年 米ドル	2023年 米ドル
--------------	--------------

金融機関に対する未払金	2,453,893,363	1,942,039,398
顧客に対する未払金	487,520,002	339,089,048
未払金および繰延利益	11,814,569	8,300,550
	<u>2,953,227,934</u>	<u>2,289,428,996</u>

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付の(パート4)規則(EU)575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

注17 外貨建て負債

2024年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、4,981,621,281米ドル(2023年:4,585,122,870米ドル)である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済念書	<u>89,985</u>	<u>88,703</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント		
1年から5年	3,150,645	703,210
5年以上	0	0
	<u>3,150,645</u>	<u>703,210</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2024年および2023年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 未収手数料

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
投資ファンド報酬	28,904,862	27,782,396
機関投資家からの全体保管報酬	83,848,999	84,167,200
信託取引報酬	4,502,435	4,634,416
管理会社に対するサービス報酬	848,860	1,060,166
その他の報酬および手数料	3,202,289	3,261,814
	<u>121,307,445</u>	<u>120,905,992</u>

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

1992年6月17日法の第69条(2)の適用により、金融機関の財務書類において、収益源は地域別に分析されていない。

注23 その他の事業収益

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
過年度の法人税の調整	21,422	93,745
過年度の手数料の調整	2,698,513	5,410,115
過年度の一般経費調整からの利益	2,818,786	874,597
副保管報酬の払い戻し(*)	1,108,055	217,437
過年度の付加価値税(VAT)の調整		779,823
その他の事業収益	1,489	6,639
	<u>6,648,265</u>	<u>7,382,356</u>

(*)副保管報酬の払い戻し：ブラウン・ブラザーズ・ハリマンからシティバンクへの副保管会社の変更に関連するシティバンクからの移管費用の払い戻し。

注24 その他の事業費用

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	2,015,093	393,238
過年度の手数料	1,709,746	1,691,949
過年度の利息	621,603	77,704
その他事業損失	513,961	356,818
	<u>5,859,403</u>	<u>3,519,709</u>

4,860,403

2,519,709

注25 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2024年 人数	2023年 人数
上級管理職	33	33
中間管理職	110	95
従業員	37	45
	180	173

注26 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
上級管理職	6,891,042	6,789,725
内、各種報酬	786,127	881,875
内、固定報酬	6,104,915	5,907,850

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2024年および2023年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注27 その他の一般管理費用

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
データ費用	617,081	517,602
維持費	993,416	1,192,339
会費	1,300,323	6,968,897
専門家報酬	10,075,901	8,808,345
賃貸および関連費用	1,968,873	1,969,623
業務契約	5,410,449	5,660,765
業務費用	4,719,531	3,940,649
システム費用	5,100,833	5,138,430
通信費用	672,820	586,992
旅費、交通費、出張費	372,436	202,482
その他の費用	163,697	98,496
	31,395,360	35,084,620

注28 税金

28.1. 経常収益にかかる税金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
法人税	27,645,152	24,363,057
地方事業税	10,224,630	9,058,130
	37,869,782	33,421,187

28.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
付加価値税(VAT)	1,637,642	1,641,509
その他の税金	135,895	71,853
	<u>1,773,537</u>	<u>1,713,362</u>

注29 親会社

2020年12月31日以降、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注30 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律(以下「法律」という。)を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度(「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FGDL」という。))および投資者への補償制度(「ルクセンブルグ投資家補償制度」(以下「SIIIL」という。))は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれFGDLに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金(「ルクセンブルグ破綻処理基金」(以下「FRL」という。))に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収された。

法律第179条(1)において定義されるとおり、FGDLの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収された。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2024年12月31日終了年度において、当行のFRLへの年間拠出金は、338ユーロ(367米ドル)(訳注)(2023年:5,327,640ユーロ/5,716,313米ドル)であった。

(訳注)原文ではEUR 338.00(USD 366.87)と記載されているが、正しくはEUR 338(USD 367)である旨の確認が取れているため、本文書においては正しい内容に対する訳文を記載している。

注31 監査報酬

EUの監査法および監査法人の強制的ローテーションの枠組みにおいて、当行は、2020年度からピーディーオー オーディットを任命している。

当行の監査報酬は、以下のとおりである(付加価値税(VAT)を除く)。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
監査報酬	235,765	250,097
監査関連報酬	73,515	74,486
税務報酬	20,037	30,055
	<u>329,317</u>	<u>354,638</u>

監査人の提供されたその他の監査関連報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 2024年1月1日から2024年12月31日までの期間におけるI S A E 3402報告書

会計年度に関連する税務報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税(VAT)申告書の作成
- 付加価値税(VAT)サービス - 顧客確認(KYC)の投資家向けサービスに適用される付加価値税(VAT)処理のコンプライアンス

注32 金融商品の開示

32.1. 主要な非トレーディング金融商品

2024年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高(BCL準備金を含む)	3,286,867,465	0	0	0	3,286,867,465
財務省証券および類似証券	0	199,832,228	0	0	199,832,228
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,655,900,236	1,638,591,298	0	0	4,294,491,534
顧客に対するローンおよび貸付金	4,714,184	0	0	0	4,714,184
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
金融資産合計	5,947,481,885	1,838,423,526	0	0	7,785,905,411
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	2,506,417,471	0	0	0	2,506,417,471
顧客に対する未払金	4,535,446,327	0	0	0	4,535,446,327
金融負債合計	7,041,863,798	0	0	0	7,041,863,798
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	89,985	0	0	0	89,985
保証金合計	89,985	0	0	0	89,985

2023年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高(BCL準備金を含む)	2,935,193,869	0	0	0	2,935,193,869
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,202,093,277	1,414,630,785	0	0	3,616,724,062
顧客に対するローンおよび貸付金	7,905,238	0	0	0	7,905,238
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	2,738	2,738
その他の資産	0	0	0	0	0
金融資産合計	<u>5,145,192,384</u>	<u>1,414,630,785</u>	<u>0</u>	<u>2,738</u>	<u>6,559,825,907</u>
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	2,072,466,179	0	0	0	2,072,466,179
顧客に対する未払金	3,815,550,822	0	0	0	3,815,550,822
金融負債合計	<u>5,888,017,001</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>5,888,017,001</u>
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	88,703	0	0	0	88,703
保証金合計	<u>88,703</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>88,703</u>

32.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2024年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,502,893,757	0	0	0	1,502,893,757	30,015,653
スワップ	2,828,974,903	0	0	0	2,828,974,903	26,209,809
合計	4,331,868,660	0	0	0	4,331,868,660	56,225,462
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,537,068,361	0	0	0	1,537,068,361	30,000,897
スワップ	155,717,393	0	0	0	155,717,393	752
合計	1,692,785,754	0	0	0	1,692,785,754	30,001,649

上記の金額には、取引日が2024年12月31日以前で、評価日が2024年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2023年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,732,460,231	0	0	0	1,732,460,231	12,817,030
スワップ	1,589,457,158	0	0	0	1,589,457,158	3,516,149
合計	3,321,917,389	0	0	0	3,321,917,389	16,333,179
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,738,235,564	0	0	0	1,738,235,564	12,798,135
スワップ	1,253,765,427	0	0	0	1,253,765,427	27,860,760
合計	2,992,000,991	0	0	0	2,992,000,991	40,658,895

上記の金額には、取引日が2023年12月31日以前で、評価日が2023年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

32.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2024年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2024年 簿価 米ドル	2023年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	3,286,867,465	2,935,193,869
内、BCL最低準備金	69,995,793	58,781,214
EU加盟国	3,286,867,465	2,935,193,869
財務省証券および類似証券	199,832,228	0
北および中央アメリカ	199,832,228	0
金融機関に対するローンおよび貸付金	4,294,491,534	3,616,724,062
EU加盟国	436,090,034	335,748,290
北および中央アメリカ	139,883,453	53,432,726
アジア	3,513,421,323	3,041,245,689
ヨーロッパ、非EU加盟国	187,938,468	172,124,952
オーストラリアおよびニュージーランド	17,158,256	14,172,405
顧客に対するローンおよび貸付金	4,714,184	7,905,238
EU加盟国	988,290	10,844
北および中央アメリカ	3,697,764	7,894,383
アジア	0	11
ヨーロッパ、非EU加盟国	28,130	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	2,738
EU加盟国	0	2,738
その他の資産	828	690
EU加盟国	828	690
合計	7,785,906,239	6,559,826,597

32.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2024年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2024年 未払想定元本 米ドル	2024年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	116,880,770	167,935
アメリカ	1,280,350,167	27,061,976
アジア	80,506,769	1,112,478
ヨーロッパ、非EU加盟国	25,156,049	1,673,263
スワップ		
ヨーロッパ、非EU加盟国	2,828,974,905	26,209,809
合計	4,331,868,660	56,225,461

2023年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2023年 未払想定元本 米ドル	2023年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	3,386,292	96,936
アメリカ	81,465,147	1,102,919
アジア	264,357,581	3,211,972
ヨーロッパ、非EU加盟国	1,383,251,211	8,405,204
スワップ		
ヨーロッパ、非EU加盟国	1,589,457,158	3,516,149
合計	3,321,917,389	16,333,180

注33 後発事象

当行は、2024年12月31日から現在の財務書類の発行が承認された日までに発生したであろう調整された、または調整されない事象については認識していない。

注34 偶発事象

通常の営業過程で発生する可能性があるため、当行は、時には、一定の請求の対象となることがある。訴訟の結果は本質的に不確定である。現在進行中の訴訟について、重大な請求が請求権者に有利になる可能性は経営陣により低いと見なされているため、当該財務書類には関連する引当金は計上されていない。過去の事象について信頼性のある評価が可能な場合には、それぞれの引当金を計上する。

注35 第2の柱

当事業体は、第2の柱の対象となるグループに属している。ルクセンブルクでは第2の柱の法律が制定されており、その対象となる当行にも適用される。この法律は、2023年12月31日以降に開始する会計年度より施行された。

この枠組みの下、当グループのルクセンブルクの構成事業体は、第2の柱のルクセンブルクの実効税率と最低税率である15%との差額に相当するトップアップ課税を支払うことが求められる。

当グループは、移行期間中の国別報告書(CbCR)のセーフハーバー・ルールの影響評価を実施し、ルクセンブルクの構成事業体は簡易実効税率(ETR)のテストに準拠することが見込まれるとの結論に達した。その結果、これらの事業体は2024年に追加課税または適格国内ミニマム課税(QDMTT)の対象とはならない見込みである。

注36 資産に係るリターン(「R A」)

当行の資産に係るリターンは以下の通りである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
資産合計	7,891,504,120	6,638,031,293
当期利益	114,746,918	97,882,738
資産に係るリターン	1.45%	1.47%

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2024

(in USD)

ASSETS

	Notes	2024	2023
Cash, balances with central banks and post office banks	32.1., 32.3.	3.286.867.465	2.935.193.869
Treasury bills and similar securities	32.1., 32.3	199.832.228	0
Loans and advances to credit institutions	3, 16, 32.1., 32.3.	4.294.491.534	3.616.724.062
a) repayable on demand		2.066.200.527	1.603.412.205
b) other loans and advances		2.228.291.007	2.013.311.857
Loans and advances to customers	32.1., 32.3.	4.714.184	7.905.238
Shares and other variable-yield securities	4, 32.1., 32.3.	0	2.738
Fixed Assets	5	3.903.373	2.742.761
Other assets	6	828	690
Prepayments and accrued income	7, 16	101.694.508	75.461.935
TOTAL ASSETS	8	<u>7.891.504.120</u>	<u>6.638.031.293</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2024

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2024	2023
Amounts owed to credit institutions	16, 32.1.	2.506.417.471	2.072.466.179
a) repayable on demand		2.506.417.471	2.072.466.179
b) with agreed maturity dates		0	0
Amounts owed to customers	9, 16, 32.1.	4.535.446.327	3.815.550.822
a) repayable on demand		4.535.446.327	3.815.550.822
b) with agreed maturity dates		0	0
Other liabilities	10	1.192.954	1.229.105
Accruals and deferred income	11, 16	37.659.075	58.526.361
Provisions		45.239.623	39.457.074
a) provisions for taxation	12	42.603.767	37.241.146
b) other provisions	13	2.635.856	2.215.928
Subscribed capital	14	187.117.966	187.117.966
Reserves	15	463.212.940	364.038.890
Result brought forward	15	470.846	1.762.158
Profit for the financial year		114.746.918	97.882.738
TOTAL LIABILITIES	17	<u>7.891.504.120</u>	<u>6.638.031.293</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2024

(in USD)

	Notes	2024	2023
Contingent liabilities	18, 32.1.	89.985	88.703
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		89.985	88.703
Fiduciary operations	21	46.487.696.372	52.561.295.560

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
 Year ended December 31, 2024
 (in USD)

	Notes	2024	2023
Interest receivable and similar income		334,798,656	305,406,272
<u>of which:</u>			
- Negative interest received on amounts owed to credit institutions and to customers		170,130	419,480
- From Fixed Income securities		839,678	
- Interest Gain from foreign currency swap		42,495,059	54,460,452
Interest payable and similar charges		(217,563,057)	(207,634,601)
<u>of which:</u>			
- Negative interest paid on loans and advances and on balances with credit institutions		(226,173)	(505,331)
- Interest Loss from foreign currency swap		(2,772,774)	(4,270,379)
Income from securities		0	0
Income from shares and other variable yield securities		0	0
Commission receivable	22	121,307,445	120,905,992
Commission payable		(31,659,133)	(33,509,033)
Net profit on financial operations		5,462,993	4,397,406
Other operating income	23	6,648,265	7,382,356
General administrative expenses		(58,406,260)	(60,136,136)
a) staff costs	25, 26	(27,010,900)	(25,051,516)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(21,603,840)	(20,355,899)
- social security costs		(2,394,518)	(2,584,124)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1,584,280)	(1,545,058)
b) other administrative expenses	27, 31	(31,395,360)	(35,084,620)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1,338,269)	(1,275,260)
Other operating charges	24	(4,860,403)	(2,519,709)
Tax on profit on ordinary activities	12, 28.1	(37,869,782)	(33,421,187)
Profit on ordinary activities after tax		<u>116,520,455</u>	<u>99,596,100</u>
Other taxes not shown under the preceding items	28.2	(1,773,537)	(1,713,362)
Profit for the financial year		<u><u>114,746,918</u></u>	<u><u>97,882,738</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

The Bank's Board of Directors has made an assessment of the Bank's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Bank has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, the Board of Directors is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Bank's ability to continue as a going concern. Therefore, the annual accounts continue to be prepared on the going concern basis.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

The main foreign currency exchange rates used as at December 31, 2024 are as follows:

1 USD = 1,25240000 GBP

1 USD = 0,00636294 JPY

1 USD = 1,03550000 EUR

- 19 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

2.3. Financial instruments2.3.1 Debt securities – Treasury bills

Investments in Debt securities are recorded at acquisition costs, including transaction cost. If the intention of the entity is to hold the debt securities to maturity and they are held only for collection of contractual cash flows, i.e. solely for receiving payments of principal and interest, they are classified at amortised cost. Interest income from these financial assets is included in Interest receivables and similar income using effective interest method.

If the market value of Debt securities at balance sheet date is lower than acquisition cost and this reduction is considered as permanent, a value adjustment is recorded. If the decrease in value is not considered as permanent no adjustment is made. If the market value exceeds the acquisition cost no impairment adjustment is recorded.

Debt securities are derecognised when the right for contractual cash flow expires.

2.3.2 Derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2024 (2023: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

- 20 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise, but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2024 (2023: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

2.9. Taxes

Taxes are accounted for on an accrual basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.10. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.11. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.13. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand, presented at their nominal value may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2024 USD	2023 USD
Not more than three months	2.655.900.236	2.202.093.277
More than three months but less than one year	<u>1.638.591.298</u>	<u>1.414.630.785</u>
	<u>4.294.491.534</u>	<u>3.616.724.062</u>

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consisted entirely of unlisted securities have been disposed during the current financial year 2024: USD 0 (2023: USD 2.738).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Tangible assets	3,545,334	467,834	(2,069,399)	(221,934)	1,727,221	1,120,541	606,679
a) Hardware	1,033,568	25,677	(385,532)	(64,700)	608,987	538,934	70,053
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,511,766	442,157	(1,683,867)	(157,234)	1,118,234	581,607	536,626
2. Intangible assets	24,247,135	2,151,402	(4,383,335)	(1,396,064)	20,617,076	17,320,381	3,296,694
a) Software	22,301,696	2,151,402	(4,383,335)	(1,396,064)	18,671,637	15,374,942	3,296,694
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Total Fixed Assets	27,792,469	2,619,236	(6,452,734)	(1,617,998)	22,344,297	18,440,922	3,903,373

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

	2024	2023
	USD	USD
Other assets	828	690
	<u>828</u>	<u>690</u>

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Accrued interest income	51,215,873	30,925,318
Accrued Interest income on swaps	1,016,193	17,079,967
Commission from the Management Company	746,915	691,916
Commission on fiduciary operations	1,141,795	4,411,547
Commission on global custody	8,924,903	6,317,669
Commission on investment funds	9,463,198	10,617,073
Other accrued income	2,037,276	1,574,684
Other Commissions	1,333,062	881,536
Other prepayments	0	0
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	24,854,537	0
Prepaid general expenses	985,936	567,781
Prepaid income taxes	114,246	0
VAT recoverable	(139,426)	2,394,444
	<u>101,694,508</u>	<u>75,461,935</u>

- 25 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2024, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 4,981,621,281 (2023: USD 4,585,122,868).

NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2024, there is no debts other than those repayable on demand owed to customers. (as at December 31, 2023 debts other than repayable on demand amounted to USD 0).

NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Preferential creditors	951,876	971,611
Sundry creditors	<u>241,078</u>	<u>257,494</u>
	<u>1,192,954</u>	<u>1,229,105</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Accrued commission	7,675,294	8,561,263
Accrued general expenses	9,047,023	7,790,425
Accrued interest expenses	19,335,272	15,081,748
Other deferred income	12,081	15,411
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	0	26,800,870
Other accrued expenses	1,589,405	276,644
	37,659,075	58,526,361

NOTE 12 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

The Bank prepares its annual accounts in USD, currency in which its statutory capital is denominated.

In September 2018 the Tax Authorities authorized the Bank to use the USD tax functional currency in accordance with the Circular L.G.-A no 60 dated June 21, 2016.

Consequently, the fiscal and commercial balance sheets are established in the same currency the USD.

As at December 31, 2024, there is no deferred tax.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 13 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2024	2023
	USD	USD
Provision for staff remuneration	<u>2.635.856</u>	<u>2.215.928</u>
	<u>2.635.856</u>	<u>2.215.928</u>

NOTE 14 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2024, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.966 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 15 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2024	15.676.130	348.362.760	1.762.158
Profit for the year ended December 31, 2023	0	0	97.882.738
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	0
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2023	0	14.060.000	(14.060.000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2018	0	(9.981.000)	9.981.000
- Allocation to Free reserve	0	92.000.000	(92.000.000)
- Allocation to Legal reserve	<u>3.095.050</u>	<u>0</u>	<u>(3.095.050)</u>
Balance at December 31, 2024	<u>18.771.180</u>	<u>444.441.760</u>	<u>470.846</u>

- 28 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31 2024, the special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 62,490,675 (2023: USD 58,411,675).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 28, 2024, the Bank has allocated an amount of USD 14,060,000 to special reserve for Net Worth Tax 2024 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2019 which amounted to USD 9,981,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2024.

Years	2024 Reserve for Net Worth Tax USD
2020	10,911,000
2021	11,874,000
2022	12,265,675
2023	13,380,000
2024	14,060,000
Balance at December 31, 2024	<u>62,490,675</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 16 - RELATED PARTY BALANCES

As of December 31, 2024, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2024	2023
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	3,530,745,328	2,982,750,453
Prepayments and accrued income	<u>51,409,241</u>	<u>18,601,641</u>
	<u>3,582,154,569</u>	<u>3,001,352,094</u>

LIABILITIES

	2024	2023
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	2,453,893,363	1,942,039,398
Amounts owed to customers	487,520,002	339,089,048
Accruals and deferred income	<u>11,814,569</u>	<u>8,300,550</u>
	<u>2,953,227,934</u>	<u>2,289,428,996</u>

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2024, the aggregate amount of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 4,981,621,281 (2023: 4,585,122,870).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>89,985</u>	<u>88,703</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off-Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings		
From 1 to 5 years	3,150,645	703,210
More than 5 years	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>3,150,645</u>	<u>703,210</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2024 and 2023:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2024	2023
	USD	USD
Fees on Investment Funds	28.904.862	27.782.396
Fees on Global custody from Institutional customers	83.848.999	84.167.200
Fees on Fiduciary transactions	4.502.435	4.634.416
Fees on Services to Management Company	848.860	1.060.166
Other fees and commissions	3.202.289	3.261.814
	<u>121.307.445</u>	<u>120.905.992</u>

- 32 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

Commissions receivables consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

By application of Article 69(2) of the law of June 17, 1992, on the annual accounts of credit institutions sources of income have not been analysed by geographical region.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 23 - OTHER OPERATING INCOME

	2024	2023
	USD	USD
Adjustment of Income taxes regarding previous years	21.422	93.745
Adjustment for commission previous years	2.698.513	5.410.115
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	2.818.786	874.597
Sub-Custodian refund (*)	1.108.055	217.437
Adjustment of VAT regarding previous years		779.823
Other operating income	1.489	6.639
	<u>6.648.265</u>	<u>7.382.356</u>

(*) Sub-Custodian refund: Migration costs refund from Citibank relating to change of sub-custodian from Brown Bother Harriman to Citibank.

NOTE 24 - OTHER OPERATING CHARGES

	2024	2023
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	2.015.093	393.238
Commission on previous years	1.709.746	1.691.949
Interest on previous years	621.603	77.704
Others operating losses	513.961	356.818
	<u>4.860.403</u>	<u>2.519.709</u>

NOTE 25 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2024	2023
	Number	Number
Senior management	33	33
Middle management	110	95
Employees	37	45
	<u>180</u>	<u>173</u>

- 34 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 26 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Senior management	<u>6.891.042</u>	<u>6.789.725</u>
<i>Of which variable remuneration</i>	786.127	881.875
<i>Of which fix remuneration</i>	6.104.915	5.907.850

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2024 and 2023, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 27 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2024	2023
	USD	USD
Data charges	617.081	517.602
Maintenance	993.416	1.192.339
Membership fees	1.300.323	6.968.897
Professional fees	10.075.901	8.808.345
Rent and related expenses	1.968.873	1.969.623
Service contracts	5.410.449	5.660.765
Service fee	4.719.531	3.940.649
System cost	5.100.833	5.138.430
Telecommunication expenses	672.820	586.992
Travelling, moving, business trips	372.436	202.482
Other expenses	<u>163.697</u>	<u>98.496</u>
	<u>31.395.360</u>	<u>35.084.620</u>

- 35 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 28 - TAX

28.1. Tax on profit on ordinary activities

	2024	2023
	USD	USD
Corporate Income Tax	27,645,152	24,363,057
Municipal Business Tax	<u>10,224,630</u>	<u>9,058,130</u>
	<u>37,869,782</u>	<u>33,421,187</u>

28.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2024	2023
	USD	USD
VAT	1,637,642	1,641,509
Other taxes	<u>135,895</u>	<u>71,853</u>
	<u>1,773,537</u>	<u>1,713,362</u>

NOTE 29 - PARENT UNDERTAKING

Since December 31, 2020, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 30 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee scheme ("*Fonds de garantie des dépôts Luxembourg*") (FGDL) and the investor compensation system ("*Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg*") (SIIL) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100,000 and investments up to an amount of EUR 20,000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100,000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("*Fonds de resolution Luxembourg*") (FRL), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount was collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount was collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2024, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 338.00 (USD 366.87). (2023: EUR 5.327.640 / USD 5.716.313).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 31 - AUDIT FEES

Within the framework of the EU audit legislation and the mandatory audit firm rotation, the Bank has appointed BDO Audit S.A. starting from the fiscal year 2020.

The fees of the Auditor of the Bank are as follows (excluding VAT):

	2024	2023
	USD	USD
Audit fees	235.765	250.097
Audit related fees	73.515	74.486
Tax fees	<u>20.037</u>	<u>30.055</u>
	<u>329.317</u>	<u>354.638</u>

The other audit related fees provided of the Auditor included the following Service:

- ISAE 3402 Report for the period from January 1, 2024 to December 31, 2024.

The tax fees in relation to the financial year included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns;
- VAT services - compliance of VAT treatment applicable to KYC investor services.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 32 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

32.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2024, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL (including BCL reserve)	3,286,867,465	0	0	0	3,286,867,465
Treasury bills and similar securities	0	199,832,228	0	0	199,832,228
Loans and advances to credit institutions	2,655,900,236	1,638,591,298	0	0	4,294,491,534
Loans and advances to customers	4,714,184	0	0	0	4,714,184
Shares and other variable yield securities	0	0	0	0	0
Other Assets	0	0	0	0	0
Total Financial Assets	5,947,481,885	1,838,423,526	0	0	7,785,905,411
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	2,506,417,471	0	0	0	2,506,417,471
Amounts owed to customers	4,535,446,327	0	0	0	4,535,446,327
Total Financial Liabilities	7,041,863,798	0	0	0	7,041,863,798
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees	89,985	0	0	0	89,985
Total Guarantees	89,985	0	0	0	89,985

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 32 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

32.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2023, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL (including BCL reserve)	2,935,193,869	0	0	0	2,935,193,869
Loans and advances to credit institutions	2,202,093,277	1,414,630,785	0	0	3,616,724,062
Loans and advances to customers	7,905,238	0	0	0	7,905,238
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,738	2,738
Other Assets	0	0	0	0	0
Total Financial Assets	5,145,192,384	1,414,630,785	0	2,738	6,559,825,907
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	2,072,466,179	0	0	0	2,072,466,179
Amounts owed to customers	3,815,550,822	0	0	0	3,815,550,822
Total Financial Liabilities	5,888,017,001	0	0	0	5,888,017,001
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees	88,703	0	0	0	88,703
Total Guarantees	88,703	0	0	0	88,703

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

32.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2024, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,502,893,757	0	0	0	1,502,893,757	30,015,653
Swaps	2,828,974,903	0	0	0	2,828,974,903	26,209,809
Total	4,331,868,660	0	0	0	4,331,868,660	56,225,462
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,537,068,361	0	0	0	1,537,068,361	30,000,897
Swaps	155,717,393	0	0	0	155,717,393	752
Total	1,692,785,754	0	0	0	1,692,785,754	30,001,649

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2024 and a value date after December 31, 2024.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

As at December 31, 2023, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,732,460,231	0	0	0	1,732,460,231	12,817,030
Swaps	1,589,457,158	0	0	0	1,589,457,158	3,516,149
Total	<u>3,321,917,389</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,321,917,389</u>	<u>16,333,179</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,738,235,564	0	0	0	1,738,235,564	12,798,135
Swaps	1,253,765,427	0	0	0	1,253,765,427	27,860,760
Total	<u>2,992,000,991</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,992,000,991</u>	<u>40,658,895</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2023 and a value date after December 31, 2023.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

32.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2024 the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2024	2023
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3,286,867,465	2,935,193,869
<i>Of which BCL minimum reserve</i>	<i>69,995,793</i>	<i>58,781,214</i>
<i>EU member countries</i>	<i>3,286,867,465</i>	<i>2,935,193,869</i>
Treasury bills and similar securities	199,832,228	0
<i>North & Central America</i>	<i>199,832,228</i>	<i>0</i>
Loans and advances to credit institutions	4,294,491,534	3,616,724,062
<i>EU member countries</i>	<i>436,090,034</i>	<i>335,748,290</i>
<i>North & Central America</i>	<i>139,883,453</i>	<i>53,432,726</i>
<i>Asia</i>	<i>3,513,421,323</i>	<i>3,041,245,689</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>187,938,468</i>	<i>172,124,952</i>
<i>Australia and New Zealand</i>	<i>17,158,256</i>	<i>14,172,405</i>
Loans and advances to customers	4,714,184,000	7,905,238
<i>EU member countries</i>	<i>988,290</i>	<i>10,844</i>
<i>North & Central America</i>	<i>3,697,764</i>	<i>7,894,383</i>
<i>Asia</i>	<i>0</i>	<i>11</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>28,130</i>	<i>0</i>
Shares and other variable yield securities	0	2,738
<i>EU member countries</i>	<i>0</i>	<i>2,738</i>
Other Assets	828	690
<i>EU member countries</i>	<i>828</i>	<i>690</i>
Total	<u>7,785,906,239</u>	<u>6,559,826,597</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

32.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2024, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2024 Notional/payable amount in USD	2024 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	116.880.770	167.935
<i>America</i>	1.280.350.167	27.061.976
<i>Asia</i>	80.506.769	1.112.478
<i>Europe, non-EU member countries</i>	25.156.049	1.673.263
Swaps		
<i>Europe, non-EU member countries</i>	2.828.974.905	26.209.809
Total	4.331.868.660	56.225.461

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

As at December 31, 2023, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2023 Notional/payable Amount in USD	2023 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3,386,292	96,936
<i>America</i>	81,465,147	1,102,919
<i>Asia</i>	264,357,581	3,211,972
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1,383,251,211	8,405,204
Swaps		
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1,589,457,158	3,516,149
Total	<u>3,321,917,389</u>	<u>16,333,180</u>

NOTE 33 - SUBSEQUENT EVENTS

The Bank is not aware of any adjusting or non-adjusting event that would have occurred between December 31, 2024 and the date when the present annual accounts were authorised for issue.

NOTE 34 - CONTINGENCIES

As it may occur in the normal course of business, the Bank is occasionally subject to certain claims. The outcome of litigations is intrinsically uncertain. The likelihood of any material claim being found in favour of a claimant for the litigation currently in process is viewed as remote by the Management; accordingly, no related provisions are made in these annual accounts. Should a reliable evaluation of a past event be possible, the respective provision will be made.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2024

- continued -

NOTE 35 - PILLAR TWO

The entity belongs to a group that falls within the scope of Pillar Two. Pillar Two legislation has been enacted in Luxembourg and applies to the Company, as it falls within its scope. This legislation came into effect for fiscal years starting on or after December 31, 2023.

Under this framework, the Luxembourg Constituent Entities of the Group are required to pay a top-up tax corresponding to the difference between the effective Pillar Two Luxembourg tax rate and the minimum threshold of 15%.

The Group has conducted an impact assessment of the transitional Country-by-Country Reporting (CbCR) safe harbour rules and concluded that the Luxembourg Constituent Entities are expected to comply with the simplified Effective Tax Rate (ETR) test. As a result, these entities should not be subject to any top-up tax or Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT) in 2024.

NOTE 36 - RETURN ON ASSETS ("ROA")

The Bank's return on assets is as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Total assets	7,891,504,120	6,638,031,293
Profit of the financial year	<u>114,746,918</u>	<u>97,882,738</u>
Return on Assets	<u>1.45%</u>	<u>1.47%</u>

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=153.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2025年6月30日現在

(単位:米ドル)

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
010	現金、中央銀行における現金残高およびその他の要求払預金	7,073,867,940.71	1,086,970,548
020	手元現金		
030	中央銀行における現金残高	5,286,976,523.82	812,396,813
040	その他の要求払預金	1,786,891,416.89	274,573,735
050	売買目的で保有される金融資産	7,314,646.15	1,123,969
060	デリバティブ	7,314,646.15	1,123,969
070	持分証券		
080	債務証券		
090	ローンおよび貸付金		
096	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
097	持分証券		
098	債務証券		
099	ローンおよび貸付金		
100	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産		
120	債務証券		
130	ローンおよび貸付金		
141	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
142	持分証券		
143	債務証券		
144	ローンおよび貸付金		
181	償却後原価における金融資産	2,676,833,909.74	411,322,299
182	債務証券	200,121,997.10	30,750,746
183	ローンおよび貸付金	2,476,711,912.64	380,571,552
240	デリバティブ・ヘッジ会計		
250	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
260	子会社、合併会社および関連会社への投資		
270	有形資産	3,535,383.85	543,247
280	有形固定資産	3,535,383.85	543,247
290	投資不動産		
300	無形資産	3,854,946.40	592,351
310	営業権		
320	その他の無形資産	3,854,946.40	592,351
330	税金資産	205,693.19	31,607
340	現行税金資産	54,693.19	8,404
350	繰延税金資産	151,000.00	23,203
360	その他の資産	28,834,681.42	4,430,737
370	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
380	資産合計	9,794,447,201.45	1,505,014,757

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2025年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
010	売買目的で保有される金融負債	45,284,888.19	6,958,476
020	デリバティブ	45,284,888.19	6,958,476
030	ショート・ポジション		
040	預金		
050	発行済み債務証券		
060	その他の金融負債		
070	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債		
080	預金		
090	発行済み債務証券		
100	その他の金融負債		
110	償却後原価で測定される金融負債	8,877,059,683.25	1,364,048,991
120	預金	8,874,159,320.75	1,363,603,321
130	発行済み債務証券		
140	その他の金融負債	2,900,362.50	445,670
150	デリバティブ-ヘッジ会計		
160	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
170	引当金		
180	年金およびその他の退職後給付金債務		
190	その他の長期従業員給付金		
200	再編		
210	係属中の法的問題および租税訟務		
220	コミットメントおよび保証		
230	その他の引当金		
240	税金負債	19,943,130.78	3,064,461
250	現行税金負債	19,943,130.78	3,064,461
260	繰延税金負債		
270	要求払株式資本		
280	その他の負債	31,363,057.90	4,819,247
290	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
300	負債合計	8,973,650,760.12	1,378,891,176

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2025年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

		米ドル	千円
010	資本	187,117,965.90	28,752,547
020	払込資本	187,117,965.90	28,752,547
030	未払込請求資本		
040	株式発行差金		
050	資本を除く発行済みエクイティ商品		
060	複合金融商品のエクイティ部分		
070	その他の発行済みエクイティ商品		
080	その他のエクイティ		
090	その他の累積包括利益	0.00	0
095	損益に再分類されることがない項目		
100	有形資産		
110	無形資産		
120	確定給付型年金制度に係る数理計算上の利益または(-)損失		
122	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
124	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
320	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動		
330	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値ヘッジに対するヘッジ非有効性		
340	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動〔ヘッジ項目〕		
350	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動〔ヘッジ手段〕		
360	信用リスク変動に帰属する損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債の公正価値変動		
128	損益に再分類されることがある項目		
130	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
140	外貨換算		
150	ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金〔有効部分〕		
155	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券の公正価値変動		
165	ヘッジ手段〔指定されていない要素〕		
170	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
180	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
190	利益剰余金	311,172.00	47,815
200	再評価準備金		
210	その他の準備金	577,902,940.12	88,800,566
220	持分法を用いて計上される子会社、合併会社および関連会社への投資の準備金または累積損失		
230	その他	577,902,940.12	88,800,566
240	(-)自己株式		
250	親会社株主に帰属する損益	55,464,363.31	8,522,654

米ドル

千円

		米ドル	千円
260	(-) 中間配当		
270	少数株主持分〔非支配持分〕		
280	その他の累積包括利益		
290	その他の項目		
300	資本合計	820,796,441.33	126,123,581
310	資本および負債合計	9,794,447,201.45	1,505,014,757

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2025年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

		米ドル	千円
010	利息収益	163,277,168.12	25,089,170
020	売買目的で保有される金融資産	33,629,592.98	5,167,523
025	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
030	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産		
041	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
051	償却後原価における金融資産	121,674,591.62	18,696,518
070	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
080	その他の資産	7,972,659.04	1,225,079
085	負債に係る利息収益	324.48	50
090	(支払利息)	97,367,308.15	14,961,461
100	(売買目的で保有される金融負債)	530,889.77	81,577
110	(損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債)		
120	(償却後原価で測定される金融負債)	96,768,975.69	14,869,521
130	(デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク)		
140	(その他の負債)	22,795.79	3,503
145	(資産に係る支払利息)	44,646.90	6,860
150	(要求払株式資本に係る費用)		
160	受取配当		
170	売買目的で保有される金融資産		
175	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
191	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
192	持分法を用いて計上されるもの以外の子会社、合併会社および 関連会社への投資		
200	受取手数料	58,175,220.51	8,939,204
210	(支払手数料)	19,516,151.75	2,998,852
220	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負 債の認識除外に係る利益または(-)損失、純額		
231	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
241	償却後原価における金融資産		
260	償却後原価で測定される金融負債		
270	その他		
280	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益または (-)損失、純額	2,710,980.89	416,569
287	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される売買目的保 有以外の金融資産に係る利益または(-)損失、純額		
290	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した 金融資産および負債に係る利益または(-)損失、純額		
300	ヘッジ会計からの利益または(-)損失、純額		
310	為替差額[利益または(-)損失]、純額		
320	子会社、合併会社および関連会社への投資の認識除外に係る利 益または(-)損失、純額		
330	非金融資産の認識除外に係る利益または(-)損失、純額		
340	その他の事業収益	2,497,419.28	383,753

米ドル

千円

		米ドル	千円
350	(その他の事業費用)	2,589,674.00	397,929
355	事業収益合計、純額	107,187,654.90	16,470,455
360	(管理費用)	32,206,480.57	4,948,848
370	(従業員費用)	15,342,379.97	2,357,510
380	(その他の管理費用)	16,864,100.60	2,591,338
385	(破綻処理基金および預金保証制度に拠出する現金)	2,330.43	358
390	(減価償却)	1,480,506.43	227,495
400	(有形固定資産)	714,137.26	109,734
410	(投資不動産)		
420	(その他の無形資産)	766,369.17	117,760
425	修正利益または(-)損失、純額		
426	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
427	償却後原価における金融資産		
430	(引当金または(-)引当金の戻入)		
435	(破綻処理基金および預金保証制度に支払うコミットメント)		
440	(コミットメントおよび保証)		
450	(その他の引当金)		
460	(損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損または(-)減損の戻入)	40,210.64	6,179
481	(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)		
491	(償却後原価における金融資産)	40,210.64	6,179
510	(子会社、合併会社および関連会社への投資の減損または(-)減損の戻入)		
520	(非金融資産に係る減損または(-)減損の戻入)		
530	(有形固定資産)		
540	(投資不動産)		
550	(営業権)		
560	(その他の無形資産)		
570	(その他)		
580	損益認識されるマイナスの営業権		
590	持分法を用いて計上される子会社、合併会社および関連会社への投資の利益または(-)損失の持分		
600	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される売却グループからの利益または(-)損失		
610	継続事業からの税引前利益または(-)損失	73,458,126.83	11,287,576
620	(継続事業からの損益に関する税金費用または(-)収入)	17,993,763.52	2,764,922
630	継続事業からの税引後利益または(-)損失	55,464,363.31	8,522,654
640	非継続事業からの税引後利益または(-)損失		
650	非継続事業からの税引前利益または(-)損失		
660	(非継続事業に関する税金費用または(-)収入)		
670	当期利益または(-)損失	55,464,363.31	8,522,654
680	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
690	親会社株主に帰属する金額	55,464,363.31	8,522,654

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

包括利益計算書

2025年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

米ドル

千円

		米ドル	千円
010	当期利益または(-)損失	55,464,363.31	8,522,654
020	その他の包括利益		
030	損益に再分類されることがない項目		
040	有形固定資産		
050	無形固定資産		
060	確定給付型年金制度に係る数理計算上の利益または(-)損失		
070	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
080	持分法を用いて計上される事業体のその他の認識済収益および費用の持分		
081	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動		
083	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券のヘッジ会計からの利益または(-)損失、純額		
084	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動(ヘッジ項目)		
085	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動(ヘッジ手段)		
086	信用リスクの変動に帰属する損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債の公正価値変動		
090	再分類されることがない項目に関する法人税等		
100	損益に再分類されることがある項目		
110	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
120	持分に帰属する評価益または(-)評価損		
130	損益に振替		
140	その他の再分類		
150	外貨換算		
160	持分に帰属する為替差益または(-)差損		
170	損益に振替		
180	その他の再分類		
190	キャッシュ・フロー・ヘッジ〔有効部分〕		
200	持分に帰属する評価益または(-)評価損		
210	損益に振替		
220	ヘッジ項目の当初帳簿価への振替		
230	その他の再分類		
231	ヘッジ手段〔指定されていない要素〕		
232	持分に帰属する評価益または(-)評価損		
233	損益に振替		
234	その他の再分類		
241	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券		
251	持分に帰属する評価益または(-)評価損		
261	損益に振替		
270	その他の再分類		
280	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
290	持分に帰属する評価益または(-)評価損		
300	損益に振替		
310	その他の再分類		

米ドル

千円

		米ドル	千円
320	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
330	損益に再分類される可能性のある項目に関する法人税等		
340	当期包括利益合計	55,464,363.31	8,522,654
350	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
360	親会社株主に帰属する金額	55,464,363.31	8,522,654

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、利害関係人との取引に関して特別の制限に服していない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、C S S Fは、1993年4月5日法(改正済)に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(MUFG Fund Services(Cayman) Ltd.)(「受託会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在、50,000米ドル(約7,683,000円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の規定に基づき事業を引き受けるために設立され、有効に存続し、許可されている。また、ミューチュアル・ファンド法に基づき認可されたミューチュアル・ファンド管理者であり、CIMAにより規制されている。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg) S.A.)(「保管会社」)

(イ) 資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況(1) 資本金の額」に記載の通り。

(ロ) 事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

(3) SOMPOアセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2026年1月末日現在、15億5,000万円

(ロ) 事業の内容

SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年2月に設立され、東京に本拠を置く独立した投資運用会社である。同社は、普通株式を東京証券取引所に上場した日本の会社であるSOMPOホールディングス株式会社の完全子会社である。投資運用会社は、金融商品取引業者として登録されており、金融商品取引法に基づき投資運用業および投資顧問業を行う資格を有している。2025年3月末日現在、投資運用会社の受託資産額は、投資顧問(助言含む)2兆4,038億円、投資信託2兆2,111億円である。

(4) ヌビーンアセットマネジメント エルエルシー(Nuveen Asset Management LLC)(「副投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

非開示

(ロ) 事業の内容

ヌビーンアセットマネジメントエルエルシーは、2025年12月末日現在、3,133億米ドル(約48兆円)を運用する、イリノイ州シカゴに本拠を置く運用会社であり、ファンダメンタル・エクイティ、課税および免税フィクスト・インカム、実物資産ならびに資産配分を含め、他とは異なった投資能力を提供している。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2026年1月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(MUFG Fund Services(Cayman) Ltd.)(「受託会社」兼「管理事務代行会社」)

信託証書に基づき、ファンドの受託業務および管理事務代行業務を行う。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg) S.A.)(「保管会社」)

保管契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。

(3) SOMPOアセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(4) ヌビーンアセットマネジメント エルエルシー(Nuveen Asset Management LLC)(「副投資運用会社」)

副投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

代行協会員としての業務ならびにファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドおよび三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要
 - 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
 - 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
 - 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
 - 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
 - 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
 - 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者
(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または
(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
- () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いら

れる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数の制限はない。

- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じ合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること

- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。

- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、リーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができる。目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができる。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。
・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載
・「ファンドは投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。」との趣旨を示す記載
・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) ファンド証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙

定義

本書において、以下の用語および表現は、以下に定められる意味を有する。

「管理事務代行会社」	エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドまたはファンドに関して管理事務代行者として選定されたその他の者をいう。
「AEOI」	<p>() 米国の1986年内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法律、規定または指針ならびに類似の金融口座情報報告および/または源泉徴収税制度の実施を図る、その他の法域で制定されたその他の類似の法律、規定もしくは指針</p> <p>() 税務における金融口座情報の自動的交換に関する経済協力開発機構(「OECD」)基準-共通報告基準(以下「CRS」という。)および関連指針</p> <p>() 上記()および()に記載される法律、規定、指針または基準を遵守、促進、補足または実施するために締結された、ケイマン諸島(またはケイマン諸島政府機関)とその他の法域(該当する法域の政府機関を含む。)との間の政府間協定、条約、規定、指針、基準その他契約、ならびに</p> <p>() 前項に概説される事項を実施するケイマン諸島の法律、規定または指針をいう。</p>
「代行協会員契約」	ファンドの代行協会員業務に関する管理会社と代行協会員の間の契約をいう。
「代行協会員」	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、または管理会社がファンドに関して随時任命するその他の代行協会員をいう。
「監査人」	プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島、またはファンドの監査人に随時任命されるその他の者もしくは企業をいう。
「ファンド営業日」	ニューヨーク、東京、ルクセンブルグおよびダブリンの銀行が営業を行っている日であり、かつニューヨーク証券取引所および東京証券取引が取引を行っている日(または受託会社が随時決定するその他の日)をいう。
「ファンドの基準通貨」	米ドルをいう。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいう。
「クラス」	ファンドの受益証券のクラスをいう。
「保管会社」	ルクセンブルク三菱UFJインバスターサービス銀行S.A.、またはファンドの資産の保管会社に随時任命されるその他の者をいう。
「保管契約」	ファンドの保管会社業務に関する受託会社と保管会社との間の契約をいう。
「取引日」	毎ファンド営業日(または受託会社が随時決定するその他の日)をいう。
「分配日」	2019年10月21日以降の毎年10月20日(当該日がファンド営業日でない場合には、翌ファンド営業日)または受託会社が決定するその他の日をいう。
「分配支払日」	通常は該当する分配日の5ファンド営業日後の日当たるか、または当該日より前のファンド営業日である分配の支払日をいう。

「分配基準日」	通常は該当する分配日の直前のファンド営業日となる分配の基準日および受託会社が決定するその他の日をいう。
「日本における販売会社」	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社またはファンドの販売会社として随時任命されるその他の者をいう。
「適格投資家」	(i) 米国の市民もしくは居住者、米国の州、領土、連邦もしくは所有地において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国の州、領土、連邦もしくは所有地において存続する法人、信託もしくはその他の団体(「米国人」)または米国人が執行者もしくは管理者である財団、()ケイマン諸島に所在または居住する者または団体(ケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。)、()欧州連合の市民もしくは居住者、()上記()から()に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または、受託会社が随時決定するその他の者をいう。
「計算期間」	各暦年の9月30日に終了する12か月の期間をいう。ただし、最初の計算期間は、ファンドの設立から2019年9月30日までの期間とする。
「トラスト」	マルチ・ストラテジーズ・トラストという名称の、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ免除ユニット・トラストをいう。
「重過失」	人について、当該人が他人に対して負う注意義務違反の結果について無謀に考慮せず行動することによる、過失を超えた行為規範をいう。
「投資制限」	投資運用会社がファンドの資産を投資する際に遵守する、英文目論見書補遺に定める投資制限をいう。
「投資運用会社」	SOMPOアセットマネジメント株式会社をいう。
「投資運用契約」	投資運用会社によるファンドの資産の運用に関する、受託会社と投資運用会社との間の投資運用契約をいう。
「設定日」	2019年5月28日をいう。
「管理会社」	ルクセンブルク三菱UFJインバスターサービス銀行S.A.をいう。
「英文目論見書」	随時、修正・補足される、トラストに関する目論見書をいう。
「純資産価額」	英文目論見書および信託証書記載の方法に従い計算される、ファンドのすべての資産からすべての負債を控除した価額をいう。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドまたはクラスの純資産価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数で除したものをいう。
「ポートフォリオ」	投資運用会社が運用および投資する、ファンドの資産をいう。
「買戻価格」	英文目論見書補遺に従い決定される、ファンドの受益証券が買い戻される受益証券1口当たり純資産価格をいう。
「英文目論見書補遺」	トラストの英文目論見書を補足する、英文目論見書補遺をいう。
「ファンド」	トラストのサブ・ファンドである、ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジーをいう。
「ファンド決議」	(a) ファンドの発行済受益証券の純資産価額の4分の3の過半数の、決議に対して議決権を有する保有者による書面で行われた決議、または、(b) ファンドの受益者集会において、当該受益者集会の受益者基準日時点の保有者で当該集会に本人が出席もしくは代理人により出席し、議決権を有し、かつ、投票する、ファンドの発行済受益証券の純資産価額の4分の3の過半数の保有者により可決された決議をいう。

「信託証書」	受託会社と管理会社の間で締結された2018年11月19日付信託証書(随時修正され、補足される。)をいう。
「受託会社」	エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドをいう。
「副投資運用会社」	ヌビーンアセットマネジメント エルエルシーをいう。
「申込価格」	英文目論見書補遺に従い決定される、ファンドの受益証券の申込みが行われる価格をいう。
「受益者」	ファンドの受益証券の保有者をいう。
「受益証券」	ファンドの資産の受益権を表章するファンドの受益証券をいう。
「評価日」	毎ファンド営業日(または受託会社が随時決定するその他の日)をいう。

独立監査人の監査報告書

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジーの受託会社としての
エムユーエフジー・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド御中

意見

我々は、ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー(マルチ・ストラテジーズ・トラストのサブ・ファンド)(以下「ファンド」という。)の投資有価証券明細表を含む、2024年9月30日現在の貸借対照表ならびに関連注記を含む同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書(以下総称して「財務書類」という。)で構成される、添付の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2024年9月30日現在のファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準(以下「米国GAAS」という。)に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ファンドから独立した立場で、我々の監査に関する倫理要件に従ってその他の倫理的責任を果たすことを求められている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類の作成および適正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持について責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類が発行可能となる日から1年間において、継続企業として存続するファンドの能力について、重要な疑義を生じさせる状況または事象が全体として考慮されているかどうかを評価することを求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、米国GAASに準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な欠落、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて発見できないリスクはより高い。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務書類に基づき合理的な利用者が行う決定に影響を及ぼす可能性が高い場合に、重要性があると判断される。

我々は、米国GAASに準拠して実施する監査において：

- ・ 監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案および実施する。かかる手続きには、財務書類の金額および開示に関する証拠の試査による検証も含まれる。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これはファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。したがって、当該意見の表明はない。
- ・ 使用される会計方針の適切性および経営陣が行った重要な会計上の見積りの合理性を評価し、財務書類全体の表示を評価する。
- ・ 合理的な期間において継続企業として存続するファンドの能力について、重要な疑義を生じさせる状況または事象が全体として考慮されているかどうかを我々の判断において結論付ける。

我々は、とりわけ計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した、監査上の重要な発見事項および特定の内部統制関連事項について、統治責任者に報告することが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年1月28日

[次へ](#)

Report of independent auditors

To MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Nuveen US Equity Long & Short Fund

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Nuveen US Equity Long & Short Fund (a sub-fund of Multi Strategies Trust) (the "Fund"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of September 30, 2024, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of September 30, 2024, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

January 28, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジーの受託会社としての
エムユーエフジー・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド御中

意見

我々は、ヌビーン・ダイナミックUSエクイティ・ストラテジー(マルチ・ストラテジーズ・トラストのサブ・ファンド)(以下「ファンド」という。)の投資有価証券明細表を含む、2025年9月30日現在の貸借対照表ならびに関連注記を含む同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書(以下総称して「財務書類」という。)で構成される、添付の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2025年9月30日現在のファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準(以下「米国GAAS」という。)に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ファンドから独立した立場で、我々の監査に関する倫理要件に従ってその他の倫理的責任を果たすことを求められている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類の作成および適正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持について責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類が発行可能となる日から1年間において、継続企業として存続するファンドの能力について、重要な疑義を生じさせる状況または事象が全体として考慮されているかどうかを評価することを求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、米国GAASに準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な欠落、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて発見できないリスクはより高い。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務書類に基づき合理的な利用者が行う決定に影響を及ぼす可能性が高い場合に、重要性があると判断される。

我々は、米国GAASに準拠して実施する監査において：

- ・ 監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案および実施する。かかる手続きには、財務書類の金額および開示に関する証拠の試査による検証も含まれる。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これはファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。したがって、当該意見の表明はない。
- ・ 使用される会計方針の適切性および経営陣が行った重要な会計上の見積りの合理性を評価し、財務書類全体の表示を評価する。
- ・ 合理的な期間において継続企業として存続するファンドの能力について、重要な疑義を生じさせる状況または事象が全体として考慮されているかどうかを我々の判断において結論付ける。

我々は、とりわけ計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した、監査上の重要な発見事項および特定の内部統制関連事項について、統治責任者に報告することが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース

2026年1月27日

[次へ](#)

Report of independent auditors

To MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Nuveen US Equity Long & Short Fund

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Nuveen US Equity Long & Short Fund (a sub-fund of Multi Strategies Trust) (the "Fund"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of September 30, 2025, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of September 30, 2025, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers
January 27, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

承認された監査人の報告書

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
取締役会各位
ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2024年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2024年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料	
当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由	監査における当該事項の対応方法
我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.13「収益の認識」および注22「未収手数料」を参照する。 2024年12月31日現在、未収手数料は121,307,445米ドルであった。未収手数料は主に、投資信託および全体保管業務から生じる。	我々の監査は、以下の手続きに注力した。 我々は、財務および経理部門とインタビューを行い、未収手数料の認識プロセスを理解した。 我々は、未収手数料に関する内部統制の策定および実施を評価し、関連する主要な統制の運用上の有効性を検証した。

各種手数料に適用される利率は、保管および管理される投資資産、合意ならびに提供されたサービスに応じたものである。

未収手数料の認識処理には、手作業による介入が含まれ、計上される取引量と併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。

我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。

異なる種類の手数料のサンプルについては、

- ・我々は、科目のサンプルとして、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、報酬条項の基礎となる契約および基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。

- ・我々は、期末後の支払いの未払手数料の受領に合意した。

- ・我々は、報酬および受取手数料のプロセスにおいて、「四つ目の原則」の適用に加え、無作為に追加項目を選択し、職務の適切な分別を確認することにより、不正リスクに対応した手続きに「予測不能」の要素を組み込んだ。

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、脅威を排除するための措置または適用される予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の監査報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2024年3月14日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は5年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。

我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

ルクセンブルグ、2025年4月15日

ビーディーオー オーディット、公認の監査法人を代表して

〔署名〕
パトリック・テラッチ

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Board of Directors of
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Bank as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the « Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenue recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
<p>We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.13 - Revenue Recognition and Note 22 on Commission Receivable of the annual accounts.</p> <p>Commission receivable amounted to USD 121,307,445 as of 31 December 2024. Commissions receivable mainly derive from investment funds and global custody operations.</p> <p>The applicable rates per each type of commission depend on the underlying assets under custody and administration, agreements and services provided.</p> <p>The recognition process of commission receivable includes manual intervention and it is considered to be a key audit matter due to the materiality of the related amounts, combined with the volume of transactions that are recorded.</p>	<p>Our audit focused on the following procedures:</p> <p>We held interviews with Finance and Billing department and obtained an understanding of the commission receivable recognition process.</p> <p>We assessed the design and implementation of the internal controls surrounding commission receivable and tested operating effectiveness of the relevant related key controls.</p> <p>We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.</p> <p>For a sample of the different types of commissions:</p> <ul style="list-style-type: none"> We tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions for a sample of items. This also included the reconciliation of the fee terms to the underlying contracts and the underlying basis to external evidence;

	<ul style="list-style-type: none"> • We agreed the receipt of accrued commissions to payments subsequent year end; • We included elements of “unpredictability” in the procedures performed in response to the risk of fraud by randomly selecting additional items and by verifying appropriate segregation of duties, as well as the application of the “4 eyes principle”, within the fee and commission income process.
--	---

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our audit report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as réviseur d'entreprises agréé by the Board of Directors on 14 March 2024 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 5 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

Luxembourg, 15 April 2025

BDO Audit
Cabinet de révision agréé
represented by

Patrick Terazzi

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。